

平成30年第5回山江村議会9月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	9月 5日	水	本会議	議 会 議 場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・議 案 審 議
2	9月 6日	木	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
3	9月 7日	金	休 会	村内一円 議会委員会室	午前 9時	<ul style="list-style-type: none"> ・現 地 調 査 会 ・常 任 委 員 会
4	9月 8日	土	休 日			
5	9月 9日	日	休 日			
6	9月10日	月	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
7	9月11日	火	休 会	球磨家畜市場 議会委員会室	午前 9時 午後 1時	<ul style="list-style-type: none"> ・常 任 委 員 会 ・議 案 審 議
8	9月12日	水	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
9	9月13日	水	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
10	9月14日	金	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

9 月 5 日 (水)

平成30年第5回山江村議会9月定例会（第1号）

平成30年9月5日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 同意第 1号 | 山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 同意第 2号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 40号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| 日程第 6 | 議案第 41号 | 山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 42号 | 山江村分収造林に係る地上権設定契約の解約について |
| 日程第 8 | 認定第 1号 | 平成29年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 2号 | 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 3号 | 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 4号 | 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 5号 | 平成29年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 6号 | 平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について |
| 日程第 14 | 認定第 7号 | 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 43号 | 平成30年度山江村一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 16 | 議案第 44号 | 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号） |
| 日程第 17 | 議案第 45号 | 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号） |

- 日程第18 議案第46号 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第2号)
- 日程第19 議案第47号 平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第
1号)
- 日程第20 議案第48号 平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予
算(第1号)
- 日程第21 議案第49号 平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予
算(第1号)
- 日程第22 請願第 1号 二連木堰再利用に関する請願書
- 日程第23 陳情第 1号 濁毛地区水田の浸水被害に関する陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治君	教育長 藤本 誠一君
総務課長 北田 愛介君	税務課長 山口 明君
企画調整課長 松尾 充章君	産業振興課長 平山 辰也君
健康福祉課長 一二三 信幸君	建設課長 白川 俊博君
教育課長 蕨野 昭憲君	会計管理者 迫田 教文君
農業委員会事務局長 柳瀬 真奈美君	代表監査委員 木下 久人君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。平成30年第5回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

それでは、8月10日、議会臨時会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

また、地方自治法第199条第9項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が監査委員よりお手元に配付しましたとおり提出されております。

諸般の報告につきましてはお手元に配付してございますので、もろもろにつきましてご報告申し上げます。

8月17日、人吉球磨広域行政組合議会運営委員会。アクアパークで開催されております。

8月24日、人吉球磨広域行政組合議会定例会がクリーンプラザにて開催されております。

8月27日、第5回議会運営委員会。議会委員会室にて委員各位において開催されております。

8月30日、町村議会議長会監査が当議会委員会室で開催されております。

8月31日、第9回議会全員協議会が議会委員会室にて開催されております。

9月3日、定例郡町村議長会が球磨地域振興局にて開催されております。

以上を申し上げます、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会及び常任委員会の視察研修が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料は配付しております。

人吉球磨広域行政組合議会議員、6番、谷口予志之議員より報告をお願いいたします。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） おはようございます。それでは、平成30年度第2回人吉球磨広域行政組合臨時会及び平成30年度第3回議会定例会の2回の議会が、10時から人吉球磨クリーンプラザで開催されておりますので、その報告をいたします。

まず、第2回の議会臨時会は平成30年5月25日に開催され、日程第1の議席

の指定では球磨村選出議員の任期満了による改選により、新たに選出された議員の議席が松野富雄議員を24番に、田代利一議員を25番に指定され、併せて兩名を組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に指名されております。

日程第3の会期につきましては、5月25日、1日限りと決定し、日程第4では欠員となっていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長の互選が行われ、多良木町選出議員の高橋裕子議員が選出されております。

日程第5の議会運営委員会委員の選任では、欠員となっていた下球磨地区委員の補充があり、五木村選出議員の川邊正美議員を選出し、指名されました。

日程第6の議案第10号、平成30年度人吉球磨広域行政組合、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定をいたしました。

次に、8月24日に開催されました平成30年度第3回人吉球磨広域行政組合定例会について報告します。

日程第2の会期の決定については、8月24日、1日限りと決定されました。

日程第4の承認第1号から日程第10の認定第3号までの提出案件7件は一括議題とし、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、承認、意見、議案3件を一括して執行部の補足説明の後、承認、議案ごとに質疑、採決を行い、4件とも原案のとおり決定しました。

次に、決算の認定関連の3件についても一括して会計管理者の決算書の説明と、代表監査委員の決算審査意見書の報告を受けた後に日程を追加し、平成29年度決算特別委員会を設置し、決算認定の3件の審査を委員会に付託されました。決算委員特別委員会は人吉市の選出議員から2名、上球磨地区選出議員から3名、下球磨地区選出議員から3名の8名で構成されております。ちなみに、山江村議会の選出議員の森田議員も特別委員に指名されております。第1回決算特別委員会も開催され、委員長、副委員長を互選され、第2回以降の委員会の開催日程及び審査方法等についても審議され決定されております。

以上、2回行われました人吉球磨広域行政組合議会の会議結果の報告とさせていただきます。

○議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員の10番、松本佳久議員より報告をお願いいたします。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） おはようございます。平成30年第3回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、去る8月6日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開催されておりますので、主な点をご報告申し上げます。

議案第1号は、物品製造請負契約書の締結についてでありました。議案第2号は

平成30年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）についてでありました。

議案第1号の物品製造請負契約書の締結については、これは平成30年度の当初予算で1億8,000万円を充てて、災害対応特殊はしご付消防自動車を購入することにしておりましたが、一般競争入札により1億6,632万円の契約金額、これを議会の議決に付すべき契約及び財産の条例により、議会の承認が必要となったものであります。原案どおり可決しております。

議案第2号は、平成30年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）でありましたが、これは歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,441万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,516万8,000円とするものであります。

歳入歳出主なものは、先ほど述べました物品製造請負契約書の締結その他減額がありまして、大きなものは組合債の減額を1,700万円であります。歳出のほうでも3款消防費、2目消防施設費の中から先ほどのはしご車購入に係る減額。また西分署、これは球磨村にあります分署ですが、ここの救急自動車購入に伴う減額、その他でありました。いずれも原案どおり可決されております。

以上、報告終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、議会常任委員会合同視察研修が実施されましたので、研修報告を4番、西孝恒総務文教常任委員長より報告をお願いいたします。

西孝恒議員。

○総務文教常任委員長（西 孝恒君） おはようございます。常任委員会合同視察研修の報告をいたします。内容につきましては、議会だより「まるおか」にも掲載させていただきましたので、重複しますが簡単にいたします。

研修先は鹿児島県東串良町と大崎町であります。研修テーマは農業の振興、ごみの資源リサイクル、議会活性化等について学び、本村の活動へ生かすことであります。日程は去る6月26日、1日間でした。参加者は村議会議員10名と事務局長、そして産業振興課から主幹1名、計12名です。

内容は、まず東串良町役場農林水産課より農業の振興について、東串良町園芸振興会を全体組織として地区ごとに支部組織があること。ピーマン、キュウリ部ではブランド指定を受け、農業経営の安定と地域の活性化が図られていることなど、また議会活性化については事務局より大変熱意を感じる説明を受けております。

次に、大崎町は多種多様な魅力と資源に恵まれ、国立公園の海岸線など広大な南国のイメージもありました。資源ごみの分別収集は資源リサイクル率83.2%を達成し、10年連続日本一の実績や、焼却施設が存在しない町ということにも驚き

ます。「混ぜればごみ、分ければ資源」の標語のように分別と出し方、ルールの設定や明確な役割と実践など、徹底されています。

また、農業では広大な耕地面積から合計生産額156億円という規模であります。大崎農園野菜出荷加工センターも見学しましたが、巨大な施設でありまして、大隅半島の主幹産業である農業の加工拠点として一翼を担っているということでした。

各自治体の風土や地形による立場や考え方には温度差もありますが、今回の研修を参考に今後の体制へつなげていければと感じました。

以上、報告終わります。

○議長（秋丸安弘君） 以上で、一部事務組合議会報告及び常任委員会視察研修報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。毎回、議長には発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

本日ここに平成30年第5回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席をいただく中に開催できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

まず昨日、台風21号が通過をいたしました。四国、近畿地方をはじめ日本列島は記録的な暴風雨と高潮に見舞われております。被害の全容は次第に明らかになってくると思いますけれども、亡くなられた方もおられますし、被災された皆様方に対しまして、心からご冥福とお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い、さらに強靱な形での復旧・復興をお祈りするところでございます。

本村をはじめ九州地方は大きな被災をすることはありませんでしたが、災害はなくなるということを再認識しながら、その準備を怠ることなく、しっかりとその対策を進めていきたいと思っております。

今回は村長選後の初めての定例議会でありますので、私の村政運営についての所信について表明をさせていただきたいと思っております。

まずその前に、先般の臨時議会後の行政報告を申し上げたいと思っております。

8月10日でありますけれども、全国山村振興連盟の熊本県の支部総会、並びに全国過疎地域自立促進連盟の熊本県の支部総会、熊本市において同日開催をされ、出席をまいりました。

8月17日には、平成30年度の山江村小中学校の先生方の情報交換会研修会が行われております。中学の先生方は山江村の歴史を探るということで、各その史跡

を回られたということでもあります。小学校の先生方は山田小学校でプログラミングの研修として、A I のペッパー君が何か山江に来たということでもありますので、その活用を含めた研修をなさっておられます。夜の情報交換会に私参加をさせていただきました。

8月19日ではありますが、第7回目になります「やまえ堂」の夏祭りに出向いております。

それから8月20日は、平成29年度、今日提案をされております29年度の決算審査につきまして、監査委員の方から報告を受けております。

同じ日ではありますが、全国消防救助技術大会、人吉下球磨消防組合から1チーム、熊本県大会、九州大会を勝ち抜き、7年ぶりに全国大会に出場ということでありましたので、その壮行会を錦町のほうで行ったということでもあります。ただ、残念ながら台風20号が大会会場の京都を直撃したということでもあります。従いまして、大会そのものは中止というふうになったということでもありますけれども、選手の皆さん方が一番残念だったんだろうなと想像することではありますが、何といたしても消防の第一任は地域住民の方々の生命、財産、身体を守る、その技術を磨くということにありますので、さらなる消防署員の技術の習得についての支援をしていかななくてはいけないと思っているところでございます。

それから、8月22日ではありますが、第3回やまえ栗まつりの実行委員会会議を開催してもらっております。9月23日に開催ということで、前後も合わせまして、フットパス、それから観光栗拾い等々のイベントも予定されているところでございます。

それから、8月26日は山江村の造成団地営農改善組合の総会に出向いております。いわゆる山江村の川辺川造成団地におきます土地の集積をどうするかというような総会であります。どうするかといいますか集積をしていこうというような会議で協議会でありますけれども、随分とその集積も進んできたということでもありますし、山江村といたしましても、山江のクリをあの造成団地に植えられないかというようなことを考えておまして、今回、地方創生の交付金を活用して、1,500万でありますけれども、その川辺川の造成団地にクリを植栽し、その管理を集積をした方々にしていただくというような事業も説明をいたしたところでございます。

それから、8月28日は山江村総合エネルギー検討委員会を開催しました。これは先の臨時議会で予算化をさせてもらいましたけれども、木質のバイオマスに対しまして、環境省の外郭団体の交付金をもらっておりますので、その調査研究を進めるということになります。もちろん地球温暖化対策を含めて、山江村の木材流通の振興といたしますか、林業の振興発展のためにも、いわゆる木材を持ち込んでいただ

くと、その木材を買い取るというような形も含めて検討をしていきたいというふう
に考えておりますし、そういう意見が出たということでございます。

それから、8月30日であります、熊本デスティネーションキャンペーン意見
交換会が人吉の「あゆの里」で行われました。これは来年JRが大々的に熊本県に
おいて観光誘致を全国にかけるといようなことでございます。前日から行われて
おりましたけれども、人吉のほうには第4班だったと思いますが、の方々が来られ
て、この方々というのは各観光会社の、例えばJTBだとか日本旅行だとか、そう
いう方々のエージェンシーの担当者であります。旅行プランを作る方々でありま
すが、その方々が人吉球磨を入られながら、人吉球磨の各地を見て回られたとい
うようなことでございます。

それから、同じく30日は情報化推進委員会を開催させていただいております。
情報化推進委員会12名でスタートさせてもらいましたが、今回、各地域より16
名全員揃われたということでもあります。このことにつきましては、山江村と各地域
をいろんな情報で結びながら、課題解決に向けてまたいろんなことを一緒にやっ
ていまいしょうといようなことでございます。iPadを持ってもらいながら、例
えば各地域の道路が陥没したといような写真を送ってもらいながら、その陥没に
ついては早急に対応したとい事例もございませし、各地域で行われておりますイ
ベント、それから花の情報等も寄せられている。そういうものを活用しながら、で
きるものはケーブルテレビで流していくといようなことにも活用していくとい
ことであります。地域と役場を情報で結ぶ方々としての位置づけであります。この
取り組みが、実は先般申し上げましたが、総務省の情報通信白書に取り上げられた
といようなことでありまして、そういう全国のモデルとして山江村の取り組みが
いよいよそろったといことであります。

それから、8月31日は、株式会社伸和コントロールズの納涼祭に行ってきました
た。伸和コントロールズ来た時点では、大体年商が30億から40億の会社であり
ましたけれども、昨年100億を突破された。もちろん関連会社すべてでございま
すけれども、そういうことでありまして非常に新しい社屋も造られたといことは
報告しておりますけれども、優良な会社として1歩ずつ歩みを進められておると
いことであります。特筆すべきは、今宇宙を飛んでおります「このとり」とか
「はやぶさ」とか飛んでおりますが、そのバルブは伸和コントロールズで造った部
品が宇宙を飛んでいるといことでありまして、そういう技術をしっかり培われな
がら進んでこられてるといことであります。そういう優良会社でありますので、
当日は新規採用の職員について人吉球磨の、特に球磨工業が中心になるとい
ますが、採用についてもお願いをしてきたといことでございます。

それから、9月2日、下払地域の水道組合の水道まつりがございましたので参加をしてきたところでございます。

以上、行政報告申し上げまして、所信の表明につきましてあいさつをさせていただきますと思います。

まず、今山江村がおかれている社会経済状況を考えてみますと、四つの大きな動き、課題が見えてまいります。その一つは人口減少社会を迎えてきているということの中において、どのように立ち回るかということでございます。2045年の人口につきましては、先般熊日新聞の報道がありました。社会保障人口問題研究所の資料をもとにその記事が書かれておりましたけれども、このことはすべての山江村の課題が見えてくるのであろうと思います。福祉の問題、産業の問題、環境の問題、教育の問題、そして人材育成の問題でございます。と申しますのも、2045年でありますから、今から27年後は、先月末の山江村の人口は3,533人でございますが、その人口が1,800人ちょっとになってしまう。いわゆる半減してしまうということでありまして、半減することについての今何をすべきかという将来に対する責任をわれわれは果たさなくてはいけないだろうと考えます。同時に、高齢者人口が増加もしますし、併せて後継者が不足してくる。いわゆる万江の里のほうも働き手がなかなかおられないんだというようなことも聞きますけれども、そういう働き手が不足するんだということでございます。これは先に申し上げました伸和コントロールズに申し上げたと言いましたけれども、人吉球磨の高校生の人口は900人程度であります。卒業生の人口であります。高校生卒業生の人口が900人ありますが、昨年はこの人吉球磨に残られた方は72名でございます。1割にも満たない、いわゆるほかの方は大学に進学されたり、専門学校に行かれたり、就職されたりということでございますので、そういう大学に進学された方々、専門学校に進学された方々をいかに再度この地域に引き戻すかというようなことが見えてくるわけでありまして、いわゆる併せて移住定住政策を、住みよい村づくりとしての移住定住政策が必要になってくるというようなことを考えております。

次に、2番目は、多発する大型災害への対応がでございます。異常気象と言われておりまして、さまざまな災害が全国各地で発生しておりますけれども、この異常がもはや通常になってきております。よく言われますが、この災害に対しては想定外を想定してくださいというようなことが言われます。想定外を想定する。非常に難しいようなことが要請をされているというようなことでございます。もちろん、防災減災事業による対策、いわゆる災害時にご案内のとおりすべての被害を食い止めるということではできませんので、被害を最小限に留めるというような努力をどうやっていくのか、そして避難体制をどう作っていくのか、まだ十分だとは思っており

ません。その村民の方々の誘導と誘導先の整備が必要となってくるかと思えます。先般の豪雨で一つ見えてきておりましたのが、朝方、人吉の松岡市長から私に5時ぐらいだったと思いますが電話がございました。万江川が危険水位を超えたというような電話でありましたので、そのときは勧告はどうされますかということでありましたが、山江村は避難勧告、前日の11時には出しておりましたので、その勧告については出しているというようなことと、危険水位を超えたということでありましたから、早々に万江川につきまして調べましたら、もうすでに万江川は水位は下がっていたというような事実がございました。いわゆるタイムリーな判断が下流域にある水位計では遅れてしまうというようなことがございまして、そのことも含めて、水位計を上流側に持って来てくれというようなことを県に要望をいたしました。今回、万江川の神園橋に今回水位計を付けて、よりタイムリーな避難の情報を流すというようなことができるようになったということであります。ただ、これは一つの例であります。もろもろのそういう現場に即した災害に対する対応が必要となってくるんだろうと思えますし、その整備が必要となってくるということでもあります。

それから、三つ目は、先ほどプログラミングの話をしましたけれども、第4次産業革命の波に飲み込まれて今後いくのだということでございます。いわゆる好むと好まざるとに関わらず、この社会は日本といわず全世界はAI、IoT、ビッグデータといわれる社会に突入をいたします。いわゆるICT化が加速的に進む社会に陥るということでございます。もちろん今の子どもたちはICT教育を受けながら、プログラミング教育を受けながら新しい社会を生き抜くすべを身に着けようとしているところでありますけれども、当然、われわれもその対応をどうするかということが必要となってきたということでございます。このことにつきましては、地域づくり研究所、ICT研究所でありますので、その時代に対応する体制づくりを引き続き目指していかなくてはいけないということであろうと思えます。

それから、あとは経済の育成であります。農業、林業、それから商工業をはじめ、もう一つは観光交流人口をどのように増やしていくかということを考えていかなくてはなりません。雇用の場を増やすための産業育成とその企業の誘致、また今ある企業をしっかりと育成するというようなことが求められております。後ほど申し上げますが、村民の方々が自ら活動するというような事業も出てきておりますし、そういう場をしっかりと提供していく必要があるかと思えます。

以上、四つの今山江村における大きな課題を感じるわけですが、その課題解決に向けて、村民の方々が誇りを持ちながら、夢を語る山江村を目指したいと考えております。具体的には農業におきましては、栗に象徴される農産物のブラン

ディングをさらに進めたいと思います。ペースト工場を現在造ろうとしておりますけれども、そのことにより農家所得、それから雇用の増大も目指していきたいと思えますし、学校給食の地産地消化はいずれ農林産物のブランディングへつながっていきます。このことも推進していきたいと思えますし、現場からは自分たちでいろいろな加工を事業をやりたいというような声も聞こえてきております。小さな産業づくり事業につきましてはまだ残っておりますので、そういう方々の現場からの要望に応えるための予算化も必要だろうということを思っております。林業につきましては、森林環境譲与税が導入されます。来年からであります、木材流通をさらに加速化させる育林も加速化してしっかり整備をしていくということになりますが、併せて、後継者育成につきます支援を充実させたいと思っております。それと加えて、林業木材の流通は長い年を必要としますので、林業従事者の方々には短期収入作物がやはりどうしても必要になってくるわけであります。その産地化を目指すという意味で、山菜やタケノコ、シイタケ、ユズなどの林産物の拡大の生産、加工、そしてそれを売るという流通を確立をしたいと思えます。

そしてもう一つの問題は有害鳥獣対策がございます。他町村に先駆けてもろもろの有害鳥獣対策を打ってはいますけれども、今ここにきてサルの被害が聞こえてまいりました。このサルにつきましては前々から心配をしておりましたけれども、このまま対策を強化させていかないと、いわゆるわれわれが役場の若いころ、シカを見るのは非常にまれであった。シカが出たということは非常にまれであったわけですが、今や村内のどこでも見かけるようになったということでもありますので、今のうちからしっかりとサルの対策も打っていききたいというふうに充実させる必要があると考えております。また、商工業につきましても、プレミアム商品券を発行しておりますが、健康ポイント等、さらにいろいろな商工業が発展するといえますか、商工業に対して経済が回るようなメニューを増やしてまいりたいと思えます。

次に、福祉であります。いわゆる安全で安心して暮らせる村を目指すということでございます。防災減災生活関連公共事業の充実を図っていきます。いわゆる橋梁を含め道路関係の予算につきまして、国・県の予算を積極的に確保してまいりたいと思えますし、災害時の伝達につきましてももっときめ細やかにやらなくてはいけないとは思っておりますし、自主避難体制避難時の避難施設につきまして、いろいろな整備が必要だというふうに感じております。それから医療につきましては、現在、地域医療検討会において協議を進めてきましたけれども、これにつきましても医療、介護、そして予防医療のあり方につきましての全国モデルを目指していくような取り組みを進めていきたいと思えます。いわゆるデータヘルスの資料が出てき

ました。いわゆる村民の方々がどういう病気をしがちで、どういう問題があるんだというようなデータが出てきたところでもありますけれども、そのデータをフル活用をさせてもらいながら、地域医療につきましての検討をさらに進めてまいります。

次に、移住定住対策でございます。人口減少対策にはもちろんこの移住定住対策が必要でありますけれども、もちろんほかの町村に先駆けまして議会のご理解を得ながら学校給食の無料化を含めいろんな子育て支援を行っているわけであります。またさらに、全体的な高齢者を含めたその見直しと空き家住宅宅地整備などの住環境がまだまだ整っておりませんので、その整備をしてまいりたいと思います。

そして次に、村民の自主活動の支援と観光交流人口の拡大でございます。今、観光交流促進協議会を設立をしようとしております。人吉球磨を見回すときに観光案内人がいないところの組織がないところ、それと観光推進協議会なるものの組織がないところは山江村のみでありました。先だって100人委員会より自主的に観光案内人は組織化をいただいているところでもありますけれども、さらにそういう方々の活躍する場を落として、観光交流促進協議会をいろんな地域の活動をしていらっしゃる方々の力をお借りしながら設立をしたいと思っております。現在、観光の入込人口は20万程度だと思っておりますが、この4年間で30万人を目指していきたいと考えます。また、山江村未来塾100人委員会をはじめ、村民の自主活動は山江村の人的財産でございます。その活動の支援と財政支援も含めて充実させたいと思えますし、誇りを持ち発信をしていただきながら、村外からの交流人口、観光人口を増やしてまいりたいと思います。そういうことにおきまして、今回も栗祭りもフットパスや観光栗園の事業を実施するということにありますけれども、このことにより、ひいては村民の所得を増大させる、儲かることにつなげてまいりたいというふうに考えております。

そして、大事な財政の問題でございます。財政調整基金は今回お出しをするわけでありまして、9億8,997万5,570円でございます。29年度末でございますが、これは1,900万ほど減少をしております。ただ、基金の総額では24億354万2,987円で、増えることの2,618万9,328円でございます。この増減につきましては特別会計への一般会計からの繰出しをしたということではありますが、ただその特別会計のほうが繰出分といいますか、基金を積み上げた分よりも少なく済んだということでもあります。この財政の健全化、再建の問題につきましては、山江村の平成29年度の山江村監査委員の方から一般会計、特別会計決算審査意見書の中にありますとおり、21ページにその結びとして書いてございますが、主なものを申し上げますと、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況についても良好、正確であると認めてもらいました。一番最後のほうに

は、国の財政運営は依然危機的状況であり、今後の地方財政運営に大きく影響するのは必至である。従って、これまで以上に財政改革を推進し、依存財源に頼るところの多い本村の財政状況であるので、一層の計画性と効率性を求め、健全で持続的な行財政基盤の構築に取り組み、村民の福祉の増進と安心して暮らせる山江村づくりにより一層努めていただきたいと願ひ、平成29年度の審査意見とするとごさいますが、まさにこの意見を真摯に受け止めながら、今後の財政運営に当たってまいりたいと思います。

最後になりますが、再度申し上げます。山江村の現状に目を向けますと、低迷をいたします農産物、木材価格によりまして農林業がなかなかうまく進みません。また今後、超高齢介護社会へどう対応をしていくのか、地方経済が良くならないということでの福祉の現場をどう充実させていくのか。そして道路橋梁をはじめ防災対策としての生活環境の整備、新しい社会へ向けての人材育成等々、構造的な課題をはじめとして新たな課題も抱えております。山江村民の方々がお年寄りも若者も、そして子どもたちもそれぞれ安心して安全な生活の中に子どもが夢を持ち、若者が希望を持ち、加えて愛着と誇りを持ち暮らせるための山江村のあり方を、今一度考えるときがきております。村民の皆様が住みよい村づくりを目指し、楽しく自主的に活動する場が「山江未来塾100人委員会」であります。現在、九つの部会で具体的な実践活動が始まっております。事務報告の32ページと33ページに具体的にその内容が書いてありますけれども、改めて山江村への愛着と誇りが含まれる中に、山江村全体が新しく動き出そうとする体動を私は覚えております。皆様方も一緒だと考えるところであります。加えて、来年は村制施行130周年の年を迎えます。明治22年4月1日に山田村と万江村が合併いたしまして、山江村が誕生しました。山江村の歴史文化、伝統、そして村内の産業基盤をはじめ、すばらしい環境は先人の苦労と努力の中に作り上げてこられたものでありますし、また育み守ってこられたものであります。これまでの130年に感謝をしながら立ち止まり、今を考えるよき機会でもあり、まさに温故知新、昔のことを尋ねて求め、そこから新しい知識、見解を導く年にしなければならないと思っております。職員の皆様にも申し上げますが、職員が今求められているのは広くネットワークを広げ、学習をし、村民の方々との連携ができ、スピードある対応の中に信頼関係を築き、来るべきICT社会への対応ができる職員であります。その対応をよろしくお願ひを申し上げます。私も経済をしっかりと作りまして、防災、福祉をはじめ安心安全な暮らしができる環境を整えまして、そして村民の皆様が山江で暮らすことや活動することに誇りを持てる村づくりを目指してまいります。そして子どもたちがこの村に大いに夢を描ける山江村としてスタートをいたします。改めまして、議員並びに村民の皆様

様のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

本日、村長提案の議案は、人事案件が2件、同文議決案件が1件、条例の一部改正案件が1件、契約の解約案件が1件、29年度の決算の認定が7件、30年度の補正予算が7件の合計19件であります。後ほど私も含めて担当から詳しく説明をいたしますが、どうぞ慎重にご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます、所信表明の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告が終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成30年第5回山江村議会定例会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、3番、森田俊介議員、4番、西孝恒議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、8月27日、議会運営委員会が開かれ、会議の日程等について協議がなされております。議会運営委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

○議会運営委員長（松本佳久君） 平成30年第5回山江村議会定例会につきまして、去る8月27日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し日程等を決定しております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日5日から14日までの10日間としております。本日、開会、提案理由説明としておりますが、日程第3、同意第1号については、提案理由説明後先議することとし、質疑、討論、表決を行います。その後、残りの議案の提案理由の説明を行い、説明を受けた後は議案審議となっております。6日は休会で午前9時から議案審議、7日は休会で午前9時から現地調査を行い、終了後常任委員会を行うこととしております。8日と9日は土曜日、日曜日で休日、10日

は休会で午前9時より議案審議、11日は休会で午前9時より常任委員会、午後から議案審議、12日は休会で午前9時より議案審議、13日は一般質問で6名の議員の質問があり、終了後、散会としております。

なお、一般質問は6名の議員から通告がなされておりますが、発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については、質問、答弁を含めて60分となっております。10日目、最終日の14日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

-----○-----

日程第3 同意第1号 山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第3、同意第1号、山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第1号についてご説明申し上げます。山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

山江村監査委員に次の者を選任したいので同意を求めるというものでございます。平成30年9月5日本日提出でございます。

記といたしまして、選任区分は識見を有する者でございます。住所が山江村大字万江乙662番地でございます。氏名が木下久人氏でございます。生年月日が昭和28年8月15日であります。任期につきましては平成30年9月9日から平成34年9月8日まで4年間でございます。

提案理由でございますが、任期満了に伴いまして、引き続き木下久人氏を適任者と認め選任するには、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

木下久人氏は昭和57年10月に役場へ入庁されまして、平成20年4月、建設課長を皮切りに、税務課長、農業委員会事務局長等を歴任され、平成26年3月に定年退職されておりまして、31年6カ月の行政経験を有しておられます。平成2

6年9月9日から山江村の代表監査委員でございまして、今回2期目ということであります。人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営の管理、その他行政運営管理に関して優れた識見を有しておられまして、適任者であり引き続き監査委員をお願いしたいということで、法律に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。人事案件でございますので、慎重にご審議いただき、よろしくご決定をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 以上で先議依頼がありました議案について、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ここで議案審議のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、しばらくの間暫時休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

先議依頼がありました同意第1号について、質疑、討論、表決を行います。

発言については山江村議会会議規則第53条（発言内容制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数を3回）の規定を同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。なお、3回を超える場合は、第54条のただし書により議長の許可を得てお願いいたします。

それでは、日程第3、同意第1号、山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについてを議題といたします。

ここで代表監査委員、木下久人氏より一身上に関わる事件であるため、退場の申し出がっております。これを許したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。代表監査委員の木下久人氏の退場を許可します。

（代表監査委員 木下久人氏退場）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第3、同意第1号についてを質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） では、同意第1号につきまして質疑したいと思います。1点だけ。実は最近、昨年度の自治法の改正に伴いまして、今年4月から施行されてるわけですが、専門性があるということで、ところによっては弁護士とか公認会計士とかという方を監査委員として選任されることもあります。そしてまた自治法の改正によりまして、議員についても選任しなくてもよろしいというふうな改正になっているところもあります。そういうことで、今後、監査委員については相当な専門性を問われるわけでありますが、球磨郡の状況として県内はもとより監査委員の協議会といますか、そういう動きがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。

同意案件であります、その中身としてより専門性の方をというようなこともありました。まずその件につきましては、専門性等々を持たれる公認会計士等々ということでありましたけれども、そういうことも含めて、もちろん山江村における自治体、自治活動を行っているということでもありますから、山江村の実情に詳しいというのはやっぱり第一条件になるんだろうと思うわけであります。そういう意味では、今後とも山江村に詳しい、地域事情に詳しい方を専門性のある方を選んでいくというようなことがいいんじゃないかならうかと私は考えております。

それから、議員選出におきましては、そういう法改正があったという話題は上がったことがありますけれども、今それが具体的に、その議員の皆さんを一般の人に変えるとかそのまま引き継ぎとかというようなことは、具体的に話はあっておりません。

また山江村といたしましては、来年4月、議会の議員選挙がありますので、その後、また新しい監査委員さんをどうするのかということになります。その折にまたいろいろと議会と相談をさせていただければと思います。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本件の人事案件でありますので、起立採決といたします。これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（秋丸安弘君） 起立全員ですので、従って、日程第3、同意第1号、山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

それでは、代表監査委員の木下久人氏の入場を許可します。

（代表監査委員 木下久人氏入場）

-----○-----

日程第4 同意第2号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第4、同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第2号についてご説明申し上げます。

山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてでございます。山江村教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求めるというものでございます。平成30年9月5日、本日提出でございます。

記といたしまして表を書いておりますけれども、住所が山江村大字山田乙199番地1であります。氏名が横山理恵氏でございます。生年月日につきましては昭和41年12月23日でございます。任期が平成30年10月1日から平成34年9月30日までの4年間でございます。

提案理由でございますが、任期が満了をいたします。それに伴いまして引き続き横山理恵氏を適任者と認め任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

横山理恵氏は大学の教育学部を卒業されておられますし、山田小学校の学校評議員としては平成23年度、平成24年度の2カ年間従事をしてもらっております。平成26年10月1日から30年9月30日までの1期を務められたことであり、引き続き適任者として2期目もお願いしたいということでございます。これも人事案件でありますので、慎重にご審議いただきながらご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第5 議案第40号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第40号についてご説明申し上げます。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございます。地方自治法（昭和22年法律）第67号第291条の3、第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を別案のとおり変更するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を変更する規約、その次のページから新旧対照表が書いてありますけれども、中身を説明しますと、規約変更の内容につきましては広域連合に議会の議員の定数を現行の32名から構成市町村各1名ずつ選出をして45名とするものでございます。選出におきましては、各構成市町村の長及び議会の議員のうちから構成市町村の議会において1人を選挙する、選ぶというものでございます。広域連合議員の任期は現行の2年でありますけれども、当該構成市町村長または議員の任期とするというものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第290条の3、第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行するというものとしたしまして、施行日から平成31年2月13日までの広域連合議員の定員数は32名、広域連合議員に欠員が生じた場合は変更前の規約第99条第3項から第5項の規約に基づき、選挙を行うものとします。現に在職するまたは補欠選挙による広域連合議員の任期は平成31年2月13日までとするというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第6 議案第41号 山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、議案第41号、山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第41号についてご説明申し上げます。

山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提

出でございます。

提案理由につきましては、鉄塔施設の位置が確定をいたしたことに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

開けていただきますと、一部を改正する条例、並びにもう1枚開けていただきますと新旧対照表がありますけれども、この事業につきましては、昨年度より携帯電話不感知解消として、鳥屋、日当、横手に移動通信用鉄塔施設の整備事業を実施をしているところでございます。平成30年3月の議会で上記3地区の位置を条例の一部改正として追加をしておりました。今般、鉄塔施設の位置が確定、いわゆる分筆が完了したということに伴いまして、一部を改正するものでございます。3局の完成につきましては、平成31年3月31日を予定をしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第7 議案第42号 山江村分収造林に係る地上権設定契約の解約について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、議案第42号、山江村分収造林に係る地上権設定契約の解約についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第42号についてご説明申し上げます。

山江村分収造林に係る地上権設定契約の解約についてでございます。山江村分収造林に係る次の地上権設定契約を解約をするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村分収造林に係る地上権設定契約の解約につきましては、山江村分収造林設定条例第4条の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくということでございます。

内容につきましては一覧表がございますけれども、この議案につきましては、大平地区の分収林契約の解約に対する議案であります。昭和46年、昭和48年及び昭和55年に現在6名の方と4カ所、当時の面積で40.70ヘクタールを分収契約をいたしております。地籍調査後の現面積は36.6ヘクタールでございます。この4カ所につきましては、近々契約が満了をしますけれども、現在伐採しても近年の状況では収益も見込めないという状況でございます。所有者の方々の意見といたしましては、契約延長は望まれてはおりませず、所有者も高齢化し後継者もないことから、契約満了後に立木を譲渡されましても、今後の管理、伐採及び伐採後の再造林も困難であるという意見でございました。受けて、分収造林運営協議会財産審議会により協議を行っていただきまして、購入するという方向で進めるよう答

申があったところであります。この答申を踏まえ検討いたしました結果、今回の契約を解約して土地を村が購入をいたしまして、今後、純村有林として適切に管理を行い、計画的に伐採、搬出を実施し、経済林及び水源涵養林として森林資源を保存することが、地域や山江村にとって有益な財産になると判断をしたということでございます。

なお、購入価格等につきましては、今回の補正予算に計上をさせていただいております。今回の提案は分収林の土地購入に対します契約の解約についての提案でございます。

以上でございます。

-----○-----

- 日程第 8 認定第 1 号 平成 29 年度山江村一般会計決算の認定について
- 日程第 9 認定第 2 号 平成 29 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について
- 日程第 10 認定第 3 号 平成 29 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について
- 日程第 11 認定第 4 号 平成 29 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について
- 日程第 12 認定第 5 号 平成 29 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について
- 日程第 13 認定第 6 号 平成 29 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について
- 日程第 14 認定第 7 号 平成 29 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 8、認定第 1 号から日程第 14、認定第 7 号まで、平成 29 年度山江村一般会計及び特別会計決算の認定となっております。

お諮りいたします。山江村議会会議規則第 36 条の規定により、一括上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。一括上程をいたします。

それでは、日程第 8、認定第 1 号、平成 29 年度山江村一般会計決算の認定について、日程第 9、認定第 2 号、平成 29 年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について、日程第 10、認定第 3 号、平成 29 年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について、日程第 11、認定第 4 号、平成 29 年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について、日程第 12、認定第 5 号、平成 29 年度山

江村特別会計介護保険事業決算の認定について、日程第13、認定第6号、平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第14、認定第7号、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、決算認定についてご説明申し上げますが、提案理由につきましては、第1号から7号まで同様でありますので、最初の1号だけ読み上げまして、あとは失礼ですが割愛させていただきたいと思えます。

まず、認定第1号でございます。平成29年度山江村一般会計決算の認定についてでございます。平成29年度山江村一般会計決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。平成30年9月5日、本日提出でございます。

提案理由でございます。地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため提案をさせていただくというものでございます。

次に、認定第2号でございます。平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてでございます。平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございます。提案理由は前号と同様でございます。

次に、認定第3号でございます。平成29年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてでございます。平成29年度山江村特別会計簡易水道事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。提案理由は同様でございます。

次に、認定第4号でございます。平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてでございます。平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございますし、提案理由につきましては前号と同様でございます。

次に、認定第5号でございます。平成29年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてでございます。平成29年度山江村特別会計介護保険事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。提案理由は同様でございます。

次に、認定第6号でございます。平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてでございます。平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。本日提出でございますし、提案理由は同様でございます。

最後に、認定第7号でございます。平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてでございます。平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算を別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございますし、提案理由につきましては同様でございます。

内容につきましては、会計管理者から説明いたします。よろしく申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 迫田会計管理者。

○会計管理者（迫田教文君） それでは、認定第1号から認定第7号まで、平成29年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、主に実質収支に関する調書にてご説明申し上げます。

はじめに53ページをお開きください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額34億7,888万8,275円、2、歳出総額32億7,743万9,354円、3、歳入歳出差引額2億144万8,921円、4、翌年度へ繰越すべき財源、2の繰越明許費繰越額2,610万2,000円、3の事故繰越繰越額マイナス813万1,163円、よって5、実質収支額1億8,347万8,084円となります。

次に54ページをお開き願います。歳入歳出決算比較分類表でございます。科目ごとの割合を円グラフで示しています。歳入におきましては、地方交付税が15億8,536万4,000円で、全体の45.57%を占めています。歳出におきましては、総務費が最も多く7億381万7,317円で、全体の21.47%を示しています。

次に55ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物でございます。土地及び建物に関しましては、北永シ切団地払下げによる移動が主な自由でございます。

次に56ページをお開き願います。(2)山林でございます。年度中の面積の増減はございません。立木の推定蓄積量でございますが、6,142立方メートルの増加で、決算年度末現在高は21万4,092立方メートルでございます。次に(3)有価証券、(4)出資による権利でございます。いずれも年度中の増減はございません。

次に57ページをお開き願います。2、基金でございます。新規積立金1億5,348万9,328円、取崩し1億6,230万円、利子の総額が262万5,694円で、決算年度中618万4,978円減によりまして、年度末現在高は23億1,323万630円となっております。

次に右側のその他の基金ですが、利子合計が128円の増加で、決算年度末現在

高は6,739万1,614円でございます。貸付金につきましては、株式会社やまえからの償還金100万円があり、決算年度末現在高は700万円の残となっております。

次に58ページをお開き願います。3、物品でございます。車両につきましては、今回は増減はございません。チェーンソーにつきましては2台増で4台となっております。その他につきましては増減はございません。

以上が一般会計でございます。

次に77ページをお開き願います。国民健康保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額6億1,861万6,764円、2、歳出総額5億8,300万2,308円、3、歳入歳出差引額3,561万4,456円、5、実質収支額3,561万4,456円となっております。

次に78ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。(1)基金、国民健康保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は新規積立3,500万円及び利子1,269円による増で、決算年度末現在高4,007万9,049円となっております。

次に89ページをお開き願います。簡易水道事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億8,601万4,602円、2、歳出総額1億8,094万2,659円、3、歳入歳出差引額507万1,943円、5、実質収支額507万1,943円となっております。

次に90ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物についてでございます。年度中の増減はございません。

(2)基金、簡易水道事業財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は3,999円の利子による増で、決算年度末現在高1,600万835円となっております。(3)物品、車両についてでございます。所有車両はなくリースの車両の1台となっております。よって決算年度末現在高は0台となっております。

次に101ページをお開き願います。農業集落排水事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額1億4,000万9,758円、2、歳出総額1億3,407万6,621円、3、歳入歳出差引額593万3,137円、5、実質収支額593万3,137円となっております。

次に102ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)土地及び建物についてでございます。年度中の増減はございません。

(2)物品、車両についてでございますが、増減はなく1台保有しています。

次に118ページをお開き願います。介護保険事業の会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額4億5,468万9,466円、2、歳出総額3億

8,123万6,140円、3、歳入歳出差引額7,345万3,326円、5、実質収支額7,345万3,326円となっています。

次に119ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。(1)基金、介護保険事業財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は8,555円の利子による増で、決算年度末現在高3,423万2,473円となっています。

次に129ページをお開き願います。後期高齢者医療事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額3,321万9,227円、2、歳出総額3,194万7,048円、3、歳入歳出差引額127万2,179円、5、実質収支額127万2,179円となっています。

次に139ページをお開き願います。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額7,368万3,677円、2、歳出総額6,027万8,024円、3、歳入歳出差引額1,340万5,653円、5、実質収支額1,340万5,653円となっています。

上記のとおり精算したところ相違ありません。平成30年7月2日、山江村会計管理者、迫田教文。

審査の結果、相違ないものと認める。平成30年8月9日、山江村監査委員、木下久人、山江村監査委員、赤坂修。

上記のとおり監査委員の審査に付したところ、不都合がないので議会の認定に付します。平成30年9月5日、山江村長、内山慶治。

次に140ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産、(1)物品、車両についてでございます。増減はございません。所有車両1台、リース車両1台を保有しています。

以上で、平成29年度山江村一般会計及び特別会計の決算の説明を終わります。

-----○-----

日程第15 議案第43号 平成30年度山江村一般会計補正予算(第3号)

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第15、議案第43号、平成30年度山江村一般会計補正予算(第3号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 議案第43号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村一般会計補正予算(第3号)でございます。平成30年度山江村の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,237万3,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ36億2,540万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

平成30年9月5日、本日提出でございます。内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） それでは、議案第43号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

まず1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。7、地方特例交付金、額の決定に伴いまして21万7,000円を追加するものでございます。8、地方交付税、普通交付税の決定に伴いまして50万1,000円を追加するものでございます。13、国庫支出金2,569万7,000円の追加でございます。14、県支出金292万6,000円の追加でございます。17、繰入金、介護保険事業特別会計からの繰入金966万4,000円でございます。18繰越金、平成29年度繰越金の確定によりまして5,123万9,000円を追加するものでございます。19、諸収入172万9,000円でございます。20、村債、公共土木施設災害復旧事業及び林業施設災害復旧事業に伴います借入金2,040万円でございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。2、総務費541万円の追加につきましては、例規整備支援委託料、山江栗ブランディング委託料、地方税共通納税システムの対応業務の委託料等が主なものでございます。3、民生費589万7,000円の追加につきましては、社会福祉総務費の平成29年度臨時福祉給付金事業の補助金の返還金、障がい者福祉費、児童福祉総務費の事業の実績の確定に伴います国庫支出金の返納金等が主なものでございます。4、衛生費62万6,000円の追加につきましては、子育て支援事業費の国庫負担金返還金、環境整備費におけるごみ袋の印刷費等が主なものでございます。5、農林水産業費1,247万3,000円の追加につきましては、公有林造成費の間伐等森林整備促進対策事業の委託料、公有財産購入費などが主なものでございます。6、商工費630万2,000円の追加は、温泉センター管理運営費の工事請負費、備品購入費等でご

ざいます。7、土木費40万円の追加は、土木機械の修繕料でございます。9、教育費289万4,000円の追加につきましては、小中学校の図書購入費、文化財保護費等でございます。10、災害復旧費4,188万円の追加につきましては、公共土木施設及び林業施設災害復旧事業にかかります工事請負費等でございます。12、予備費に3,649万1,000円を追加するものでございます。

それから、4ページをお開きください。地方債補正でございます。1、追加でございます。起債の目的、まず公共土木施設災害復旧事業、限度額を1,180万円、林業施設災害復旧事業860万円を追加するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

-----○-----

**日程第16 議案第44号 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号)**

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第16、議案第44号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 議案第44号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)でございます。平成30年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,425万4,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,625万4,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長(秋丸安弘君) 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長(一二三信幸君) それでは、議案第44号について説明いたします。

補正前の額4億6,200万円に3,425万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億9,625万4,000円とするものがございます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず歳入でございますが、款1、国民健康保険税につきましては、退職被保険者等国民健康保険税現年課税分を27万3,000円減額するものがございます。款10、繰越金につきましては、前年度の決算額確定によりまして3,452万7,000円増額

するものでございます。

次に2ページをお開きください。歳出でございますが、款1、総務費を3,000円追加するものでありまして、使用料及び賃借料を3,000円増額するものでございます。款7、基金積立金につきましては2,000万円を追加し、国民健康保険財政調整基金に積み立てるものでございます。款9、諸支出金につきましては、前年度の療養給付費等負担金などの確定によります国及び県への返還金675万2,000円を追加するものでございます。款10、予備費につきましては749万9,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第17 議案第45号 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、議案第45号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第45号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）でございます。平成30年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,015万8,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第45号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。7、繰越金、前年度決算額確定に伴う繰越額115万8,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に115万8,000円を追加し、1億6,015万8,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、5、予備費115万8,000円を追加するもので、歳出合計、補正前の額に115万8,000円を追加し、1億6,015万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第 18 議案第 46号 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第2号)**

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第18、議案第46号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 議案第46号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)でございます。平成30年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万5,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,875万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

○建設課長(白川俊博君) それでは、議案第46号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、5、繰越金、前年度決算額確定に伴う繰越額275万5,000円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に275万5,000円を追加し、1億3,875万5,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、4、予備費275万5,000円を追加するものでございます。歳出合計、補正前の額に275万5,000円を追加し、1億3,875万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第 19 議案第 47号 平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第19、議案第47号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 議案第47号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）でございます。平成30年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,317万4,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,017万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございますが、内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第47号について説明いたします。

補正前の額4億3,700万円に7,317万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億1,017万4,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず歳入でございますが、款8、繰越金につきましては前年度の決算額確定によりまして7,256万9,000円を増額するものでございます。款9、諸収入につきましては、前年度の給付費等の確定によりまして支払基金交付金が追加交付されることに伴い60万5,000円を増額するものでございます。

次に、2ページをお開きください。歳出でございますが、款1、総務費につきましては41万円を追加するものでありまして、指定事業者等管理システムの導入委託料31万8,000円の増額が主なものでございます。款5、諸支出金につきましては2,277万2,000円増額するものでありまして、前年度の給付費等の確定によります国及び県への返還金が1,310万7,000円、一般会計への繰出金が966万5,000円となっております。款6、基金積立金につきましては4,000万円を追加し、介護保険財政調整基金に積み立てるものでございます。款8、予備費につきましては999万2,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第20 議案第48号 平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第20、議案第48号、平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） 議案第48号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）でございます。平成30年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,552万円とするものがございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第48号について説明いたします。

補正前の額3,500万円に52万円を追加し、歳入歳出それぞれ3,552万円とするものがございます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、款1、後期高齢者医療保険につきましては、前年度滞納繰越分保険料35,000円を増額するものがございます。款4、繰越金につきましては、前年度の決算額確定につきまして48万5,000円を増額するものがございます。

次に、2ページをお開きください。歳出でございますが、款4、予備費を52万円増額するものがございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第21 議案第49号 平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第21、議案第49号、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） 議案第49号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）でございます。平成30年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ752万5,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億752万5,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、議案第49号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、4、繰越金、1、繰越金、平成29年度の繰越額の確定に伴い、補正前の額に752万5,000円を追加し、1,340万5,000円とするものでございます。歳入合計、補正前の額に752万5,000円を追加し、1億752万5,000円とするものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。歳出、4、予備費、1、予備費、補正前の額に752万5,000円を追加し、826万5,000円とするものです。歳出合計、補正前の額に752万5,000円を追加し、1億752万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第22 請願第1号 二連木堰再利用に関する請願書

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第22、請願第1号、二連木堰再利用に関する請願書を議題とします。

お手元に配付してますとおり、二連木堰再利用に関する請願書が吉村哲男様ほかから、紹介議員、中竹耕一郎議員、谷口予志之議員を介して提出されております。代表して谷口予志之議員より提案理由の趣旨説明を答弁席からお願いいたします。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 日程第22、請願第1号、二連木堰再利用に関する請願について、提案理由の説明をいたします。

この請願書の提出者は山江村大字山田丙567番地、吉村哲男氏ほか4名の連名によるものであり、紹介議員は中竹耕一郎議員と私、谷口であります。私、谷口よりこの請願書の趣旨を述べさせていただきます。

この地区は耕作面積16ヘクタール、受益者45名の水田がありますが、用水路の有効水路幅が小さく、7月中旬ごろから8月にかけて慢性的な水不足に悩まされ、稲に一番水が必要な穂ばらみの時期に毎年下流域の水田が水不足になり、十分な用水が与えられなく、減収が見込まれるという状況です。そこで今利用されていない既存の二連木堰を再利用し、水田の用水確保ができるよう対策を講じていただきますよう請願するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

- 議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第1号については、産業厚生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって日程第22、請願第1号、二連木堰の再利用に関する請願書については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第23 陳情第1号 濁毛地区水田の浸水被害に関する陳情書

- 議長（秋丸安弘君） 次に、日程第23、陳情第1号、濁毛地区水田の浸水被害に関する陳情書を議題とします。

お手元に配付してますとおり、第14区区長、木口恒夫様ほか3名から陳情書が提出されております。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第1号については、産業厚生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋丸安弘君） よって日程第23、陳情第1号、濁毛地区水田の浸水被害に関する陳情書については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、提案理由の説明が終わりました。

また、そのほか山江村議会によせられました要望書等は、2018年原水爆禁止国民平和大行進熊本県実行委員会代表委員、熊本県原水協、畠田ミツ子様ほかから「日本政府の核兵器禁止条約の調印・批准に求める意見書」の提出の陳情が届いております。この件につきましては、それぞれ議員各位に資料配付することにいたします。各議員で内容を研究され、必要な場合は後日議員提案等をされますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後0時07分

第 2 号

9 月 1 3 日 (木)

平成30年第5回山江村議会9月定例会（第2号）

平成30年9月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治 君	教育 長 藤本 誠一 君
総務 課 長 北田 愛介 君	税務 課 長 山口 明 君
企画調整課長 松尾 充章 君	産業振興課長 平山 辰也 君
健康福祉課長 一二三 信幸 君	建設 課 長 白川 俊博 君
教育 課 長 蕨野 昭憲 君	会計管理者 迫田 教文 君
農業委員会事務局長 柳瀬 真奈美 君	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（秋丸安弘君） 本日は、日次第9、一般質問となっております。

手元に配付してありますとおり、6名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに3番、森田俊介議員より、村長の政治方針について、山江温泉、物産館について、小中学校の校内と通学路の安全性について、鳥獣被害対策、野良猫の対策についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。3番、森田俊介議員。

森田俊介君の一般質問

○3番（森田俊介君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3番、森田から一般質問を行います。

質問前に、今回も、台風、地震、大雨による洪水など、経験したことのない異常気象、自然災害など、全国各地で被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げます。議会中でも北海道で地震があり、いつやってくるかわからない自然災害に、私たちも身近に感じ、熊本地震を思い出し、防災体制、災害に備え、万全を期さなければならないと思います。また、被害、災害に遭われた人々が早く日常生活に戻れるように心からお祈りいたしているところでございます。

それでは、一般質問を行います。

改めまして、山江村長、4期目の当選、誠におめでとうございます。3期目の政治姿勢が4期目に実を結んだものだと思っております。「選挙がないとちょっと寂しかな」という声も聞きましたが、私も選挙はすべきだろうと思っておりますが、無投票ということで、誠におめでとうございます。私たち議会議員も来年が選挙であります。満期までよろしくお願いいたします。

1番バッターでちょっと緊張はしますけれども、村長の施政方針についてお聞きいたします。選挙の公約として、「1、所得の向上」「2、暮らしやすい福祉の充実」「3、安全・安心な暮らしの確保」「4、村民が輝く人材育成」など、施政方針演説の中で4項目を述べられました。主に栗等の農林水産物の更なるブランディング、農業生産法人の設立支援、健康寿命を延ばす事業の展開、充実した子育て支援、暮らしやすい生活環境の整備、防災・減災害対策の充実、山江未来塾の実施・活動支援、観光交流促進協議会の設立と述べられましたけれども、細やかに説明できる範囲内でご答弁をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） おはようございます。今日は一般質問であります。どうぞよろしく願い申し上げます。

まず、森田議員の質問であります。私の施政方針についてということですが、冒頭に所信の表明、いわゆる私はこういうものをつくりたいということにつきまして表明をさせていただいたということであります。質問事項を見ますと、4つの事項が掲げてあります。いずれにしましても、従来から申してきております「俸せ4つの約束」、村民の俸せづくりの4つの約束という事項であろうかと思っておりますので、そのことに対しまして、改めて随分と課題も変わってきているということから、そのことについて申し上げさせていただきたいと思っております。できるだけ具体的に思っております。

まず、所得の向上でありますけれども、所得の向上については、やっぱり村内のGDPを上げること、要するに売上総額を上げることだというふうに思っております。今、農業総生産高が5億円、林業が2億円、年金が9億円弱というふうになっているわけですが、農業、林業、合わせて年金に追いつかないというような状況をなんとか逆転させなければいけないと。人口構造がですね、高齢化が続いておりますので、致し方ない部分もありますけれども、ということをおっしゃっております。要するにGDPというか、総生産は、その国の豊かさを示す指標だとか言われております。日本が500兆円ぐらいで、一番のアメリカが2,000兆円を超えている。2番目の中国が1,400、1,500兆円ですかね、ぐらいあるということですが、いずれにしましても、その農業、林業、商工業がそれぞれ売り上げを伸ばされる体制をどうやってつくっていくか、どうやって支援、いわゆる応援をしていくかということをお約束したいということから、もちろん役場でありますから、支援、応援の範囲にとどまるわけでありまして、自らそういう事業を実施するわけではないわけでありまして、

まず、農業につきましては、栗のブランド化を進めているということでありま

す。また、農作物につきましての生産支援といたしまして、実はブランディング、ブランド化の中には、学校給食に、今、農林産物を納めてもらっておりますけれども、当然生産者の方におきましては、安心・安全な農林産物を納めてもらっていると。子どもが口にするものでありますから。また、品質のいいものを納めてもらうということを前提とすれば、これはまさに低農薬でおいしいといえますか、品質がいい農産物でありまして、ある意味ではブランド化に向かう一つのきっかけであろうかと思うわけであります。

そういうものが出てきましたら、現在、直売所として、温泉センターがあります。また、新しく合戦峰の物産販売所もありますけれども、そういう地産地消の取り組みと同時に、そういう物産を販売する仕組みをつくっていただければと思っております。また、加えてそういう農産物がそろそろということになりますと、以前から山江村ふるさと便として、いろんな山江でできた農林産物を都会の人に届けるような事業をやっていたわけであります。これは役場がやっていたわけでありますけれども、ぜひ産地直送の販売におきまして、山江のおいしい、そういう農林産物加工の品物を直接都会の消費者に送るという仕組みも充実させていただければと思っております。

また、林業につきましては、何度も申しておりますが、本年度から林業の特産物といえますか、特産林産物の拡大生産、いわゆる産地化と加工も含めて、流通の可能性を探っていきたい。林業におきましては、木材がなかなか短期での収入にはなりませんので、短期収入型作物としての特産林産物の拡大生産に取り組むと、支援していくということであります。

そして、もう一つは商工業でありますけれども、現在、プレミアム商品券を発行しております。これは、少なくとも2,400万円のお金が村内で消費される、村内の関係者の方々に流れるという仕組みでありますし、その2,400万円流れたお金が、またその方が村内で消費していただくと、その2,000万円が1.5倍、2倍の効果も出てくるということでありますので、このことについても、その効果も含めて、商工業との連携を深めていきたいと思っております。

それから、暮らしやすい福祉の充実でございますが、冒頭、人口減少社会におきましてという話をいたしました。実は、昨日、金婚夫婦の表彰があったわけであります。いわゆる昭和43年に結婚された方々が、めでたく金婚の式を迎えられた。8組おられました。その挨拶で、その結婚された当時の山江村の人口につきまして、私、調べて、話させてもらったところでありますけれども、昭和40年ですね、これは国勢調査であります、の人口は5,639名でありました。昭和40年の山江村の人口は、5,639名でございます。現在は、8月末、その住民戸籍

の数字を見てきますと、3,533人であります。いわゆる2,106人、昭和40年当時からすると減少していると言いながら、一昨日の人吉新聞を見ますと、高齢化はどんどん進んでおります。山江村においては33.1%、いわゆる3人に1人は高齢者だということで、65歳以上の方だということであります。それでも、山江村は錦町に次いで若い、人吉市が35%を超えましたので、ということが言えますけれども、人口は減って、高齢者が増えるということは、そのことに対する課題が浮き彫りになるということでもあります。いわゆるそういう高齢者の不自由な方々への対策をどうとっていくかというようなことが求められているということであろうと思います。もちろん若い世代の課題もないとは言えませんが、そのために特に過疎の村でありますから、公共交通ですね、交通機関が不便というのは第一にきますので、また医療機関に行くにも不便でありますし、そのことに対しましては、まるおか号を昨年度新しくですね、事業を行いまして、現在利用者が倍増をしております。まだいろんなこのまるおか号につきましてはご意見もお伺いするところでありますので、停留所を増やしてほしいというような、人吉のですね、意見がございますので、更にそういう意見を聞きながら充実をさせていきたいと思っております。

それから、高齢者だけでお住まいの世帯が増加しているということでもありますので、そういう方々に対しまして鶴さん・亀さんの応援資金をやったり、これは5,000円でありますけれども、ケーブルテレビの料金が月に500円ありますので、その10カ月分は賄うというような計算にはなるわけですがけれども、そういう財政支援もやっているところであります。

子育て支援といたしましても、給食費の無料化、高校生までの医療費の無料化もしておりますし、他町村に先駆けているような子育て支援、また議会のほうと連携をさせてもらいながら行っているということでもありますので、このことが先ほど申し上げました、山江村がまだまだ31%ちょっとに高齢化がとどまって、なんとかとどまっているというようなことにもつながっております。

また、健康寿命を延ばすと、いわゆるたっしゃか村づくりという事業を山江村以前行っていましたが、まさにたっしゃか村づくりの第二弾といいますか、の事業であります健康ポイントを取得しながら予防医療に取り組んでもらうというような予防事業も今年から行っております。そして、高齢者の方々が増えたということも含めまして、高齢者の方々の社会参加を促すボランティアのポイント制も導入したところでもございます。

それから、3つ目でありますけれども、安全・安心な暮らしの確保といたしまして、議員おっしゃられましたとおり、大型災害が日本各地で多発をしております。

まさに異常が当たり前、通常になってきている状況の中でどういう対応をしていくか、そういう災害から村民の方々をどう守っていくかということが大きく求められている時代になりました。いわゆる防災・減災対策をしなくちゃいけない。それと、防災・減災対策と同時に、ソフト事業であります避難を呼びかけましたときに、避難体制が果たして十分なのか、今、万江地区では温泉センターだけであります。各集会施設は危険範囲に入っておりまして、温泉センターだけでありますし、またそういう方々が避難された場合のですね、3,550～3,560人の村でありますから、例えば2,000人の方が避難された場合、その施設はどこなのか、その避難された施設で、例えば暑い時期でありますので、熱中症の危険性はないのかというようなことも考えられるわけありますから、そういう対策についても準備をする必要があろうかと思っております。

もちろん暮らしでありますから、また過疎の村でありますので、いろんなまだまだ道路防災上の問題が、道路整備も含めて、防災上の問題残っているところあります。その優先の順位をつけながら事業を行っているところでありまして、橋梁の架け替えも相当老朽化した橋梁も点在しつつありますし、まだまだ生活道路を整備してほしいという声も多くあります。先ほど申し上げましたハザードマップを作りながら、今作っているところありますけれども、あと今年と来年で全てハザードマップ、いわゆる危険箇所を示した地図で、どういうふうに避難するかという地図でありますけれども、これを完成させながら、それに対する避難訓練等々も必要になろうかと思っているところありますし、先ほど申し上げました避難された場合の災害物資をあらかじめ調達する等のこともしっかり対応していきたいと思っております。

それから、村民が輝く人材の育成であります。観光交流促進協議会のことも言われましたけれども、村民が輝く人材の育成については、何と言いましてもですね、村づくりは人づくりでございます。以前、米百俵と言われた総理大臣がおられました。「米百俵の精神だ」ということであります。これは、長岡藩が戊辰戦争で敗れまして、財政が窮乏したと。長岡藩が戦争敗れて、財政が窮乏し、藩士たちの食べる食に、その日の食にも苦慮する時代が続いたという状態があった。この窮状を見かねた長岡藩の師範から百俵の米が送られてきたということでございます。ただ、この百俵の米を藩士たちは大変喜んだということでもありますけれども、時の為政者は、その百俵を換金し、お金に換えながら学校をつくったということでもあります。その時の言葉が、「百俵の米も、食べばたちまちなくなるが、教育にあてれば明日の一万、百万俵となる」というようなことであります。まさに英断されたその心意気が伝わるわけありますけれども、まさに村づくりは人づくりの精神の一つであ

ろうかと思えます。

そういう意味におきまして、山江未来塾、いわゆる100人委員会ですか、実践活動がいよいよもって始まり、充実を見せようかとしております。更なる支援をしていきたいと思えますし、そういう学びの場としての実践活動が始まるとなりますと、山江村には「えほんの森」という特徴的な図書館はございますが、図書館についての充実も必要になってこようかと思っております。更なる図書の充実についてもしっかりと体制を整えていきたいと思っております。

その100人委員会、図書の充実とあいまって、この実践活動ののちには、この方々の力を結集しながら、将来はぜひ法人格を取得してほしいと思うわけでありませうけれども、いわゆる観光交流促進協議会なるものの組織化を図り、また山江村だけではなく、外からもいろんな方々のご支援をいただきながら、この充実を図っていききたい。将来的には、そのことが各地域にも波及して、各地域での事業をやってもらおうという地域協議会の設立につながっていけばなということをおもっておりますので、その付近についての支援もしていきたいと思っております。

もちろんICT教育、来年で10周年を迎えます。目標の10年目を迎えますし、一つの集大成でもあります。しっかりその成果を見させてもらいながら、また更なる新たな10年に向けて、どういう対策が必要かも検討していきたいと思えますし、このICTに関しましては、別に学術論とか技術論ではありませんが、我々の暮らしに役立つICTの活用をやっていきたいと思っております。

先般、人吉市で救急フェアが行われました。その折に、隣にちょうど外山病院の院長先生がお座りだったものですから、山江村からたくさんの方がうちの病院にも来られますという話だったものですから、特に100歳を超えた熊の原に住まわれる方も来られるということでありましたので、「先生、タブレットで遠隔で医療はできませんか」と申しましたら、非常に興味を持っていただきました。どういうやり方をするんですよと言ったら、今テレビ電話もありますので、そういう方式、あとは耳が聞こえないとかいうような問題も言われましたけれども、そういう課題をクリアしながら、在宅でお医者さんと話しながら処方をいただくと。もちろん肝心なときにはフェイス・トゥ・フェイスといいますが、一対一で生身の体で診てもらおうということも必要ですけれども、お薬をもらうだけであれば、そのことでも十分でありますので、問診をしながらということも、そういう打診もしてきたところ、非常に興味をいただいたということでもありますので、そういうことも視野に入れて、暮らしに役立つICTを活用していきたいと思っております。

また、子どもの交流事業、今、対馬との交流もしているところでありますけれども、本年、シンガポールへ4名の中学生を英語学習の場の提供として派遣をいたし

ました。シンガポールの現地の学校の授業にその4人の生徒が入りながら授業を受けたということでありましたし、帰って来てからの感想、「いろんな刺激を受けて帰って来た」「未来に対する希望を抱いて帰って来た」という子どもたちの声がありました。従いまして、この事業につきましても、更なる充実、発展的な充実をさせていきたいと思っております。

以上、私のこれまでの政治方針プラス新しくやることも含めて申し上げさせていただきました。まとめといたしましては、以前でしたら、いわゆる経済が右肩上がりの時代であったら、国・県が護送船団方式で国・県の方針に沿っていれば、地域は活性化した時代でありました。ただ、今は、地域間競争の時代であります。何もしなければ、どんどん置いていかれる時代であります。やる気を持って行動する市町村と何もしない市町村では、格差がどんどん広がっていくという時代であります。そういうことをしっかり踏まえながら、村民の皆様方とお約束しましたことにつきまして、またこの山江村の課題解決に向けてしっかりと村政を担当していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。以上であります。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 長い間、答弁ありがとうございました。これも山江ばかりでなくて、どこの市町村も同様だろうと思いますが、人口の減少など、高齢化が進み、多くなり、労働力の人手不足は見えております。農業、建設業、林業、製造業など、頭の痛いところではございますが、行政の展開をよろしく願いいたします。

続きまして、山江温泉、物産館についてお聞きいたします。物産館に新設する栗ペースト工場の状況、現在はどうなっているのか。6月の定例議会で予算計上され、説明をしてもらいましたが、9月から10月までには稼働すると聞いておりましたが、何の展開もないような気がします。その状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、森田議員のご質問にお答えいたします。

お尋ねがありました栗ペースト工場の建設についてですけれども、まずこの財源につきましても、国の補助金、地方創生拠点整備交付金を活用して行っております。

設置する目的といたしましては、やまえ栗のブランド化の効果に伴いまして、やまえ栗のニーズが非常に高まっているということがございます。まず、大手コンビニエンスとのタイアップ、これは12月にやまえ栗のモンブランケーキとして販売をされておまして、三、四万個販売し、すぐ完売するといったような状況でござ

います。また、国内の航空機やJRでの食材としての活用、国内外の飲食店、レストランでの活用、全国展開の百貨店、スーパーなどからの取り引き依頼、また今月も23日に開催いたしますが、昨年度も開催いたしました栗まつりにおきましてやまえ栗の直売を行ったところ、約1トンの栗が2時間から3時間程度で完売したということで、やまえ栗のニーズが非常に高まっているということでございます。このようなことから、山江村物産館のゆっくりの横に栗加工品の施設、いわゆる栗ペースト工場の増設を行うということで計画をいたしております。事業名を「やまえ栗加工施設生産性向上プロジェクト」といたしまして、事業概要といたしましては、栗加工施設の整備、機械設備の導入というふうになっております。

当初、最初の予定では、9月中に完成をいたしまして、10月ぐらいから試験等々をしながら稼働させるといったことにはしておりましたけれども、設計段階でいろいろな検討事項もありましたし、導入する設備機器の予算等の調整、そういうのもありましたし、入札等の遅れも若干ございまして、現在ではまだ何も稼働していないということではございますが、建設工事につきましては8月に入札が終わっておりますし、中の栗のペースト機を製造する機器につきましては、先般、随意契約による見積入札のほうで完了いたしております。今のところ、工期を11月末といたしております。この工期終了後、検査等を経て、直ちに栗加工品等の試作・製造を行いたいというふうに考えているところでございます。

栗加工製品、栗ペーストの利用・販売につきましては、食品関連の検査機関を経たからになると思われまますので、大体3カ月から6カ月の検査期間が必要だということになりますので、早期に試作品等の製造を行い、検査機関に送りまして、本販売におきましては、次年度は栗の時期には栗ペースト機等の機械を稼働させながら、加工商品の販売につなげていければと思っております。

また、施設の目的といたしまして、収益性の確保や従業員の確保、雇用の確保等も求められると思っておりますので、その辺もですね、株式会社やまえと協議をしながら計画的に進めていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 随分事業が遅れているということを聞きましたけれども、栗自体ですね、一本で事業ができるのか、また従業員の方など、すぐ募集して来るのか、そぎゃんとの把握もできなければならないということを思っておりますけれども、進展としましては、遅れていることに対しまして予算の追加というものはないんでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

栗加工施設の製造におきましては、当初、業者、また株式会社やまえと打ち合わせを行ってありましたところ、ボイラー機器につきまして、当初は栗まんじゅうをつくっている製造工場のボイラーを併設して使おうというふうに計画をしておりましたけれども、どうしても容量が足りないということが判明いたしましたので、本9月定例議会に補正予算といたしまして、備品購入といたしましてボイラー機器の購入のほうを計上させていただいたというところでございます。

ご承認いただければ、設置のほうが可能となりますけれども、またそうならない場合は、ほかの手段を考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） そのボイラーは、栗まんじゅうをつくるのと、ペースト機械をつくるのを統合するということで、ご理解はよかですね、それで。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

当初は1台のボイラー機で栗加工施設と栗まんじゅうの両方を稼働させようという計画でございましたけれども、どうしてもボイラー機の容量が足りないということで、既存の施設はそのまま栗まんじゅうをつくる。そして、今回購入させていただくよう予算を計上している分につきましては、栗加工施設のほうに設置をするということで、分けて使うということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） わかりました。更なる努力、研修をしていただいて、早急に設置していただきたいというふうに思います。

次に、小学校・中学校校内と通学路の安全性についてお聞きいたします。今年6月に大阪北部地震が発生し、児童が犠牲になり、大きな課題となりましたが、山江村での安全性は万全なのか、お聞きいたします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

まず、通学路については、児童生徒の通学の安全確保と教育的環境維持のために各学校が指定している道路のことでございますけれども、その安全確保にあたりましては、交通安全、防犯、防災の3つの観点から安全対策を講ずる必要があるというふうに考えております。

本村の通学路点検につきましては、まず学校におきまして、見知り遠足、避難訓練、及び学校訪問時などに定期点検、それから年度当初はPTAによります安全点

検を実施しております。また、児童生徒の通学の安全確保につきましては、交通安全面や防災面など、学校から指導をしていただいているところでございます。登下校に際しましては、防犯ボランティアなどの多くの地域の方々に見守っていただき、大変ありがたく思っているところでございます。

それから、夏休み中には、学校から報告がありました危険箇所を中心に県土木部、駐在所、各学校、建設課、教育委員会など、関係機関で連携して、合同点検を実施しております。その結果、山田地区におきましては、道路に木や竹がはみ出している箇所、ガードレールなど、安全施設が必要な箇所、歩道の幅員が狭い箇所、カーブで見通しが悪い箇所などが16カ所ほど。それから、万江地区におきましては、路側帯が狭い箇所、スピードを出す車両が多い箇所、それから落石の恐れがある箇所など、5カ所ほど点検をしたところでございます。その対策としましては、ガードレール等の設置、支障木の計画的な伐採、道路のラインの引き直し、標識の設置やスピード違反の取り締まり強化などが挙げられるかと思っておりますので、関係機関と連携して安全対策に努めていきたいと考えております。

それから、教育委員会といたしましても、通学における安全教育の充実を図るとともに、道路にかぎらず、老朽化している建築物、先ほどおっしゃいましたブロック塀とかの建築物など、防災上危険な場所の情報などを可能なかぎり共有することによりまして、通学における事故防止に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 点検はしてあるということでご理解をいたします。

私、山田小学校と万江小学校のグラウンドをちょっと拝見いたしまして、今年の夏ですね、万江小学校は樹木の伐採してありました。山田小学校、7本ばかりありましたけれども、伐採とか剪定の計画はないのか、お聞きいたします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

まず、学校敷地内に樹木を植栽することによりまして、高さという空間が満たされます。それから、校庭にも広がり生まれ、季節を楽しむことができ、歴史を刻み、温暖化防止など、様々なメリットが生まれてくるというふうに考えております。当然、自然界に生息する樹木と違い、庭木は、その樹木に適した樹形を目指し、木の健全な育成を助けるために、剪定などの手入れをする必要があるというふうに思っております。

ご質問の校内の樹木の伐採計画というようなことでございますけれども、村内小中学校内に植栽しております樹木につきましては、通常の植樹に加えまして、記念植

樹とかシンボリックな木、それから思い出に残る木など、様々な樹木がございますので、基本的に伐採は計画しておりませんが、木の健全な育成や安全対策などの見地から、剪定につきましては実施をしているところでございます。つつじなどの低木につきましては、景観づくりとか樹木の生長などを考慮して、各学校、毎年度、剪定を行っているところでございます。

それから、今ご質問がございました高木につきましては、病虫害の発生の抑制、それから台風等による枝折れや、大きな枝の折損事故等が懸念される樹木の中から、学校の要望や予算等を考慮して、専門業者に委託し、年次計画で実施しております。

平成30年度につきましては、低木につきましては、2名の学校用務員がおりますので、1回から2回程度、剪定を行う予定で、既に1回は実施したところでございます。それから、高木につきましては、万江小学校、山田小学校、それぞれ、先ほど質問にありましたとおり、たくさんございますが、万江小に植栽してあります大きな木ですね、ケヤキの剪定につきましては、平成30年度に計画いたしましたし、夏休み中に実施したところでございます。

それから、山田小学校の木でございます。翌年度以降の高木の剪定計画ということで考えておまして、校庭の外周に多数の樹木が植栽してございます。遊具使用時とか、台風が上陸したときなどは大変危険な樹木が確かに見受けられましたので、剪定を実施したいということで考えております。予算が必要でございますので、翌年度以降に予算がとれましたら剪定を実施したいということで今考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 剪定をしていただくということの計画でございますので、早期によりしくお願いいたします。

また、山江の特徴といいますが、通学路、日向瀬橋から山田小学校から小山田線、その学路にイノシシ、シカなどの大型鳥獣が出没する。児童、住民から多くの話を聞き、また農産物の被害もあります。屋敷下、山口田といった山中で繁殖をし、活動しているみたいです。章鹿倉台地は、保育園、山田小学校、老健施設、永シ切住宅などがあり、休猟区でもあります。銃砲所持通行禁止区域にもなっております。よって、鳥獣保護隊も入山できない状況で、駆除もできない状況でもあります。

そこで、昨年、平成29年5月、議会議員視察であさぎり町の松尾集落と球磨村の内布集落に行き、鳥獣被害対策防止のため設置されている鉄製のワイヤーメッシュの柵があり、100%に近い効果があると、取り組みがしてありました。

当局におかれましても、鳥獣被害対策、学路安全性から見ても、安心・安全な暮らしの確保ということで早期に対策をするように強く願いたいところでありますが、対策の考えはございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えいたします。

通学路の鳥獣害によります安全対策ということでございます。通学路に対しましては、目撃情報がこちらにも知らせがっております。教育委員会を通してということでもありますけども、教育委員会から連絡がありますと、先ほど議員申された保護区ですね、章鹿倉台地の保護区、銃器による捕獲はできないということでもありますけども、わなの捕獲はできるということでもありますので、近くの捕獲隊にお願いしまして、捕獲わなによります捕獲の依頼を随時行っているというところであります。

鳥獣対策は、通学路の安全性も含め、人的被害もですけども、農林産物の被害防止対策としては、非常に重要な課題と認識をしているところでございます。本村におきましては、1年間を通して捕獲隊に捕獲をお願いをいたしております。ちなみに昨年度は、捕獲頭数としましては、シカが747頭、イノシシが406頭、サルが19頭、アナグマが81頭、カラスが10羽を捕獲をいたしております。この捕獲に対します村の補助として、国・県も合わせたところですけども、全体で約1,180万円を助成をいたしております。ここ数年、年々鳥獣自体が減少しているのではないかというふうにも思われますけども、それが原因で捕獲頭数も減少をいたしております。あわせて、農林産物の被害も全体的には減少しつつあります。これも捕獲隊の協力によります成果でありますということを思い、捕獲隊には非常に感謝をいたしているところでございます。しかし、水稻、栗などの農産物の被害があとをたない状況でありまして、この対策につきましては、今後更に強化をしていかなければならないと認識をしております。

先ほど議員申されておりましたワイヤーメッシュの防止柵もあるということでもあります。ワイヤーメッシュ、いわゆる金網ということでございますけども、この防護柵の設置につきましては、本村も受益者にネットではなくて、このワイヤーメッシュのほうを利用していただくように推進はいたしております。受益者にも活用を促してはおりますけども、この資材につきましては、防護ネットよりも価格は確かに高くはありますが、受益者が共同で設置していただくということでもあります。ただし、補助対象はあくまでも農地の被害防止によります設置ということでもありますので、通学路の安全確保のための設置につきましては、現在のところ補助金はないと

いうことであります。

いずれにしましても、鳥獣によります人的被害がないように通学路の安全性の確保と人的及び農林産物の被害防止の面からも捕獲に力を入れるとともに、防止対策につきましてもより良い対策を今後講じていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） このワイヤーメッシュの柵ですね、国からの補助は出るということですが、通学路の面に関して、教育長、どういうふうに産業振興課のほうにお願いはできないかの考えはございませんでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） この対策につきましては、学校からすぐ何か出ました場合には連絡いただいておりますので、すぐまた産業振興課にお願いをいたしまして、対策を講じてもらっているというようなところでございます。学校としましては、子ども等を守る観点から常に通学路の点検あたりはやっておりますので、そういう情報がありましたら、すぐ産業振興課のほうにお願いをして、対策を打ってもらっているというようなところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 村当局におかれましてもですね、早急にこの研修されまして、防護ネット、メッシュんごたつとを通学路なんかは設置していただきたいなというふうに考えております。

鳥獣対策ばかりですが、農林産物の被害が多発する中で、災害防止として防護ネットとか電気柵など、多額の補助金で設置され、イノシシやシカなどは大きな成果を上げておりますが、現在、サル被害が多発しておりますので、何か対策はございませんでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） サルの被害対策ということでもあります。サルにつきましては、1頭当たり村も助成を5万円をいたしております。昨年度がですね、捕獲が19頭でありました。平成28年度が18頭、その前の年が平成27年度が44頭ということで、年々、捕獲が減少しつつあるということでもあります。

このサルの被害、捕獲ということでもあります。捕獲の方法が一番多いのが銃器による捕獲ということでありまして、捕獲隊の中にはくくりわなとか箱わなでも捕獲をされている捕獲隊の方もおられます。銃器によります捕獲につきましては、捕獲隊の人数、銃器は15名ほどおられますけれども、サルの習性からしてもですね、そこに出没して、連絡でお願いしますといっても、もういないという状況でありまし

て、なかなか捕獲に困難なものがあるというふうに思っております。

今後、増加することが懸念されますサル被害につきましては、非常に深刻な課題でありまして、今何らかの対策を講じなければならないと認識をしているところでございます。

サルの捕獲方法につきましては、銃器によります方法以外に、群れ自体を固定式の囲いわなで捕獲するという方法もあるようでございます。また、例えば猿の群れの1頭にですね、捕獲をしまして、GPS機能を着けて、そして逃がし、移動習性を把握しながら待ち伏せして捕獲するという方法もあるようでございます。

いずれにしましても、今後サルの効果的な捕獲方法につきましては、専門家の意見を聞きながら対策について協議し、山江村ではなくて、人吉球磨、ほかの町村も同じ課題だというふうに思っておりますので、人吉球磨で一体となって重点的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 実は、私も捕獲隊でございまして、サルの行動は空中での進入などで栗、柿などは全滅状態でございます。駆除隊も銃器を持って、なかなか捕れない状況が見えてきます。

現在、村民で銃器を持っている人が34名おまして、高齢化もあり、また民家のあるところでは発砲ができないということになっておりますものですから、なかなか思うように進まないのが現状だというふうに考えております。

それに伴い、大型の箱わな、大きな箱わなですが、サルの捕獲方法として、また専門家の研修などが必要だとは思いますが、村長のお考えは、どぎゃんしたお考えでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 有害鳥獣対策、特にこのサルの対策については、冒頭の所信表明でも申し上げさせていただきました。それだけそのまま放っておくと、この山江村のいろんなものが大変な被害を受けるような時代がやってくるというようなことから申し上げたところでございます。

私は、12、3年前に熊本県の有害鳥獣対策委員を熊本県南を代表してしておりました。その折に、大学の先生に山江村のサルの被害について見てもらったということでもあります。その時には、もちろん栗だけじゃなく、椎茸もそうですし、いろんなサルの被害を見てもらったということではありますが、その折にはですね、その先生がおっしゃるには、捕獲するには、さあ、出たぞと言って、捕獲隊が行っても、行った時にはその付近にはもうサルはおらんというような状況でありまして、まさに議員おっしゃったとおりであります。その折にアドバイスいただいたのは、

麻醉銃で捕獲して、GPSを埋め込んで、サルは大体ぐるっと同じところをまわる
そうであるから、待ち伏せして撃つのが一番効果があるというようなことを一
生懸命言われました。

ただ、十数年前ですので、今また新たなそういうサルの捕獲についての方法があ
ろうかと思います。議員おっしゃったとおり、専門家の意見を聞くなり、またそう
いうサルの捕獲について、大型の箱わなを含めて、優良事例もあるようでありま
すから、ちょっと情報を集めながらその対応をしていきたいと思っております。この
ことは早めにしないと、球磨郡内でも群れが増えているという状況でありますの
で、その群れが増えれば増えるほど被害も大きくなるというようなことありま
すから、そういうことを考えてございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 村長の心構えも大変いいと思いますけれども、やっぱり私も
ですね、サルに関しては、やっぱりグループが4つか5つかあつとですね。そっで、
集団で来るもんですから、全滅状態、それこそ全然ないような被害が起きておりま
すんで、こここのところは今から産業振興、私も一緒ですが、いろいろな話をしなが
ら、この対策にご協力いただければというふうに考えております。よろしくお願
いし
ときます。

また、一つは、今、野生の猫、この野猫ですね、関することですが、現在、山江
村で多くの猫が餌やりや糞害などで地域でトラブルになっている状況でございま
す。山中や林道などに子猫や親猫などを捨てて帰る状況です。

山江の猫の数はどれぐらいなのか未知数でわからないと思いますが、犬は毎年登
録、注射などでわかっていますけれども、なかなかこの猫というのは未知数でござ
いまして、全然素地ができない状況でもあると思いますが、この点をどのようにお
考えになるのか、お聞かせいただければというふうに思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） ただいまの質問にお答えします。

犬につきましては、議員申されましたように、犬の登録をして、狂犬病の予防注
射ということで飼い主からの申請をしていただいて、登録をしていますので、実数
はわかりますが、猫につきましては登録自体の数の制度もありませんし、野良猫に
ついてはどれだけいるのかという実態は把握できておりません。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） ですね。やっぱり全然野良猫やっで、どしこおるかわからん
ですもんね、やっぱり。私もそぎゃん思います。

前に、新聞等でですね、県が補助金新設ということで、犬・猫の殺処分をゼロに

上げて、猫や犬の避妊・去勢の手術の費用をですね、制度を設置しました。雄が5,000円、雌が1万円だそうです。これは、自治会長、区長さんが飼い主でないことを確認した上で手術をします。8月1日から運用を始めており、既に数件の申請があつているということです。講習や啓発活動をする場合に上限として30万円まで補助するというのが、県健康危機管理課というところで行われているそうです。繁殖を抑えることで県施設に持ち込まないようにすることが目的だそうです。山江としてはこの新設の補助金の考えはございますでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

県によります野良猫の避妊・去勢支援の補助金が新設されたということですが、この事業につきましては、先ほど議員申されましたとおり、雄1頭当たり5,000円、雌1頭当たり1万円の補助をし、残りの費用については申請者の負担になるということになります。申請につきましては、野良猫が生息する区域を所管する保健所に申請を行うということでございます。

県に確認しましたところ、8月28日時点で、県全体で8件の申請があつており、人吉保健所管内では申請件数はゼロということでございます。

山江村のほうとしましては、現在も地域から野良猫による糞害などの情報が多く寄せられているという状況でありまして、今年の5月10日に環境美化監視員会議を開催しましたが、その中で野良猫対策ということで議題を上げて、避妊・去勢手術費用への助成や、避妊・去勢した野良猫への餌やりや糞などの管理を地域で行う地域猫活動について事例を紹介し、意見交換を行ったところであります。

会議の中では、「野良猫は、捕獲すること自体難しいのではないか」「飼い猫と野良猫の判断がわからない」「誰がどこで猫を管理するのか」「税金を使うのはどうか」などの意見が出たところでございます。この案件につきましては、各地区に持ち帰っていただいて、また話し合っていていただくようにお願いしてございまして、次回の会議の中で再度とりまとめを行いたいと思っております。その結果を受けながら対策のほうを考えていきたいと考えております。

まずは、望まれない猫を増やさないためにもむやみに餌を与えない、近隣の方に迷惑をかけないように飼い猫は家で飼うなどのマナーを守っていただくよう周知徹底を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） このペットの動物の汚染病があるそうですので、山江住民の方々も注意を必要と思われまます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、4番、西孝恒議員より、やまえ栗ブランド力向上推進事業について、1つ、スクールバス停を含むバス路線や通学路の安全対策についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。4番、西孝恒議員。

西 孝恒君の一般質問

○4番（西 孝恒君） 4番議員、西でございます。議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

その前に、全国的に災害が発生しておりますが、最近ではちょうど1週間前の9月6日未明に発生しました北海道胆振東部地震におきまして、特に厚真町では震度7を観測したということでもあります。厚真町は、以前私たちが議会研修におきましてお世話になりましたところですので、今回の地震は驚いています。その大震災によりお亡くなりになられました皆様に心からお悔やみ申し上げます。また、被災されました多くの皆様に心からお見舞い申し上げます。

では、本日の質問内容は、1、やまえ栗ブランド力向上推進事業について、2、スクールバス停を含むバス路線や通学路の安全対策についての2点であります。

まず、1点目のやまえ栗ブランド力向上推進事業についてであります。やまえ栗は古くから高い知名度がありますが、特に昭和52年に昭和天皇へやまえ栗を献上されましてから、更に出荷量も知名度も上昇しましたが、その後、生産者の高齢化や鳥獣被害も増え、栗生産も減少傾向となりまして、復活するには新たな対策も必要になってきました。

最近では、やまえ栗のブランド化戦略として、山村活性化交付金事業の中で、昨年6月にフランスのパリで開かれました日本食文化イベントにおいて、やまえ栗は大変盛況であったことが人吉新聞にも大きく報道されまして、そのブランド力の向

上につながったのではないかと思います。

また、栗生産者の方へは、鳥獣被害防止事業や果樹振興対策事業等の補助や支援策もより充実へ向けて改正などいただいていますので、生産意欲にもつながりますし、そのようなブランド力、またブランド化推進によりやまえ栗まつりの人気も上昇しつつあるようです。

そのような中で、今回は、更なるブランド力向上推進事業として、次の3点は地方創生推進事業の一環で、新ブランド化戦略と思いますが、まずやまえ栗ブランディング事業について、その事業内容や状況をお伺いします。お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、西議員のご質問にお答えいたします。

やまえ栗のブランド力向上につきましては、先ほど議員からもありましたとおり、平成27年度から平成29年度までの3年間は、山村活性化支援交付金事業を活用して実施をいたしました。議員が申されましたとおり、フランスへの出店を行ったほか、パッケージデザインの開発や、コンテンツサイトの開設、栗商品以外にも乾燥加工技術の研究や真空調理及び冷凍技術の開発、ゆず商品のパッケージデザインの開発などに取り組みました。おおむね一定の成果が出たものもあれば、まだまだ継続して取り組んでいくべき事業もあるため、今回、国の地方創生推進交付金を申請し、やまえ栗ブランディング事業を実施しているところでございます。

このブランディングというのは何も難しい言葉ではなくて、やまえ栗を知ってもらうこと、このブランディングという意味は、「知ってもらうこと」ということを意味しております。まず知ってもらわないことには、栗といっても、どこの栗でもですね、一括りにされてしまうということがありますので、やまえ栗の特性を生かしたものを情報を発信したり、加工品をつくったりするということで、「栗」と言ったら、「山江」というのを知ってもらうためにこのブランディング事業を行っていくということでございます。この取り組みは、平成27年に策定いたしました総合戦略基本目標の一つであります「むらの活力につながる雇用づくり」を目指すことということにしております。

今年度取り組む事業といたしまして、海外でのやまえ栗PR活動に300万円、全国発行紙にやまえ栗を掲載し、PRする事業として250万円、計550万円を計上しております。

海外でのPR活動についてですけれども、昨年度行いましたフランスでの出店に引き続きまして、今年度はフランスでのですね、実際に現地での商材の取り扱いについての交渉を行うことをするほか、生栗輸出条件等の調査を行うことをはじめ、フランスではなく、フランスのみならず、アジアをターゲットとして、食品展示会

等へ出店を考えております。こちらのほうには条件が可能であれば、栗生産者の方にも一緒に同行していただきたいというふうに考えております。そのほかプロモーション活動などを実施する計画でございます。

次に、全国紙への掲載ですけれども、まず全国紙、いろんな週刊誌とか月刊誌とかいうふうにありますけれども、そのような発行部数を調査いたしました。週刊誌、アニメ誌は、100万部を超える発行部数があるんですけれども、ほかの月刊誌は多くても数十万部ということ、また広告の掲載料が非常に高いということで、この雑誌等の掲載はちょっと厳しいかなということで、別の方法を考えておりましたところ、企画調整課内です、別の業務で話が出ておりました航空会社の機内誌、飛行機に乗られる方はご覧になられると思いますけれども、大体座っているところの前に航空機の機内誌が置いてあると思うんですけれども、その閲覧数ですね、大体どれぐらいの方が見られるんだろうかなということで、航空会社等に聞いたり、自分たちで調査したところ、平均して300万人を超える方が手に取って見られるという結果が出ました。このようなことから、より多くの方に手に取っていただきたいということで、航空会社の機内誌にやまえ栗、また山江村の特集記事を掲載する旨のそのような契約を行いまして、実は、今日と明日、実際、山江村にいられて、やまえ栗の生産者の方へのインタビュー、また栗の撮影、またやまえ栗の歴史等を掲載されたり、栗を用いた郷土料理の紹介、特産品の紹介などの取材を今日と明日行われているというところでございます。その後、校正作業を経て、来年1月にですね、この飛行機の中に機内誌として掲載される運びというふうになっております。多くの方々の目にとまり、やまえ栗に関心を持ってもらうことはもちろん、ふるさと応援寄附金等への活用、移住定住対策のツールとしての活用もできるような紙面の構成をしていくというふうに考えております。

このほか、今月23日に開催いたします「第14回やまえ栗まつり」の経費の一部、観光交流促進活動事業などもですね、この推進交付金の一部、栗のブランディング事業として行っているというところでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 今までのブランド化の事業の継続ということで、海外での事業、それから国内と、一応予算については550万円ですね、その予算についても述べていただきました。

広報活動で広報誌ですね、機内誌とかもされるようではありますが、次に、やまえ栗のブランディング事業については、平成30年度の補正予算の第1号において、ただいまの550万円ですけれども、そして今回、補正予算第3号で108万円ほどの追加でありますので、その点です、その追加分の変った点がありました

らお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

ただいま議員のご質問にありました今回の補正予算第3号にて、やまえ栗ブランディング事業に委託料108万円を計上させていただいております。これは、先ほど答弁いたしました機内誌の特集記事、山江村・やまえ栗の特集記事を抜き刷りとした冊子、山江村だけを集めた冊子を作るのに108万円かかるということでした。5,000部を作成できるということで、これを作成すると、国内の主要空港、新千歳、羽田、伊丹、福岡等に置けるほか、地元であります熊本と、私たちが大体利用するのは鹿児島空港になるんですけれども、鹿児島空港等にも置くことができるほか、5,000部作成いたしますので、残りなのか、全部なのか、一部なのかは別といたしまして、村のほうにももちろん最後は引き取りまして、村のPR材料として活用するというようなことができるというふうになっております。補正予算の承認を得られれば、今日、明日取材で来られていますので、そちらのほうの紙面も併せて校正のほうをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 第3号の108万円については、この山江村のPR誌ということで、その予算ということで関係者も何か明日来られるということのようですね。

次に、やまえ栗のブランド化や生産増加対策についても歴史があるところですが、昨年6月にはフランスでの販売や商談もスムーズに進んだということで、そちらのですね、また更に進展したことがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

昨年度、フランス・パリにて日本食文化を発信するセボン・ル・ジャポンというイベントに参加して来ました。その結果につきましては、担当のほうから報告会を行ったり、広報誌等でもですね、結果につきましては報告はさせていただいているところです。やまえ栗の味につきましては、現地の栗よりも非常においしいというような評価をいただいたということで、何かしら今後につながることをしなければならないということを考えているところです。

その後につきましては、フランス・パリの現地の企画会社とやまえ栗の使用商品等の小売販売に関する協議を実施したのをはじめ、熊本県内で開催されました海外事業者との輸出の商談会に参加いたしまして、実際に山江村で生産・商品化している栗の消費につきましては、見積依頼等を受けているというところでございます。海

外に出すと、輸出するという事は、いわゆる関税等の問題もありまして、例えば1000円の商品でもですね、数百円単位にならないと、向こうでは売れないと、販売できないというようなこともございますので、向こうの現地の商社の方から言われるのは、やはり販売のロット数を上げてもらうというのが一番大事だろうということでもございました。なかなかロット数、一気に出荷する量を上げるというのは、それだけ取引量を増やさなければならない、出荷量を増やさなければならないということでもございますので、更なる販路拡大の展開等を進めていきたいということも考えております。そのようなことを今年度事業で引き続きやっていきたいというふうに考えております。

また、フランス以外では、香港で開催されました、これ今年の5月に開催されたんですけども、球磨焼酎PRフェアの食材としてですね、山江村のやまえ栗を称した商品がデザートとして一緒に提供されて、現地の方からもですね、食されて、非常においしいという結果を得たというところもございますので、今年度の目標でございますフランスのみならず、アジアをターゲットとした商品展開等もですね、つなげていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 海外での活動を更に進めているということではありますが、このやまえ栗ブランディング事業については、一応予算の中では委託料となっているわけではありますが、今までのところ、この委託先についてとかはどこなかったような気がしますが、その辺また何件か委託があるわけでしょうか、お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

今回のブランディング委託事業につきましては、7月に提案型の審査会によりまして業者のほうを決定しておりまして、委託を行っております。

また、航空会社の雑誌掲載につきましては、8月に随意契約による見積入札によりまして契約を締結しているというところがございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） では、次に地域づくり研究所におけるやまえ栗ブランド力向上への進捗状況についてと通告をしておりますが、今年の補正予算第1号では地域づくり研究所運営費の中の委託料となっている部分であります。その事業内容と現在の状況についてお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

地域づくり研究所での栗ブランド力向上への取り組みについてですが、これまで

東京大学との共同研究を中心に多くの分野で調査研究を行っているというところがございます。

まず、成果といたしまして、成果品が出ております。やまえ栗の公式ガイドブック「やまえ栗の一年」、またダイジェスト版の「山江村は栗づくし」の発行をはじめ、栗に関するデータ等の収集や、栗生産に関する履歴のデータ化、QRコードの作成などを行っております。また、栗に関する関係機関を一堂に会し、やまえ栗の生産力向上や6次産業化を推進するための栗コンソーシアム会議を定期的で開催するなどしております。そのほか、山江村未来塾100人委員会、栗ブランド部会活動支援、観光交流部会での栗拾いツアーの支援を行っております。

本年度は、推進交付金を活用いたしました事業として、観光交流人口拡大の素材でやまえ栗を活用する取り組みを実践しております。これは、フットパスとか、そういったツアーの企画等も行っているというところがございます。

研究所につきましては、栗の取り組みのみならず、医療、介護、教育、公共交通等ですね、様々な分野で調査研究を行っておりますので、委託料の全てがこの栗のブランディングに行くというものではございませんので、ご了承いただければと思います。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） この委託料については、一応、国の交付金が955万円と、それから一般財源が225万円ですか、1,180万円ということですが、一応この内容の内訳はどのようになっているか、わかりますでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） 委託料の詳細な資料はここに持ち合わせておりませんが、地域づくり研究所の委託料の中で一番大きいのは、やはり東京大学との共同研究に関する委託料ということになっております。また、そのほか、観光交流促進に向けた委託料とか、ほかの様々なセミナー等を開催する委託料なども計上しているというところがございます。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） さらに、補正、今度は3号でその分に70万円上げてあるわけですが、一応この分については変わったところがありましたらお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

今回の一般会計補正予算第3号にて、地域づくり研究所の中に委託料70万円を計上させていただいております。これは、地域力創造のための外部専門家を活用す

る事業で、主に観光交流事業の促進による地域活性化を促進するために行う事業ということで、現在設立を進めています。村長の先ほどの答弁にもありましたとおり、観光交流促進協議会の設立・運営に向けた支援、この中にはもちろん栗を活用したものも含まれておりますけれども、そういったものをしていただくということで今回計上させていただいているということでございます。

今回のこの事業につきましては、国の交付税措置もあるということを知っておりますので、申し添えておきます。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 実は、委託先についてはちょっとよくわからないんですけども、この事業は、地域づくり研究所に委託されるのか、地域づくり研究所からもっと詳しいところに委託されるのかと思いますが、そのどちらもでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

今回の補正予算の分につきましては、山江村から外部の機関のほうに委託するというように計上させていただいております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） では、次の質問にいきます。

果樹振興の中の栗生産振興事業につきましても、今回補正予算第1号におきまして1,500万円上げてあります。この3点はいずれも山村活性化支援交付金を活用されたということで、一応その3点について今お尋ねしているところであります。その栗生産振興事業について、ここは約1,500万円ですけれども、これもやまえ栗ブランド力の向上推進事業の一環かと思いますが、その事業内容と途中経過についてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 栗生産振興事業の途中経過と進捗状況ということだと思っておりますけれども、この事業につきましては国の地方創生推進交付金を活用しまして、やまえ栗の団地化と生産量の増加を図り、農業所得の向上につなげるために栗の新植を推進いたします事業であります。事業費といたしましては、約1,500万円ということになります。

この事業内容といたしましては、川辺川造成団地を有効活用するために、この団地内に栗の新植を推進いたします。現在、造成団地を所有、もしくは耕作されている方に栗の新植の募集をいたしておきまして、応募された方の圃場の中から適正な箇所を村で選定いたします。そして、そこの圃場を除草、草払いですね、そして地ごしらえ、土壌改良も含めたところですけども、そして新植、栗を植えると、

苗木代もこの交付金を活用するということでもあります。そして、施肥、肥料をやると。そして、必要に応じて有害鳥獣の防護柵も設置をするということでもあります。もちろんこの作業につきましては、専門家の指導のもとに行いたいというふうに思っております。受益者の負担は全くいたしません。

応募の条件といたしましては、今後適正に管理ができること、そして1カ所当たり10アール、1反以上の面積であることということでもあります。

この交付金を活用しますと、大体面積としまして5から8ヘクタールの新植ができるだろうというふうに計画をいたしております。栗の品種につきましては、今、県と生産者と検討中ということでもあります。

また、この事業は、委託事業でありまして、村が直営とする事業ではありませんので、この事業は委託事業であります。委託先はまだ未定ということでありまして、従いまして、現時点での進捗状況としましては、現在応募をとっているという状況であります。

今後、この事業によりまして、栗の生産量の増加、そして品質向上を図りまして、農家所得の向上につなげたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） なかなか大規模な栗の増産計画のようであります。

ちょっと確認ですけれども、ただいまの説明によりますと、この栗生産振興事業は、一応、国の地方創生推進交付金を活用したやまえ栗の団地化による生産量の増加を図るということでありまして、その応募の条件にあった受益者の方はその選定された場所ですね、場所の除草や地ごしらえ、先ほど植栽とか施肥ですね、それから防護柵まで何の負担もなく、もちろんそのあとは、受益者の方が作業を行って、栗の収穫後も何の負担もなく、安心して新植された栗の栽培ができるということですか、お願いします。何も負担がないということ。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） この事業につきましては、受益者の負担は全くいたしませんということでございます。この推進交付金は、今年度初めて採択されました事業でありまして、これはソフト事業であります。ですから、村が直営ではできないということでもありますので、どこかの団体とか会社とかにこの作業は委託することになります。個人があとでしていただくと、負担といたしますか、お金の負担はありませんけども、あとでしていただくというのは、植栽したあとの下刈りとか剪定とか、適正な管理はしていただくと、個人でしていただくということでありまして、この事業に対します個人負担は全くいただかないということでございます。

す。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） その委託先についてはこれからということではありますが、非常に広い範囲の計画ということで、これまでにない本格的な増産体制へ力を入れられた事業であるということを感じます。

以上、3点につきましては、いずれも地方創生推進交付金を活用された事業ということで質問をいたしました。

先ほど私が交付金事業の内容をちょっと間違っていましたので訂正をいたしますが、先ほどは山村活性化支援交付金ということで申し上げたところですが、それはちょっと前の交付金でありまして、今回は地方創生推進交付金ということが現在の交付金でありますので、訂正をさせていただきます。

それで、やまえ栗のブランド力の更なる向上へ向けてそれぞれの立場からの新戦力で3本柱になるかと思えます。今後ますますのブランド力と安定した生産も期待されるところであります。

以上で、最初の質問を終わります。

次に、2番目の質問ですが、スクールバス停を含むバス路線や通学路の安全対策についてであります。通学路の安全対策については、ちょうど1年前に質問しておりますが、その後の状況などを含めて、お願いします。

まず、スクールバスの乗り場といいますか、各待合所の管理状況についてであります。この乗り場は設置されてからかなり年数も経っておりますので、PTAの一保護者の方から、「老朽化をしているので、リフォームが必要ではないか」とご意見を聞きまして、私も改めて、まず万江地区の近いところで5カ所ほど状況を見てみましたが、確かに屋根や壁のスレートなどが割れたり、また柱の下のほうは劣化して朽ちているところもありまして、中のベンチのほうもちょっとざらざらした感じですので、生徒さんもここで気分良くバスを待てるだろうかと思ったところでもあります。もちろんPTAのスクールバス部でも管理されているようですが、このように古くなった場合の改修は費用もかかりますので、対策が必要かと思いますが、村や教育委員会におかれましては、そのような対策の予定はないでしょうか、お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

本村のスクールバスにつきましては、万江、小鶴地区から8つの停留所を経由して山江中学校まで走行し、登校時は万江小の児童9名と山江中の生徒21名が、下校時は山江中の生徒21名が乗車をしております。小鶴、向鶴、柚木川内、葛、淡

島、神園、城内、温泉センター前にそれぞれバス停がございまして、教育委員会で停留所の看板を設置をしているところでございます。

また、待合所につきましては、スクールバス運行開始頃から利用する児童生徒の保護者の方々に小鶴を除く7カ所に設置され、途中修繕等を行いながら今日に至っていると聞いております。

管理状況についてでございますけれども、年1回スクールバスを利用する万江小及び山江中の保護者や児童生徒でバス停周辺の清掃を行っておられます。ちなみに、今年度は9月2日に実施をされたというふうに聞いております。

また、バス停待合所の管理費につきましては、万江小と山江中のPTA予算にそれぞれ計上されております。その予算をスクールバス路線整備会計というところで積み立てて、作業や修繕等、実施した際に必要により支出をされておられる状況でございます。なお、万江小につきましては、PTA役員組織の中にスクールバス主任を設置しているところでございます。

先般、それぞれの学校の校長または教頭と教育委員会で、合同でバス停の状況を調査いたしました。停留所の看板につきましては、年数の経過により、どのバス停も看板がかなり傷んでいるというのが確認できましたので、なるべく早い時期に修繕を行いたいと考えております。また、バス停につきましては、先ほどご指摘のとおり、屋根や壁の破損など、修繕が必要な箇所が見受けられましたので、設置者の意向を確認しながら、どのように考えておられるか確認しながら、村といたしましても、教育委員会といたしましても、できるだけの支援をしていきたいと今考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） ただいまのご答弁から、8つの停留所、それから待合所があるということでありまして、管理費のほうは各PTAの予算から計上されていて、定期的に清掃もなされているということですが、私もPTAの方からその点については伺っておりました。ただ、全体的な改修として、これについては、今ご答弁からなるべく早い時期に改修と、それから設置者の意向を確認しながら、できるだけの支援をしていくという意向をいただきました。予算もかかるかと思いますが、これで生徒さんも気分良く登校できるのではないかと思います。

次に、歩道の老朽化や横断歩道とそのダイヤモンドの表示の劣化対策についてでありますけれども、この部分につきましては、ちょうど1年前の9月定例議会におきまして質問していますが、今回はスクールバス停を含む路線ということで再度加えさせていただきました。県道ではありますが、前回は速度表示についても劣化しているという状況を話しましたがけれども、その後、学校付近の速度標識の30キロ以

下の標識ですね、この標識については、公安委員会のほうでしょうか、新しく建て替えていただいております。それで、よく目につくようになりました。

しかし、横断歩道や、その手前のダイヤモンドについては、かなり劣化して、消えている部分が多くなっています。特にカーブの近くのダイヤモンドは、次に横断歩道があるということを知らせる重要な役目ですから気になるところであります。この部分については、前は産業振興課のほうからでしたか、警察のほうで改善がなされるというところで判断しているということでありましたが、県道ではありませんが、その後の改修計画はないでしょうか、お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

まず、議員ご承知のとおり、県道坂本人吉線の道路の側溝や歩道の整備につきましては毎年のように要望を行っており、ご存じのとおり、側溝改修が僅かではございますが、年次的に行われているところでございます。

ご質問の歩道の老朽化対策でございますけれども、こちらも舗装路面の劣化による凹凸等についても要望を行っているところで、なかなか整備ができないのが現状でございます。県は、管理する管内の道路整備などは予算内で優先順位をつけて作業を行っているようでございます。

また、横断歩道やダイヤモンド表示の劣化対策ですけれども、路面表示については交通規制に係る表示でございますので、警察、公安委員会が管理を行っているところでありまして、こちらも劣化等が進み、見えにくくなっているのが現状でございます。こちらも県道と同様に予算内で優先順位をつけて整備を行っているようでありますので、議員のご質問の改修時期でございますけれども、今のところはわかっておらず、来年度以降になるかと思っているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） ただいまの件については毎年要望しているということですが、一応優先順位で進められる事業ということであると思えます。

最後に、通学路の安全対策ということで、山江村通学路交通安全プログラムの実施状況などについてもお願いしたいと思えますが、実は、ご承知のことですが、先ほどもちょっと森田議員からもありましたけれども、大阪府の北部地震で小学校のブロック塀が倒壊して、女兒が死亡したのを受けての対応で、文科省の緊急点検では全国1万2,000校超で安全性に問題がある塀が確認されたということでありまして。一応、文科省としては対策を急ぐということですが、そのための予算もかなり盛り込んだということが新聞にも出ておりました。

本村は、その予算の中には何かクーラー設置のこともあるそうですけれども、本

村はクーラー設置は済んでおりますし、本村においてそのような危険ブロックの塀はないかもしれませんが、調査が済んでおりましたら、その状況をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

本年の6月に発生いたしました大阪府の北部地震でブロック塀が倒壊しての死亡事故を受けまして、国公立及び私立の幼稚園や小中高校など、全国5万1,085校を対象にブロック塀の緊急点検が行われました。

本村としまして、各小中学校に調査を依頼しましたところ、山田小学校につきましてはブロック塀はございませんでしたが、万江小学校と山江中学校からはブロック塀があるとの報告がございました。その報告を受けまして、教育委員会でも調査を行いました。万江小学校に1カ所、それから山江中学校に1カ所ございます。全体的には高さ1.2メートル以下のブロック塀でございまして、一部ではございますが、一部高さ制限を超えていたり、年数経過によりまして劣化や損傷があることなどを確認いたしましたので、安全性に問題があるブロック塀として県に報告いたしまして、その後すぐに立ち入り禁止とし、応急的に安全対策をとったところでございます。どちらのブロック塀も築造後20年以上経過しており、塀に一部傾きや損傷などもあることから、県の教育委員会が示しておりますブロック塀の撤去にかかる判断の目安に適合しているというふうに判断をいたしまして、撤去して、フェンスや擁壁などに改修する方向で今検討中でございます。

そのような中に、先ほど議員申されましたとおり、文科省は公立小中学校の危険なブロック塀の改修、クーラー設置などの対策費として2,400億円を盛り込んだ2019年度の概算予算要求案を示されたところでございます。その文科省の方針を受けまして、県からもブロック塀の撤去にかかる経費の補助の希望調査が8月頃ありましたので、概算工事費を算出いたしまして提出をしたところでございます。

いずれにしましても、子どもたちの安全面から対策を急ぐ必要があるというふうに考えておりますので、県のその後の動向等も含めまして、財源等を考慮しながら速やかに改修工事を実施したいというふうに考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） ブロック塀については、ちょっと私も気づかなかったのですみません。万江小と山江中学校に該当するブロック塀があるということで、高さは、それほど1.2メートルですか、ないということでもありますけれども、一応20年以上経っているということでもあります。文科省の方針から、一応、県のほうでも

補助の調査があつて、ただいま提出されたということでありました。安全面から対策を急ぐという、ただいまの意向をいただきましたので、安全・安心な登校ができるのではないかと思います。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次に、山江村通学路の交通安全プログラムによる合同点検結果かと思ひますが、通学路の要対策箇所一覧表の前回の1年前の結果と今回見ました結果を比べますと、点検結果の対策箇所一覧表でありますが一応こちらのものでもありますけれども、これを比べますと、1年前の結果と今回見ました結果を比べて、箇所数はどちらも11カ所ですが、そのうちの6カ所は同じ箇所、まだ対策が残っているところと思ひます。ほかの5カ所は対策済みなのですが、対策済み一覧表がもう一つありますけれども、そちらのほうを見ますと、こちらのほうはまだ1年前とこちらは同じ箇所になっておりますので、その確認がよくできませんけれども、その要対策箇所一覧表から外れた今回の5カ所については対策済みと見てよいでしょうか、お願ひします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

交通安全プログラムでの合同点検の結果につきましては、毎年公表をしております。要対策箇所の一覧で、また対策が済めば対策済みとしてハード面の整備を一覧表にて上げておりますが、議員ご質問の対策済みの確認ができてない箇所につきましては、主にソフト面の対策ということでございますので、対策済みとしているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 今、ご答弁をいただいてわかりました。こちらのほうは、まだソフト面のほうで、対策済みの一覧表への入力が終わっていないということですね。

本村を通る県道は、特にカーブの多いところですから、また劣化したよく見えない表示などは安全対策を、県道ですけれども、願うところであります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を1時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時15分

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、中竹耕一郎議員より、地域づくりと100人委員会についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。8番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

○8番（中竹耕一郎君） それでは、8番議員、中竹です。午後一番になりましたけども、ただいまから議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

午前中に森田議員もしくは西議員のほうからいろいろ質問があったわけでありまして。中に私が通告しておりましたことも入っておりますので、重複する点については省きたいというふうに思います。一部、中についてお尋ねをしてみたいと思います。

まず、はじめにいろんな災害が立て続けに起きているわけですが、昼のニュースを見ておりましたら、北海道の子どもたちも1週間ぶりに学校に行けるようになったということですが、まだ先ほど言われました厚真町ですか、水がまだ1カ月ぐらい断水状態が続くということで、大変辛いだろうなというふうなことを考えております。できるだけ早めに回復ができることを願っているところであります。

さて、今回の定例会の村長の所信表明の中、冒頭演説の中でありましたけども、いろいろ説明があったわけですね。私なりに解釈をいたしますと、主に人口減少問題、それから地域循環型の経済環境の定着、あとまた安心・安全を求める防災関係等々ですね、さらには健全財政を目指して、チャレンジして、要するに最終的に夢を持つ若者、住み良い村をつくるんだというふうな内容の話だったと思います。

もちろん人的支援による地域づくり、そういうことも入っておりましたが、そこで地域づくりについてお尋ねをしたいと思います。個別的には課長のほうで答弁いただくことにしまして、大筋では村長のほうに答弁を願いたいというふうに考えます。

地域づくりについてお尋ねするわけですが、地域づくりに対する基本的な認識、その狙い、やり方、手法、それからどういったことを地域の姿として夢に描いているのか、課題を含めてお答え願いたいと思いますが、従来から地域再生とか地域活性化とか、その時の状況に合わせて様々なところから地域づくりは行われてきたわけですね。もちろん予算措置もされてきたところでありますが、現在は、平成26年

に「まち・ひと・しごと創生本部」が発足して、それに基づいてそれぞれの自治体は総合戦略を立てまして、目標の数値設定をして、それに向かっているわけであり
ます。

そこで、先ほど言いましたように、いろんな課題もあると思いますが、地域づくりに対する全般的なこれをこうしたいんだという基本的な認識をまず伺いたいというふうに思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。

私に地域づくりの認識をとということでもありますので、当然こういう地域をつくっていきたい、何のためにどうしていききたいということは、この村づくりといえますか、方針でありますので、私のほうからということでもあります、個別のことは担当課長からということでもあります。ただ、根本的な地域づくりという言葉でありますけれども、要するに地域をつくるんだということでもあります、なかなか奥深いものがあるかと思っているところで、改めまして私なりに考えさせていただきました。議員ともいろんな話をさせていただくんですが、この重いテーマは初めてでありまして、その意味からちょっと考えさせてもらったということでもあります。

今、持続可能な地域社会づくりという言葉があちこちからよく聞かれます。公共交通をつくるときにその会議の中で持続可能な地域公共交通のあり方とか、健康福祉のほうでは持続可能な福祉のあり方とか、その持続可能な山江村の地域社会をつくるのがやっぱり地域づくりなんだろうというふうに考えます。ただ、私この場でもしゃべったと思いますし、課長会でも何度となくしゃべっておりますけれども、ともすれば、その持続可能という言葉は、三位一体の改革があったということも含めて、経費を削減することによる自治体のスリム化といえますか、身軽さといえますか、ということを目標にするんだというふうに考えがちでありますけれども、私の考える持続可能な山江村の地域社会と申しますのは、山江村の地域社会の維持を前提として、絶えず変化をしていくこと、その時代のとき折の課題に対しまして柔軟な変化をしながら対応して、その対策を打っていくことだと思います。従いまして、もろもろの事業を展開していくということではありますが、申し上げましたとおり、待ちの姿勢ではなくて、やっぱり積極的にいろんな事業に取り組んでいくということが大事であろうかと思います。全国の優良事例として、そういう自治体が、例えば島根県の海士町とか、「葉っぱビジネス」で有名な四国の上勝町とか挙げられますけれども、そういうメディアに取り上げられる、また世間から注目をされるということも大事ですけれども、そういうことだけではなくて、山江村らしいコミュニティを維持しながら、山江村にある資源を活用して豊かな暮らしを実現

することだと、豊かな暮らしというのは、もちろん経済的のみならず、心の豊かさといえますか、コミュニティの中での心の豊かさを目指していくべきだというふうに考えているところであります。

従いまして、その地域づくりという言葉自体ですね、非常に多岐にわたっておりまして、先ほど申し上げました4つの約束もそうでありますけれども、一つ一つがその山江村の地域づくり、その目標としてはこの山江村を次の世代にしっかりですね、この山江村として、また夢のある山江村として残すことが我々の役割であり、我々が取り組む地域づくりだというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 概念的には、非常に地域づくりについてはまさにそのとおりだと思います。今から先は、要するにその持続可能な社会づくり、地域創生そのものだと思います。ですから、私も思うんですが、今いろんな事業をやっていますね。この単なる地域づくりの企画調整課がやっているだけの事業じゃなくて、例えば子どもの支援とか介護サービスとか、林業、農林業政策、教育、これは全て地域づくりにつながっていく事業だろうというふうに思います。ですから、そういうのを総合的に多角的に運営して、施策を打って、地域づくりにつなげていくというのが大事なことだろうというふうに私も思います。その観点で、ぜひ全て地域が残るような、持続するような観点は常に頭の中に入れながら、事業政策を制度をつくっていくというのが大事なことじゃないかなというふうに思います。

それから、先ほどちらっと私申し上げましたが、人口の減少問題ですね、これはどうしても避けて通れない問題だというふうに思います。いつときですね、いつときとか、先般、地方の定住圏構想というのがありますね。要するに人口流出を止めるんだと。人吉球磨でとにかく人口の流出防止ダムをつくるというような、その定住圏構想というのがあるんですが、その中でもうまくまわっていかないということもあるわけですが、やっぱり地域間で人口の取り合いをしていく。勝ち組はいいわけですね。勝ったところは。だけど、負けたところは必ず出てくるわけですね。増えたところはいいですけども、減ったところはもちろん出てくるわけです。ですから、人口のやり取りをしててもしょうがないじゃないかというふうな気もするわけです。町村ではですね。だから、その地域づくりのフィールドをもっと大きくして、例えば山江と球磨とか、こういうことを言っちゃいけません、相良とか、分けないで、トータルで考えて、人吉球磨という一つの拠点、フィールドをもってきて、その中で地域づくりをしていくということも大事じゃなからうかと思えます。特にこれだけ1,000兆円もツケが残っているわけですから、そのツケをやっぱり後世に残していかないという方法も必要だろうというふうに思います。で

すから、そういう人口のやり取りじゃなくて、例えばフルセットで準備できるわけじゃありませんから、例えば山江は教育で頑張るとか、相良は医療で頑張るとか、例えばの話ですね、球磨村は老人福祉とか医療で頑張るとか、そういうふうな考え方も必要じゃないかなというふうに思うんですが。

現在、行政組合ですね、ごみ処理の問題とか、それから観光事業、それから消防事業やっておりますが、自治法では適正規模を図っていくんだというふうなことを法律的には書いてあるんですが、人吉球磨では、そのような全体を一つに考えたフィールドにした地域づくりという話が出てきているのかどうかですね、まずその辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） まさにおっしゃるとおりだと思います。冒頭、話しましたとおり、900人程度の高校生が人吉球磨卒業するわけですが、この地域に人吉球磨に残るのは72人だったと、昨年のことですけれども、ということでもあります。ただ、もちろん大学、専門学校に行く子どもたちも多いわけでありますから、人吉球磨にはそういう教育機関ありませんので、当然よそに出て、いろんな勉学に励まれるということになろうかと思いますが、ただ、そういう若者、女性がしっかりUターンしてくれる、また都会からIターンをしてくる、またJターンをしてくるためにはどういう地域をつくってあげればいいのかというようなことになろうかと思えます。

人吉では、今、観光地域づくりの事業として、人吉球磨一体となって、これは相当な予算を組んで、また大きいところから人吉・錦・あさぎり・多良木から職員も1人ずつ出ながら、熊本県の職員も1人張り付いて、その事業を展開をしようとしております。私、いずれにしろ、その観光事業を推進するにしろ、やっぱりよく山江村の場合は、「結果、観光だ」というような言い方するわけであります。要するに観光客に来てください、来てくださいということで活動するよりも、本当に住み良い、いい地域をつくっていった結果、観光客が来る、交流人口が増える、移住が増えるというようなやり方が適しているんだろうというような考えであります。

従いまして、もちろん例えば山江は栗ですが、相良はお茶でありますけれども、そういう特徴ある事業をとといいますか、地域特性を持っておりますので、その地域特性に合わせてそれぞれの町村が頑張られる、それをしっかりみんなで応援していくということも大事であろうかと思っているところでもありますけれども、ただ、そこで住む人間はですね、暮らしは全ての恩恵を受けなくちゃいけないというようなことでもあります。教育の恩恵だとか、福祉の恩恵だとか、経済的な恩恵だとか、生活環境で住み良い環境があるのかどうかとか、これは基本的なことは当然地域で

やっぴいかなかちやいけないうこと等に加えて、その特徴ある地域の特性に合わせた観光づくりが、今、人吉で始まりつつあるというようなことでございます。

人口の取り合いというのがいいのか悪いのか、しょうがないというのもありましたけれども、これも考え方によっては人の移動は少なくとも住み良いところに移動するというのはこれしょうがない人間の移住の考え方だと思うわけでありまして、それぞれの地域がやっぱりそれぞれのやり方でしっかり人口を確保していく。また、最初申し上げましたとおり、取り合いをしてもしょうがありませんので、よその地域から、山江の場合はICT教育を受けさせたいとして、鹿児島の方から移住された方もおられます。熊本からも来られました。そういうことを含めて、しっかり山江村も地域づくりといいますか、対策を打っていくことが大事だろうと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） それぞれ地方が特色を持って呼び込んでいく、これも大事なことだろうと思います。

先ほど村長の答弁にもありましたが、中学校、高校をです、地元を卒業して、都会の大学に行って、行ったらなかなか帰って来ないというようなのがほとんど現状だろうと思います。ここにも一つやっぱり課題があるわけですし、せっかくすばらしい教育を山江から受けて、高校を卒業して都会に行くと、大学行った。ところが、なかなか帰って来ないというような実態があるわけです。そこで、やっぱり向こうに行くと全部が都会の働き手としてとられてしまうわけですが、帰って来れる地域づくり、帰って来て働けるといふか、帰って来られる産業づくり、こういう視点も必要だろうと思います。特に、今、中学校でキャリア教育ですか、されているようですが、通告はしておりませんが、概略がわかれば、課長、よかですか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） おっしゃるとおり、優秀な人材はしっかりしたところで勉学を修めながら夢を持ち、なかなか田舎に帰って来ずに東京のほうに出て行ってしまいうような現象は起きております。これは、私がICT教育の話をさせてもらった時に、ある大学教授が、秋田県は全国で一番学力が高いが故に、秋田県が一番過疎化が進んだというような話を何回かさせてもらいましたけれども、まさにそのとおりで、山江村は、山江村長はそのことに対してどう思うんだという質問があったわけです。ただ、子どもたちに全く責任はないわけでありまして、もちろん子どもたちは自分の進路に対しまして責任を持つといいますか、夢を持ち、頑張っていく。また、グローバルな人材として活躍をしていくということは、山江村にとっても喜ばしいことであろうかと思っております。ただ、そういう出て行った人材が帰って来

ないということは、先ほどの地域づくりの話等を含めて、我々の責任だというふうにもその時答えさせていただきました。そういう帰って来れる地域をしっかりとみんなで作っていくということを目指して頑張ろうということで、いろんな施策を打っていくということを考えておりますので、よろしくご理解の上、本当にもちろん働く場がありさえすればというようなことも含めて、そういう夢を持って農業をしたいという子どもが中学校にもおりますし、また仕事さえあれば帰って来たいんだというような山江出身の子どもたちもおりますので、そういう環境を整えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

教育委員会にお尋ねの件は、教育長、お答えください。

○8番（中竹耕一郎君） いいですか。すみません。では、概略で結構です。通告しておりませんので、よかですか。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、今ご質問があっている件でございますけども、昨年度、小中学校におけます起業体験推進事業というのを、これは文部科学省の補助事業ということで受けさせていただきました。

内容といたしましては、キャリア教育の一環といたしまして起業家精神の育成であったり、それからその資質であったり、実行力であったり、リーダーシップであったりですね、そういうのを育てるといふようなところで、中学校において起業体験活動というのをしたわけでございます。

1年生のほうは農業体験をしております。それから、2年生のほうは職場体験をやっておると。それから、第3学年のほうは伝統継承というような形で取り組んだわけでございますけども、特に農業体験をさせていただいて、非常にやっぱり先生方からの感覚では非常に良かったということで、やっぱり農業をしたい、この山江村に残りたいという子どもも、今、村長言われましたように、おりますので、やはり今グローバル時代ということ言われますけども、やっぱりローカルのほうもですね、しっかり私たちも取り組んでいきたいなと思っております。そういうデジタルの良さ、それからアナログの良さもありますけども、デジタルの良さをしっかり学ばせて、そして地域に残って、地域で頑張る、そういう子どももやっぱり必要だろうと思っておりますので、そういうローカル社会に向けまして、しっかりそういう取り組みをやっていききたいなと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） ありがとうございます。やはり今からは、本当に地域づくりを考えるときには、学校の小学校もそうですが、中学校の先生方のやっぱり力というのは相当左右してくるんじゃないかというふうに思います。そういうところか

ら、常にグローバルな視点で子どもたちに接していく、そうすると起業の体験をしたいという心構えが相当変わってくるんじゃないかなというふうに思います。これは余談ですけども、そういうことを思いました。

次に、午前中いろいろ話がありましたので、あまり個別的にはお尋ねしないようにしているんですが、地域づくり研究所、様々な業務をしていただいていたわけです。過去3年目ですか、今年で。今回は、同じようなことを3年目に入っているわけですが、いつぐらいまでどういうふうな規模で進んでいかれるのか。分野は、いろんな業務、研究分野、それから提言、それから人づくり分野、様々ないただいているわけですが、今後、研究所、どれくらいの期間また続けるのか。規模は、どういうふうにしていくのか。それから、そこで起こってきた人材資源の100人委員会、このことですね、現況、このあいだ1年間の活動報告がありました。私もその時、参加をしております、若干少ないというような印象を受けましたので、100人委員会の今後、それからそれに対するどのような支援を考えているのか。その辺をまとめてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 地域づくり研究所をつくりまして3年ですかね、経過したということでもあります。これは、地方創生の動きに合わせて設立したということですが、究極の目標は、地域づくりに関するICTを活用した法人組織ができればなということをおもっています。要するに働く場としての地域づくり研究所にスキルアップといいますか、ブラッシュアップしていくということを考えています。その第一段階として観光交流促進協議会があると。稼げる協議会で、観光で稼ぐという、交流で稼ぐという発想の中での観光交流促進協議会でありますので、その一段階だと思えます。

今の体制といいますか、今どういう役割かといいますと、もちろんいろんなICTの活用方法をあまねくいろんな情報を集めながら、その現場に合わせていくというような作業を行っていて、またその中身について各担当各課と打ち合わせをしながら、今やっているという状況であります。

そして、もう一つの役割は、100人委員会に象徴されますように、役場と村民をつなぐその中間的な組織といいますか、役場と住民が、要するに住民の皆さん方が役場に来て、いろいろ要望するのじゃなくて、住民の皆さん方が研究所に来て、いろんなことをやりたいとか、どういう情報を集められるとかいうのを、そういう役割を持っております。ですから、100人委員会未来塾に対しましては、基本的に役場は口出ししておりませんで、その住民の方々、それぞれの部会の方々の自主性によっていろんな実践運動が出てくるということでもあります。

従いまして、将来にわたって、この地域づくり研究所は、私は必要だというふう
に考えているところであります。ただ、各種のところ、東京大学をはじめとして、
いろんな委託契約をしておりますけれども、これにつきましては、地方創生の交付
金を活用しておりますから、地方創生の動きが止まった時点では、別の新たな形に
なるんだろうと、しなくちゃいけないだろうというふうに考えております。

あと、具体的な動きにつきましては、担当課長の企画調整課長がお答えいたしま
す。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、中竹議員のご質問にお答えしたいと思いま
す。

まず、地域づくり研究所ですけれども、先ほど村長からもありましたとおり、平
成28年の1月に開所いたしまして、村内の情報をあまねく集め、データ化するこ
とで、誰にでもですね、現状の見える化を図りながら、地域の課題を解決する調査
研究や政策の提言を行っているということで、大きく分かれて3つの分野に分かれ
ております。1つ目が研究分野、2つ目がICT分野、3つ目が人づくり分野とい
うところで、研究分野につきましては、先ほど言われました東京大学との共同研究
や栗のブランド化などの調査研究を行っているというところでは、ICT分野にお
きましては、昨年度、各地区に情報化推進員さんを配置させていただきました。昨
年、12地区でスタートいたしましたが、今回残りの4地区からも推進員さんのほ
うを選出いただきましたので、16地区全てでこの情報化推進員さんの活動をされ
ておりますので、そのサポートを行っておりますし、また過去の資料等の収集・分
析等も行っておりますし、例えば昔の写真とかでありましたら、ケーブルテレビ等
でも編集したやつを流しているというようなことも行っております。人づくり分野
におきましては、先ほどからあっております、またあとでもご説明いたしますけれ
ども、100人委員会の活動支援等々を行っておりますし、観光交流促進協議会の
設立の準備を行っているというところがございます。

先ほどありました100人委員会につきましては、今年8月5日日曜日に全体会
を開催いたしました。先ほど議員が申されましたとおり、猛暑の影響と夏休みであ
ったということ、また各地区の行事もですね、夏まつり等もあったということで、
私ももちろん主管課ということでございましたけれども、若干開催時期に問題があっ
たのかなというふうにも思っております。しかしながら、100人委員会、2年
間の活動の実践報告がありましたので、簡単にちょっと話をさせていただければと
思います。

まず、9つの部会がございまして、集落営農地産地消部会では、若手の農業者の

方を中心に遊休農地を活用しながら玉ねぎやジャガイモを栽培して、これらを学校給食の食材として提供されたということで、それを使った食事をですね、給食と一緒に子どもたちと試食をされたということでございます。

栗ブランド部会におかれましては、現在、栗の収穫真っ最中ではございますけれども、栗ブランド化に向けた生産のあり方、技術指導の必要性などについて研究を重ねられ、栗栽培マニュアルの作成を行われ、配布をされたというところでございます。

観光・交流部会におかれましては、以前より観光ツアーの企画運営等をされておりましてけれども、今回、観光案内人の育成をされまして、観光交流部会という組織を設立されておられます。また、来週月曜日とその次の月曜日、2回にわたりまして栗拾いツアーのほうも開催されるということもございまして、先般、全戸に自分たちで作られました史跡文化財巡りのパンフレットなどを作成されているというところでございます。

食の提供部会におきましては、これ一番最初に活動を実践されましたけれども、「トキの朝市」、これ定期的で開催をされておられます。これまで3回開催をされておられまして、11月にまた4回目を開催したいということで今準備をされておられます。

情報発信部会におかれましては、新たな山江村の情報発信のためのPR動画の作成・編集等を行われておられます。

環境・防災部会におかれましては、公園整備と関連した湧水場の検討、また近年注目を集めておりますボルダリング、岩を登ったりするような施設の研修・整備に向けた調査研究等を行われているというところでございます。

福祉部会におかれましては、食の提供部会と連携した活動を行われていますけれども、8月下旬に小学生を対象といたしました寺子屋を開催されておられます。準備期間が少なかったということもあつたんですけれども、三十数名の小学生の方が参加されて、予想以上に賑わったという報告を受けております。

健康・スポーツ部会におかれましては、心肺蘇生法のビデオの作成を行われて、ケーブルテレビ等で放送されているほか、天候により中止になったんですけれども、田んぼで楽しむことができる、泥んこになってサッカーで遊ぼうというふうなことも企画をされておられまして、また秋口ですね、田植え、稲刈りが終わったあとにそういったこともやりたいということで企画立案をされておられます。

最後に、文化・教育部会ですけれども、山江村に残る昔話などを調査しまして、絵本にしたいということで、「やまえの花まつり」という本を作成されまして、村内の小中学校、保育園等に配布をされておられます。保育園等で早速読み聞かせ等

をしていただいたというところがございます。現在、紙芝居のほうも作成をされているというところがございます。

100人委員会では、村長の先ほどの答弁にもありましたとおり、各分野における村民の自主的な提案、実践活動を通し、村民総参加型の地域づくりにつなげる狙いがあるということがございます。組織の立ち上げから2年が経過しております、多くの分野で実践活動が行われています。このこと自体が誰もが元気で暮らしやすい村づくりにつながっているのではないかとということも実感しております。また、それぞれの分野が9つありますけれども、テーマをそれぞれ見ていきますと、まだまだ深く掘り下げなければならない分野、新たにこういったこともやりたいというような活動したい分野もあろうかと思っておりますので、部会を増やすのではなく、テーマごとに活動していただく人に参加いただきながら、真の村民総参加型の地域づくりを目指す組織であればいいのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 大体、100人委員会、また未来塾については、理解をしたところではありますが、今この事務報告を出していただいた時点では、構成人数が83名というような会員数なんです、多い少ないは別にして、どうももう一つ情報の共有ができてないんじゃないかなというふうに、知ってる人は知ってるけども、知らない人は全然知らない。その辺をもう少し情報を共有する、これが大事じゃなかろうかと思えます。それが、委員から広げていく、格差なく広げていくと。そうすることによって地域づくりの底力が出てくるというような気がします。ですから、何かそういうふうな今度の発表会の時は、恐らく60人ぐらいでしたかな、というような感じがしました。100人ですから、しゃんむり100人おらなんいかんということじゃありません。100人は多ければいいというような委員会ですから、そういうことで何か今後は情報共有して、そういった部会の力強さをつけていくというようなことを提案したいというふうに思えます。何か関心を持ってもらう、活動を広げるための働きかけのその妙案というのはありますか。今、お考えになっていること、担当として。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

なかなか活動を周知する妙案というのは、ぱっと思いつくようなものではないんですけれども、今取り組んでいることといたしましては、これまでは研究所だよりということでチラシのほうを作成し、これは全戸のほうに配布をしております。もちろん広報誌の掲載やケーブルテレビでの取り組みの放送、SNSでの発信、また地元の新聞紙等にも取り上げられているということで、ほかの様々な事業と同様な

発信を行っているというところです。

今後は、100人委員会の活動を理解してもらえるよう、村主催の会議や懇談会等で報告を行うような時間を設けて、住民の方に活動内容、興味や知識を知っていただけるような機会をつくっていきたいというふうに思っております。また、総務省が出しております平成30年版の「情報通信白書」、こちらのほうでは、多様な人々の社会参加を促すICTによるコミュニケーション、地域の人々をつなぐICT利用事例として先駆的に実践しているということで、この地域づくり研究所での取り組みや100人委員会活動などが紹介されているということでございます。国も注目する活動というふうになっておりますので、多くの村民の方々に関心を持ってもらえるように創意工夫を重ねていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 全国的に有名になる、これも大事なことですけども、要するに地域の方にもう少し丁寧に説明してわかっていただく、そして参加をしていただく、そういうことが大切だろうというふうに思いますので、その辺のご努力を願いたいと思います。

それから、ちょっと話は変わりますが、地域おこし協力隊についてお尋ねいたしますが、たまたまちょっと不発で終わりましたけども、次にそういった得意の分野もあると思いますが、地域おこし協力隊を再度整備する意向はあるのか、ちょっとお尋ねします。それから、まず地域おこし協力隊の財源措置がどれくらい今変わっているのかですね、そこから説明をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

地域おこし協力隊の任用につきましては、昨年度1名ですね、女性の方を行っていたんですけども、年度中に一身上の都合で退職されたということでございます。地域おこし協力隊の趣旨や制度、財政面の措置があるということで、特別交付税措置が400万円を上限にあるということもございまして、山江村で自らの能力や適性を生かしながら、地域づくりに実力を発揮していただくことが望ましいと思っております。

今年度当初予算でも1名分を計上しておりまして、募集のほうは随時行っているというところでございます。求める人材の特性につきましては、観光に関する業務ということで、村内イベント等の企画運営のサポートや村内での起業、自分で会社を起こすということですね、起業、就業を目指す意欲溢れた方ということで募集のほうは行っているというような現状でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今、地域おこし協力隊、非常にあちこちで頑張っておられるようですので、ぜひ実現をして、山江村に入ってください、要するにコーディネーター的な役割をしていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ取り組んで進めていただければというふうに思います。

それから、もう1点ですけども、先ほど総務省の白書で山江村のことが先駆的事例として紹介されたということですが、私たちはこういうふうに事務報告をもらえますからよくわかるんですが、村民の方はなかなか事後の業務報告書を見る機会がないというふうに思います。見る人は見るんでしょうけども、それとダイジェスト版みたいなものをですね、要するに経済白書じゃありませんが、山江村の業務白書作り、こういったものを計画をされていかがでしょうかと思います。要するに最大の費用効果を出せということから、その辺も周知していただくためには大事なかなと思います、その辺のお考えがあれば、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

村の事業検証についての白書等の作成ということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、なかなか職員でもですね、事業を1年間行っていく中でどのような成果が出たかというのをはかり知るのがない、指標が今のところないといったことも現実でございます。地方創生総合戦略の策定時には、PDCAサイクル、「Plan」計画をしながら、「Do」実行し、「Check」評価をしながら、「Act」改善を行って、また次の事業へ進めていくというようなことも求めておりますし、またその事業を数値で表わす業績評価、KPIで表わすということも求められております。例えば、今の時点でこれぐらいの数字だから、5年後にはこうしようとか、ああしようとか、1年後にはこうしようとかという数字を表わすことが求められております。地域づくりに関する事業は多岐にわたっておりますので、一つ一つの事業を業績評価するのはなかなか担当でも難しいということではございますけれども、住民の皆さんにそういった事業を数値化して、達成度を公表したりですね、地域づくりの達成度がわかりやすく周知できれば、職員の励みにもなろうかと思っておりますし、また事業の予算化へもつながろうかと思っております。重要度を表わしながら、Aランク、Bランク、Cランクなんかをつけていくようなことにもつながるのかなというふうに思っております。

しかしながら、これ担当課だけではどうすることもできませんので、総務課をはじめとする全ての課局と検討させていただきながら、そういったものを作るのかということを検討させていただきたいと思っておりますし、またこういった事業、地域づく

りの白書等につきましては、また1区から16区まで全て16行政区ありますので、そういったところの地域での活動なんかも載せていながら作成できるような白書であればいいのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 県もいろんな形で評価をしておりますし、やっぱり事業の効果検証というかですね、それもやって、適切な時期にダイジェスト版でも出していくというような方向は必要じゃないかなということを考えまして提案したわけであります。

では、最後になりますが、これはですね、ちょっとここでいただくのはどうかと思うんですが、要するに先ほど来、議論しておりますように、持続性のある山江村をつくっていくということが冒頭出てきたわけですね。ある政党は、日本の政党ですが、これは第3子が生まれれば、即1,000万円補助すると、このようなことも考えているわけですが、そればかりは持続性につながるとは思いませんけども、そういった極端な、例えば山江村の子どもたちが奨学金をもらって卒業していったら、帰って来た時点では、例えば山江村の中で就活すれば免除するとか、それから年齢を区切って奨学金の返済を免除をするとか、そういった方法は考えられると思います。そういったもろもろの計画もいろいろあると思いますので、まずは外部からやっぱり専門家を呼んで事業の検証をして、そういった事業評価をしていただくということが大事だろうと思います。その辺、今後の課題として捉えていただいて、向こう4年間、いろいろ内山村長ですね、日を追うごとに課題があると思いますが、その課題を少しずつ解決して、若い者がここ住みたいなど、年寄りが住んで良かったというような地域になっていけばなと思います。そのためにはどうすれば長く続いていくかと、村長が考えておられる、いろいろ先ほど話出てきましたけども、ごく簡単に未来永劫、山江村が続いていく妙案があれば、ほんの一部でもお話しただけだと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） そういう特効薬があれば、苦勞しないわけでありますので、非常に難しい課題ではあります、やっぱり一つ一つ課題解決に向けて取り組んでいくということが大事であろうかと思っておりますし、職員に関しましてもですね、私ももちろんスキルのものは大事であります、何か個人的にも何のために仕事、仕事観とか、要するに仕事はもちろん生きるため、食べるためいろんな楽しみもありますけど、それから社会的貢献をしたいというような職員が増えていくということが大事であろうかと思っておりますし、その人間観もですね、まず相手を否定するんじゃないで、肯定的に相手と連携しながらというような人物が望まれようと思っております。

し、人生観におきましてネガティブに考えるじゃなくて、やっぱり未来をしっかりと見つめて、ポジティブにいろんな活動をしていくというような、スキルアップと同時にそういう職員をつくっていくことがやっぱり今後の山江村のいろんな事業に大きな影響を及ぼしていくということだろうと思います。

施策に関しては、もろもろ申し上げてきましたので、ただこういう冊子を実は作りました。これは、2年前だったと思う、「山江村はスーパービレッジ」でした。これは、実はですね、作るにあたって、将来の山江村を想像しながら、こうあってほしいと、今がこうあるんですが、こうあってほしいと。将来の山江村の姿をみんな話合っって描こうじゃないかというようなのがこのスーパービレッジでしたので、「た」ということは、今気づいたというようなことでありますから、それは私ももろもろ言いましたけれども、まさにこのマンガで非常に読みやすくなっておりますので、本当に将来、例えば「時代の駅」周辺が、散歩をされるお年寄りがちょっとお茶でも飲んで、栗の菓子でも食って、みんなでわいわいがやがや言いながら、一日過ごされながら楽しんで帰られるとか、何かそういう一つ一つ小さな姿がこの山江村にいろんな箇所で起きればなというようなことも考えております。また、よその方もいっぱいたくさん来られながら、交流をして、いろんなことに気づき、またいろんなものが生まれていくというようなことであろうかと思うわけがあります。そういうことの積み重ねをしっかりとやっていく。例えば、働く場ということであれば、企業誘致をしっかりとやりますということでもありますので、それはもちろん引き続き取り組んでいきたいというふうにも思いますけれども、また村の中に目を向けますと、やっぱり申しましたとおり、やるべきことをやっていくというようなことであろうかと思えますし、お約束をしました4つの事柄について、まずしっかりと進めさせていただきたいと思えます。

答弁、不足かも申し訳なく思いますが、よろしく願いしときます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） ぜひチーム山江として頑張っていくように、私たちも責任があるわけですので、ぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を2時10分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時01分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、立道徹議員より、村道・農道等の公共施設の除草業務委託について、本村の過疎地域等における集落対策の推進について、村内小中学校における「いじめ」対策についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

○5番（立道 徹君） 議長のお許しをいただきましたので、5番議員、立道が通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、村道・農道等の公共施設の除草業務委託についてでございます。住民の暮らしに欠かせない道路等の除草作業が最近は後手になっているように思えます。その原因として、現場で働く人手不足があります。官民間わず、需要が多くなっている昨今、雇用に対応できないことは深刻な課題でございます。丸岡公園の一部業務委託先として人吉市のシルバー人材センターに委託されるなど、村民の暮らしに欠かせない作業依頼、下刈り等ですね、が山江村のシルバー人材センターでは対応できないなど、深刻な状況になってきております。村が業務委託する道路除草作業等、また村民の暮らしに欠かせない作業委託等、現場に支障が出ている今、現場で働く人手を確保しての組織化づくりが急務と考え、質問をいたします。

まず、1点目は、現在の道路等の委託先の業者についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

村道の除草作業につきましては、村内の主要路線50路線ですけれども、主に年に2回、路線によっては1回もしくは3回作業を行っております。その50路線を2工区にわけまして、本村のシルバー人材センター、それとくま中央森林組合とで契約を結び、委託業務として作業を進めております。

路線の内訳としまして、20路線、総延長57.5キロでございますけれども、こちらをシルバー人材センターへ、残りの24路線、総延長87.8キロメートルをくま中央森林組合へ作業を委託している状況でございます。

○5番（立道 徹君） あと、林道のほうは。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 林道につきましては、産業振興課のほうで実施をしております。除草作業にいたしましては、くま中央森林組合が主ということであり、これも随契方式で3社の入札ということで契約をしております。労務班によります現場が人手不足により遅れたということは、今までは認識をいたしていません。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） ということは、2点目の質問ですけど、現場の対応は大丈夫ということ認識してよろしいですか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） ご質問の現場の対応ということですが、まず路線を2工区に分けたということで、シルバー人材センターについてですが、作業については4月から10月を期間としておまして、その期間、地区の清掃月と重ならないように路線ごとに状況を見て、年に2回程度作業を行っている状況です。シルバー人材センターへ委託をしている路線につきましては、従事する作業員が年配の方々が多いということで、なるべく交通量の少ない路線を委託しております。作業が2回、3回と行う場合は、その間、大体2カ月程度あいだをあけておくわけですが、雑草の勢いもあり、生い茂るのが早く、また夏場の猛暑においては作業の稼働率も悪く、計画どおりに作業が進んでいないのが実情でございます。しかし、今、季節も9月に入りまして、若干暑さも和らいできましたので、今後は少しでも早めに作業をしていただくように指導をしておりますので、全路線、委託期間内には全て完了するというところで再確認をしているところでございます。

また、くま中央森林組合についてですが、こちらシルバー人材センターと同様に期間を4月から10月までとしております。こちら主に2回から3回、作業を行っている状況でございますが、森林組合のほうは作業をする方々が森林作業従事者ということで、日頃から除草作業に慣れておられるということでございますので、こちらのほうはどちらかといいますと、交通量の多い路線を委託しております。作業内容につきましては、計画どおりに進んでいるというところで確認をしているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 農道も含めたところの林道ですけども、今年は猛暑によりまして、シルバー人材センターの作業班がなかなかそろわないということもありました。でも、契約の工期内には終了していただいたということでもあります。今後、委託するときには、やっぱり気候の面も含めまして、いろいろ検討しなけれ

ばいけないかなというふうには思っています。今のところ、工期がすごく遅れたとか、そういうことはございません。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 特に、今年の夏は大変な猛暑で、特に若い人でもやっぱり熱中症あたりをされる方もいらっしゃるって、特にやっぱりシルバー人材センター、高齢者の方は大変な作業だと思います。いろいろ話を聞きますと、シルバー人材センターのほうは、作業員さんが極力やっぱり自分の健康を考えてでしょうけど、作業に出勤してこないということを聞いております。

3点目が、受け手であるシルバー人材センターは、特に会員はいらっしゃるでしょうけど、出勤される方が少ないということで、事業活動が思うようにできてないと聞きますが、実際の状況はどうかわかっているかぎり答弁していただければと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

山江村シルバー人材センターの現状ということですが、会員数につきましては、平成22年度の64人をピークに年々減少しております。昨年度の会員数は実質35名となっております。その中でも、実際に活動される方は病院に通院されたりとかということがありますので、実働人数は二十数名のような状況になっております。時期によっては多かったりということもありますが、今会員数が35名ということで事業報告のほうには載っております。

事業活動につきましては、平成28年度の受注件数が237件、平成29年度は349件と、112件増加しております。会員数の減少とは逆に受注件数のほうが増加しているということでもあります。役場からの村道・農道の作業委託と、あと個人企業からの草刈り作業の時期がですね、重なる時期には人手が不足する状況にあるということですので伺っております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 先般の熊日新聞でもですね、熊本市内あたりのシルバー人材センターの会員の減少ということで載ってございましたけど、今後、シルバー人材センターの体制づくりを支援というか、応援していく考えはございませんか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

シルバー人材センターにつきましては、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として位置づけられておまして、基本的には都道府県知事の指定を受けた社団法人となります。その運営にあっては、自主・自立が基本理念となつて

いるところでありますけれども、村としましては、高齢者の社会参画と健康・生きがいづくりのための就労の場の確保という観点から、業務の委託や運営等に対する補助を現在も行っているところでございます。

会員数の減少ということではありますが、会員の確保につきましても、広報等においてシルバー人材センターの役割や活動をお知らせすることによって会員を募集するなどして体制づくりを支援していきたいと考えております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） やはり会員さんもですね、平成22年は六十数名ということで、現在は二十数名が活動されるということで、一応ですね、定年の年代も65歳ぐらいになってる企業もあると思いますので、その辺もかなり影響しているとは思いますが、これに対して森林組合のほうですけど、合併により事業依頼等の応変的な対応が足りないように思いますが、これは現状から、公共施設に係る除草作業等の業務委託先、受け手の新たな組織化を図る考えはないか、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 森林組合の合併によります応変的な対応が足りないというふうに思えるということですが、村といたしましては、そういうことはちょっと認識はいたしておりませんが、ただ労務班の高齢化とか、減少は今後確かに深刻な課題であります。

現在、くま中央森林組合の労務班は46人ということでありまして、平均年齢が53歳、46人のうち、山江村の方は16名でありまして、平均年齢が55歳ということであります。ちなみに、山江村一番の労務班の最高齢者は68歳ということであります。若い方が36歳ということですが、今後この労務班もますます高齢化によりまして減少が進み、様々な作業について支障をきたす可能性が出てくるというふうに思われます。

現在、除草作業の委託先につきましては、入札により契約を行っているという状況でありまして、除草作業の受け手の新たな組織化ということでもあります。大変難しい面もありますけど、労務班等の実際の作業に当たっていただく方の今後の高齢化と減少を鑑みますと、今後受け手となる新たな組織が必要となってくることが考えられるということでございます。

この新たな組織につきましては、他の市町村では、例えば振興公社をつくっているところもあります。または個人に除草作業を委託されているという町村もありますので、作業の効率面も踏まえまして、この労務班の減少も踏まえまして、今後の参考として検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） なかなかの人手不足で、今後ますますあと10年後というのはどうなるか心配の種でございますけど、人手不足の解消を図るために広域的なネットワークの構築も考える時期がきていると思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） どこの市町村の森林組合、それとシルバー人材センターも同じこととは思われますけども、労務班の高齢化現象は今後深刻な課題ということでございます。これによりまして、公共施設等の除草作業等に影響が出る可能性があります。しかし、住民生活に支障を与えるということは絶対に避けなければならないというふうに認識しております。このようなことから今後予想される状況を踏まえまして、労務班の減少に伴います作業の適正化につきましては、今後広域的に実施することも必要であるというふう考えております。

林道といいますか、除草作業にかぎらず、間伐も実施しておりますけども、その間伐はくま中央森林組合がちょっと手が回らないということもありまして、ほかの他町村の森林組合に委託したという事例も2年ぐらい前にありますので、そういうことも状況として考えられるということでもありますので、広域的なネットワークということでもありますけども、新たな組織の構築も含めまして、他の市町村との連携も必要というふうに考えますので、今後の課題として検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 今、課長が言われたとおり、くま中央森林組合は合併してはいますが、他の森林組合も各村にもございますので、その辺からの声かけも必要じゃないかと思っております。

じゃあ、次の質問に入りたいと思います。本村では3人に1人が高齢者となり、山間部の高齢化率は50%を超えるところもあり、集落の現状、課題、そこに住む高齢者の健康、悩み、相談など、安心・安全な暮らしを守る日常の対策支援づくりが必要となってきています。このような現状において、本村における過疎地域の集落対策について伺いたいと思います。

1点目が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への目配りとして集落の巡回、状況等を実施するという集落支援制度というのがあります。この制度はどのようなものか、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、立道議員のご質問にお答えいたします。

集落支援制度、趣旨につきましては、議員が先ほどまさしく申されたとおりでございます。地域の実情に詳しく集落等の支援を行うということで、その名のとおり集落支援制度があるということでございます。

大きな点といたしましては、この集落支援員を村が募集する際、また支援員1人につきまして国の財政措置があるということでございます。350万円を上限に国の特別交付税措置があるということでございます。

この集落支援員ですね、年々、集落支援員を採用する自治体が増えておりまして、平成29年度では1,000人、その集落支援員を主にやられる方が1,195名というふうになっております。兼任、ほかの業務と兼ねてですね、役員等と兼ねてされている方が3,300名を超えているということで、自治体数は303自治体ということで、年々増えているというような状況でございます。県内の自治体でも6団体で8名の方が集落支援員として活動されており、この球磨管内でも集落支援員を採用されて、活動されている団体もあるということでございます。

集落支援員の業務につきましては、先進自治体の例を参考にしてみますと、議員が申されました地域の巡回や見守り等の支援、また高齢者の送迎とか、生活基盤の整備、お宅にお邪魔して、例えば電気を替えたりですね、そういった細かなことも業務でされているということもございまして、また村づくりの一環といたしましてイベント等の企画運営等もですね、されているということで、業務の内容につきましては、地域おこし協力隊と非常に似通ったところもあって多岐に及んでいるというようなことではございますが、多くの方は、その名のとおり集落の支援、巡回、高齢者の方の見守り等を行っていらっしゃるというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 今後、集落対策としてどうしても何か必要な制度ではないかと思っておりますが、この制度を導入して、集落対策を進めるお考えはないか、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

この制度につきましては、先ほども申しました同様の制度であります地域おこし協力隊と違う点がいくつかございます。

まずは、都市部からの移住を求めてないということでございます。従いまして、山江村の方でも集落支援員として働くことができるということです。

活動期間に制限がないということでございます。地域おこし協力隊につきましては、最長3年間ということがございますけれども、集落支援員につきましては期限

がないということでございます。

あと、専任ではなく、兼任でも可能ということで、多くの自治体ではですね、先進事例を見てみますと、山江村でいえば、区長とか、区長代理者の方が兼任でされてるような自治体もあるということでございます。

というのですね、ということを経験しますと、制度の導入につきましては、地域おこし協力隊、募集をしながらということではございますけれども、ハードルは下がるのではないかなというふうに考えております。議員からありがたいご提言でございますので、また村内各地域の現状を見てみますと、集落支援員の方を導入しながら、集落の巡回、点検を行ったほうが非常に効果的な地域等もあるのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、業務の内容が各課横断で多岐にわたるということもございまして、各課での必要性等も検討させていただきながら、また財政面と協議を重ねながら、導入に向けて調査を進めさせていただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 検討して、早急ということはちょっと無理かもしれないですけど、早めにそういう制度を設置していただきたいと思います。

続きまして、最後の質問になります。夏休みが終わり、新学期を迎えるこの時期、子どもの自殺が急増するとされる。友人関係、勉強、いじめ、嫌なことがあれば、学校への足取りが重くなるのは当然のことだ。この悩みを抱えながら、誰にも言えずに苦しんでいる子どもたちがいるということも現実であります。かけがえない命と個性を尊重する、いじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめに起因する凄惨な事件があとをたたず、深刻なものとして受け止め、更なるいじめ防止等の対策を推進していくことが重要であると考えます。

そこで、本村のいじめ対策について伺いたいと思います。

まず、1点目は、最近、小中学校においていじめの実態はないか、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

平成25年にいじめ防止対策推進法が公布されまして、いじめ防止に関する国の基本方針が策定されたということでございますけれども、それを受けまして、学校いじめ防止基本方針の策定が義務づけられたということでございます。

そこで、山江村におきましても、ここに持って来ておりましたけれども、「山江村いじめ防止基本方針」という、こういう冊子でございますけれども、こういうのをで

すね、策定を行いました。そして、これを受けまして、各学校でも各学校の実態に応じまして、いじめ防止基本方針を策定して、いじめの早期発見、それから未然防止に積極的に取り組んでいるところでございます。

ご質問にありましていじめの実態でございますけども、各学校では毎月1回いじめアンケートを行います。そして、いじめの実態を把握いたしまして、それをもとにいじめ防止検討委員会というのを各学校で行いまして、早期発見、解消に努めているところが現状でございます。

昨年度、平成29年度におきます村内の子どもたちのいじめの実態でございますけども、調査結果によりますと、小学校では今の学年でいじめられたことがあると答えた児童が7名の2.8%、それから中学校の生徒ではやはり7名の5.7%ということとなっております。そのいじめの内容を見てみますと、多いものが、大体ひやかしか、からかいとか、それから物を隠されたとか、そういうものでございます。今、よく言われておりますネットいじめですね、これは発生していないという状況でございます。

そういう現状でございますので、「いじめられた」と答えた子どもたちに対しましては、各学校で全体指導、それから個別指導を丁寧に行いまして、保護者ですね、保護者ともしっかりと連携をとりながら、全て解消したという報告を受けております。

しかし、いじめというのは、いつでもどこでも起こり得るものと私は捉えておりますので、そのことをしっかり認識いたしまして、常にアンテナを高くして、子どもたちの実態をしっかり把握しながら、いじめの未然防止とともに、いじめに起因する自殺防止にもしっかりとした対策を講じていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 今、教育長から答弁がありましたとおり、大きないじめとか、ひやかしか、からかいとか、物を隠された、こういうことは昔でもあったと思うんですけど、村内では大きないじめはないということで。

ここで、ちょっと「悩んだ時はSOSを」と、ちょっとインターネットで調べたんですけど、「若い世代の命を自殺から守るための取り組みが始まった」ということで、これは東京都の足立区の中学校で行われた特別授業で、「自分を大切にしよう」という1コマの場面ですけど、いじめ対策と連動した自殺予防教育として2014年から始まった。区内の小中高において、保健師を派遣し、悩みのある時や友だちが悩んでいる場合に、どのようにしてSOSを出していくかについて、子どもたちに伝えていく。最後に、内閣府の「いのち支えるプロジェクト」のキャンペー

ンソングにもなった、ワカバの「あかり」のDVDを流すと。このDVDを流したら、それまでうつむきがちだった生徒も、曲が始まると一斉に顔が上がり、じっと画面を見つめていたということで、受講した生徒に感想を聞くと、女子生徒の1人は、「苦しんでいる人も多いけど、助ける人もたくさんいることがわかった」と、「小学校の時にもこの授業を受けたけど、また聞けたので、考えをまとめることができた」と、また、男子生徒の1人は、「友だちが悩んでいた時、なんて声をかけたらいいかわからなかった。そのことには触れないで、一緒に家に帰ったりしたら、いっぱいしゃべってくれるようになった」と、自分の体験を教えてくれたということで、若者の死因のトップは、事故でなく、自殺であるということで、今このようなSOSの出し方教育が注目されているということでございます。

これはですね、昨年10月には神奈川県座間市のアパートで9人の切断遺体が発見された事件の衝撃が大きかったですけど、この事件は、被害者は15歳から20歳の若者で、うち8人は女性、ツイッターで自殺願望と思われるトークをしたあと、自殺志望者をよそおった男から自宅に呼び寄せられ、殺害された事件であります。

今年に入ってもですね、間もなくよく似た事件が起きて、東京八王子市ですね、新聞配達員の男がツイッターに死にたいとつぶやいた少女を呼び寄せ、殺害しようとするなどして、殺人未遂、強制性交などの疑いで逮捕ということで、生きづらさを抱えた若い人たちがどこにもそれを相談せず、SNSに吐き出した思いが、この被害に遭ったということで、この先進7カ国で若者の死因の自殺が第1位は日本だけだということでもあります。

そこで、当村のSOSの出し方教育としての取り組みはいかがか、お尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えしたいと思います。

平成28年4月に自殺対策基本法が改正されまして、生きることの包括的支援というのが自殺対策の理念であるということが明記されたわけですが、その中で児童生徒の自殺防止対策としてSOSの出し方教育の重要性が叫ばれ始めまして、各学校で取り組まれるようになったというところでございます。

このSOSの出し方教育につきましては、現在起きております危機的状況を身近にいる大人にいかに早くSOSを出すことができるようにするかということ、それからまた、身近にいる大人がいかに受け止めて支援できるようにするかが重要であるかと考えております。それが子どもたちの大切な命を守ることにつながるのではないかと考えているところでございます。

そこで、学校におきましては、先ほど授業の例がございましたけども、特別活動の授業の中で学級や学校におきます生活上の諸問題の解決方法とか、それから思春期における不安や悩みの解消方法ですね、そういう指導を行ったり、また、これ保健体育の授業なんですけども、その中では、心の健康への理解を深めたり、それからストレス解消法、それから不安や悩みの対象ですね、には大人や友だちに相談することが大切であるということですね、指導を行っているというところでございます。

また、この同時に、SOSの出し方のみならず、心の危機に陥っております友だちへの、先ほどありましたように関わり方ですね、どう関わっていくのかについても指導を行っているというところでございます。

あわせて、悩み等があったら、一人で悩まずに先生や家族と、自分が信頼できる人にすぐSOSを発信するような指導を行っているというところでございます。

また、やっぱり一番身近におられます保護者ですね、保護者の人が早めに気づいていただくというのが一番かなと思いますので、その保護者へのSOSの気づきの方法につきましてもお願いをしているところでございますけども、「24時間子供SOSダイヤル」というのがございますし、国、それから県内、いろいろ個々の相談室等ですね、そういう児童生徒に相談するような機関がございますので、そういうのもですね、保護者にしっかり伝えて、何かあったらそういうところに相談してくださいということも行っております。

それから、学校とか、教育委員会、及びその関係機関へ早めに相談するというような、本人も含めまして、保護者全てにそういう早めの相談をするようなところで指導を行っているということでございます。

今後ですね、先ほども申されましたように、このSOSの出し方教育ということを受けた子どもたちが将来にわたりまして自殺のリスクを背負わなくて済むように、特にこの命を大切にす指導ですね、これとあわせて、しっかりと取り組んでいきたいと、そして本村が絶対そういう子どもたちが出ないようにしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） やっぱりこの日本の国では、人様には迷惑をかけないとか、親不孝をするとか、いろいろ親にも迷惑をかけるとか、そういうことがやっぱり昔からですね、この日本の文化でしょうか、そういう感じで言われております。やはり相談相手になる人がいないのが、自殺される方はそれが一番の原因だと思いますけど、この委員会としては、このSOS出し方に対処するマニュアルは万全かと

いうことは、よろしいですか、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） マニュアルの件でございますけども、この委員会といたしましては、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こり得るということが大前提でございます、その状況によりましては、命にかかわる重大な事態を引き起こすということでもしっかり認識しております。いじめを許さない学校づくりとあわせて、いじめを把握した場合には児童生徒を必ず守り通すという強い姿勢で各学校と連携しながら、いじめ解消に向けて取り組んでいるというところでございます。

また、先ほど申し上げましたように、教育委員会といたしましては、国の方針を受けまして、「山江村いじめ防止基本方針」を策定いたしまして、各学校においてもその実態に応じた基本方針を策定しているところでございますけども、いじめ等の早期発見、それから未然防止に向けました対応マニュアルもですね、各学校でも作っておりますし、各家庭、学校、地域ですね、その関係機関との連携を図りながら、総合的かつ包括的にいじめの未然防止に努めているというところでございます。

また、いじめの未然防止のための関係機関及び団体の連携の協議を行います、山江村いじめ問題対策連絡協議会というのを年に1回開催しております。これには、専門家等を含めまして、いじめ問題の未然防止につきましてしっかり検討を重ねているというところでございます。

さらには、たまたまそういういじめに関する重大事案が発生した場合には、山江村いじめ防止対策審議会というのもつくっておりますし、最終的には山江村いじめ調査委員会というのを開催するというようなところで、順序を追って体制を整えているというところでございます。第三者によります調査員等の必要を講ずる体制ですね、そういうのもしっかりと整えているというようなことでございます。

以上、申し上げましたように、子どもの未然防止から発生した場合の対応ですね、など、子どもたちの命を守るために万全を期していると、マニュアルもしっかりとらえて作ってやっているというところでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 特にいじめの問題で自殺された生徒のことを新聞掲載見せていただくと、学校側が全面的に悪いような感じで言われております。昔なんかは、家庭では夕食なんかもですね、親子そろって食べるのが多かったと思うんですよね。最近では、塾に行ったりとか、そういう親子の会話がやっぱり足りないのも一つの要因ではないかと思っております。

最後ですけど、いじめの発見のきっかけとして、保護者等との連携を図り、未然防止につなげることも肝要かと思いますが、いかがか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたしたいと思います。

いじめの未然防止につきましては、今、議員が申されたとおりでございまして、保護者との連携を図り、早期発見・早期対応に心がけて、未然に防止することが一番大切じゃないかと思っているところでございます。

そこで、未然防止策といたしましては、PTA総会、それから学年懇談会ですね、そういう場で教職員と保護者がいじめの実態について共有する場を設けてみたりですね、それからいじめが起きたときの心構えとか、対処方法につきましても、しっかり話し合う機会を随時設けているところでございます。

それから、各学校に設置しておりますコミュニティスクールですね、こういうのを活用しながら、いじめ問題につきまして、学校、地域、保護者が日頃からしっかりと情報交換を行いながら未然防止に努めているというところでもございます。

それから、村で雇用しておりますスクールソーシャルワーカーというのがおりますけども、専門職員が随時各学校へ出向きまして、教職員、それから児童生徒の悩み相談を受けましたり、あるいは保護者からの電話相談にも応じまして、家庭訪問などを行いながら、いじめの早期発見や対応、あるいは対応しまして重大事態に至らないように日頃からしっかりと取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 何か本年度から都道府県改正自殺対策基本法が策定を義務づけられて、来年度からは市町村にも自殺対策計画の策定が義務づけられて、学校においては、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるなどのための教育、啓発、その他、児童生徒等の心の健康の保持に係わる教育を行うようになるということでございますけど、また、家庭においては、保護者、親御さんがですね、子どもの様子がおかしく感じたら、「大丈夫」と聞いてあげる。子どもは何も言わなくてもですね、表情や態度でSOSを出している。それに気づき、話を聞いて、本人に寄り添って対応していくということで、あと、親の目線ですね、上から目線で話したり、聞いたりするのではなく、子どもの目線に合わせていくこと、つまり共感していくことが大切なことではないかと思われま。

この山江村から、子どもたちが、これから将来、精神面、肉体面においてもですね、大きく成長し、辛いときにはSOSを発信できる、信頼できる人、親友ですか

ね、また親子の絆もあると思います。そういう人を見つけて、精一杯生きていかれますようお祈りいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 次に、10番、松本佳久議員より、まるおか号の運行について、第6次山江村総合振興計画についての通告が出ております。

松本佳久議員の質問を許します。10番、松本佳久議員。

松本佳久君の一般質問

○10番（松本佳久君） 10番議員、松本佳久です。

7年前の3月11日、千年に一度と言われた東日本大震災が発生しております。その後、冬の寒さを案じられた天皇陛下は、「被災地の冬の暮らしはいかならむ陽の暖かき東京にみて」と和歌を詠んでおられます。

北海道で大地震が発生して1週間が過ぎました。その前日の台風21号でも被害を受けられ、直後に大地震の被害も被られております。被災された全ての方にここに心よりお見舞いを申し上げますとともに、どうか冬の寒さがくる前に、一日でも早い復旧を皆様と共に願うものであります。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。質問は2点を通告しており、1点目は、乗り合いバス、まるおか号について、2点目は、今後の山江村の10年計画を定める第6次山江村総合振興計画についてです。それぞれ質問をいたします。

乗合タクシー「まるおか号」は、平成18年にそれまで山江村内を運行していた3つの路線バスのうち、人吉市から山江村を通り、相良村、五木村へと向かう路線を存続させ、山田線、万江線を廃止し、その代わりに住民の交通利便性の確保のために創設されました。

当初は、利用される村民に不安や戸惑いもあったようですが、次第にその利便性が認識されるようになり、利用客も増加して、平成23年度から平成25年度頃は、年間の延べ利用者数が5,000人から6,000人でした。しかし、なぜか平成27年度と平成28年度は、利用者が3,000人台へと落ち込んでいました。

そんなこともあり、地域公共交通会議で検討を重ねられ、例えば村内はどこでも乗りたい場所まで迎えに来るとか、運賃を村内の区域設定にするとか、人吉市内の停留所を増やす、またダイヤを増便するなどの変更があり、その結果、平成29年度の延べ利用者数は、前年比約4,800人増の8,795人、それに伴い、役場からの運賃助成金も約770万円の支出となっています。まるおか号が運行される前のあまり人が乗車していない路線バスの時代、年間約1,000万円の運行補助金を支出していたのに比べれば、少ない予算で大きな効果を上げる良い政策だと評価

する次第です。

また、利用者の利便性と交通安全の観点から、運転免許証を自主的に返納された方への半額割引制度もあり、現在約50名近くの方が利用されているようです。

そこで、最初の質問ですが、現在、原動機付二輪車や自動二輪車、自動車の運転をされない方で、運転免許証の自主的返納をされていない方への半額助成はできないか、答弁を求めたいと思います。自主的返納をされなかったのには、いろんな理由があると思いますが、執行部ではこのことに対してどのように考えておられるか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） まるおか号の現状につきましては、議員先ほど申されてましたように、平成29年度改正によりまして利用者が急増いたしております。その中で、ご質問の運転免許証の自主返納制度でございます。これにつきましては、運転免許証の有効期限内にですね、自主的に運転免許証を返納された方には、警察等において運転経歴証明書というのが発行されます。これを提示していただきますと、民間の事業者のありますバスとか、電車、自動車、タクシーの事業者なども1割を割り引く制度で、本村では半額にいたしております。

これは、平成29年4月から行っておりますけれども、平成29年度におきましては延べ96回活用されておりました、初年度ということもありまして、割引料金が2万2,450円が割り引かれているような状況でございます。現在は、かなり増加しているような状況でございます。

また、まるおか号そのものの運賃と利用者の負担状況です。これにつきましては、平成29年度におきましては、利用者全体の正規運賃が総額で1,027万8,000円程度でございます、これに対して、利用者が負担された実質の運賃は約254万2,000円程度でございます。平均しますと、正規料金の4分の1では利用できるということになっておりました、これまるおか号自体が割安で利用できるというふうになっております。また、運転免許証の返納者につきましては、さらに半額でございます。このように、まるおか号は低料金で利用できる公共交通ではございます。

免許の返納制度というのは、もともと多発いたします高齢者の交通事故の対策として考え出されたものでございまして、先日、警察のほうで死亡事故の多発に対する緊急会議がございました。その中で、今回1月からこれまで4件の死亡事故が起きておりました、5名の方が亡くなられております。この方々は、全て65歳以上の方でございました。非常に高齢者の事故が多いということで、運転に自信のない方は積極的に免許を返納していただきたいということで、警察のほうでも「相談を

いただければ、説得に参ります」というふうなことまで言っておられます。こういったこともありまして、もともと免許返納制度は、高齢者の事故防止につながるものということで制定された制度でございます。

これに対しまして、免許の切り替えを忘れていたと、こういう方、どのくらいいらっしゃるか、私もちょっと把握はいたしておりませんが、自主返納者は警察の公共機関に出向いて申請をされる、または家族の方が代理で申請されるというふうな手続きをとっておられます。こういう方々と、単に忘れたので失効したという方では、少し同じ取り扱いをするというのは不公平感があるんじゃないかなというふうな認識は持っております。

また、それと、今後、免許返納をされようと思っていられる方々、このような方々についても影響があるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

従いまして、この点につきましては、その2点から慎重な対応が必要であるのではなかろうかなというふうに考えるところであります。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 高齢者の交通事故を起こしたり、高齢者がですね、あるいは起こされたりということが多いことから、交通安全事故防止のために創設された制度だというのはよくわかります。確かにちょっと小さいからわかりにくいですが、これ総務課に準備してあります。この中にもちゃんと「免許更新せず、期限が切れている場合は、対象になるのか」「対象になりません」というふうに書いてあります。ですが、山江村としては、この制度が始まったのが平成29年からであり、自主返納をそれ以前にした人も対象にはなりませんけれども、一旦免許証が切れてしまえば、県警にも記録も何も残ってなくて、運転免許経歴証明書というんですか、これは、発行はできないということになっております。でも、その人がですよ、誰が見ても運転しないということがわかれば、何らかの方法でこの半額助成制度を創設するようなことは考えられませんか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 免許を返納されるという方につきましては、先ほど申されました5年以内ですね、は遡って大丈夫ということではございます。また、先ほど申されましたように、どうにかしてそういった方々、失効された方を救う方法はないかというふうなことであろうかと思っておりますけれども、そのあたりの見極め方といいますか、こちらのほうが免許の自主返納者と同じような取り扱いをできるような判定制度といいますか、そういったことが合理的にできるということが必要だと思います。これにつきましては、やっぱり村民の方々も全て納得いけるような制度に

する必要があろうかと思っておりますので、その点につきましては、今後研究をしていくべきではないかなというふうには思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今後、研究されるということですが、たぶん高齢者の中には「どうせ乗らんとやっで、更新せんでもよかたい」という方もおられるんじゃないかと思えます。特にこういうまるおか号、半額助成制度は、平成29年4月1日からですから、それ以前には、うっかりして失効した人、どうせ乗らんから免許更新はしないという人、そのままにしまった人、いろいろあると思えますので、総務課長、今後研究すると言われましたので、その付近のこともぜひ研究していただきたいと思えます。

何と言いましても、この制度は、ほかのJRとか、そうじゃなくて、山江村のまるおか号に対する制度ですから、例えば警察署が運転経歴証明書を出せない、実際失効した人には出せないわけですから、出せないというのであれば、何らかの方法で、例えば区長さんなり、民生委員さんなり、地元の方の証明をもって、村長の許可書を得るとか、何か研究していただけないかなということを考えております。

もう一つあります。もともと運転免許証を持ってなかった人もおられると思えます。自分のことで申し訳ないですけど、私の母は自転車には乗りましたが、車にも単車にも乗りませんでした。そういう方も村内にはおられると思えますし、そして広く考えますと、これからは私たちもどんどん歳をとって、いずれはこのまるおか号をしょっちゅう利用するようになるかと思えます。そういう時のためにも、より良い制度が必要かと思えますが、このもともと免許証を持ってなかった人たちについては、今後そのような半額助成制度等は考えておられないか、質問します。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 免許返納者以外の方々の割引ということでございます。

まるおか号の利用者の状況を少し調査をいたしました。これは、前回の一般質問でも何かご質問いただいております。まず、1回でもこのまるおか号を利用された方々が一応登録をされておまして、200名を超える方々が村内では利用されております。

まず、年代別では、80歳代が最も多くございまして、全体の42%でございます。次いで、70歳代が20%と、60歳代が18%でございます。また、このうち、後期高齢者と言われる75歳以上の方が約6割でございます。高齢者の利用が特に多いということでございまして、地域別に見ますと、山田地区の利用者が67%と、万江地区は33%というふうな状況になっております。

運転免許返納者以外の方々の割引ということでございますけれども、ただ今申し

上げました75歳以上で利用者の6割おられますけれども、この方々を半額にするといった場合、利用料金が非常に少なくなりまして、収入が少なくなって、村の負担が増加するというところでございます。

先ほど質問の中で、村が1,000万円以上そのバスの運行補助金として出しとった頃と比べれば、今700万円少しを超えた程度でございまして、その差額ぐらいまでは補助が可能かというふうに考えられるわけでございますけれども、今年につきましては、免許返納者の方々の利用が多くなっておりまして、4月から8月までの5カ月間で167回利用されております。免許返納割引額も既に昨年の金額を1年間の分を上回っております。それから、このほかの障がい者の方々と子どもは半額になっておりますので、この方々を加えますと、10万円近くの割引料金というふうにはなっておりまして、先ほど申しました、少しは割引ができるような状況ではございます。

しかし、現在の運行補助金の財源は全て一般財源で賄っておりまして、今後こういった利用者の推移と財政状況などを見ながら、料金の改定でございまして、本村の地域公共交通会議でやっぱり決定する必要がございますので、このあたり、先ほど申しました、利用者の増加の状況、財政の負担状況等を勘案しながら検討しなければならないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 平成29年度の決算でもまるおか号、運行会社には1,100万円ぐらいを支払っており、そのうち250万円程度が利用者負担であると、今後のことについては財政も研究しながら十分研究するということであろうと思いますが、先ほど来、申ししておりますように、故意にか、あるいはうっかりして免許証返納の手続きをできなかった人、あるいはもともと免許証を持ってなかった人、そして75歳以上の方で60%利用されているということですが、それではあまり多くなりすぎるんだったら、例えば88歳以上とか、ある程度の年齢を考えて、それらの方は半額にするとか、今後もですね、より利用しやすい便利な制度へと、ぜひ村民の心を聞きながら、村民の声を聞きながらより良く改善されますことを期待して、次の質問に移ります。

次に、第6次山江村総合振興計画について質問をします。これは、10年に1度、村政の長期計画を策定して、重要な政策が1年ごとにくらりと変更されないよう、村づくりの継続性や持続可能性を確保するために作成する、とても大切な重要な計画です。国の法律には、この計画をそれぞれの市町村議会での議決条項には定めてありませんが、山江村では総合振興計画の重要性を認識して、議会の議決事項として条例に定めているところです。

まず、この総合振興計画策定の基本方針について、どのような決意を持って策定されるのか、これからの山江村の存亡を決める重要な総合計画との認識があらわれるのか、執行部の答弁を求めます。

また、10年前の平成21年3月に策定した第5次山江村基本構想では、「九州山江村の創造～人が魅力、自然が魅力、元気が魅力～」を掲げていましたが、この目標の達成度というか、達成感については、どのように認識されているのか、答弁を求めます。

1点だけ申し上げますと、この平成21年3月に策定した人口予測では、平成30年度の目標人口3,500人としてあります。この点は予測どおりとなっております。執行部ではどのように認識されておられるのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、松本議員のご質問にお答えいたします。

山江村総合振興計画の策定の概念につきましては、議員が先ほど申されましたとおりで、議会議決を経て策定するということになっております。

今年度策定をいたしまして、まず期間といたしましては、平成31年度から平成40年度までの10年間の基本構想の期間というふうになっております。この基本構想では、山江村が目指す村づくりの基本方針を将来像によって明らかにし、それを達成するための村づくりの目的、施策の大綱を示すというようにしております。

それから、基本計画では、基本構想で定めた将来像と村づくりの目標を受けて、施策を分野別に体系化し、現状と課題を明らかにしながら、基本方針、具体的な主要施策を掲げ、実施計画を方向づけるものとしますということで、この基本計画につきましては、前期基本計画、平成31年度から平成35年度までの5カ年間で、後期につきましては、平成36年度から平成40年度までの5カ年間で後期の基本計画となっております。今年度策定いたしますのは、基本構想10年分と前期の基本計画の5カ年分というふうになっております。

また、実施計画は、それぞれ課局のほうで事業の選定を行いまして、3年間の実施計画を策定するということになっております。この実施計画につきましては、先ほど議員が申されましたとおり、1年で施策がころころと変わらないというふうにおっしゃいましたけれども、事業の展開につきましては、新たに事業として加えなければならないもの、また事業が完結したものについては、その都度省いたり、加えたりしていくということで、毎年ローリングをしていくというふうになっております。

基本方針についてどのような決意とおっしゃいましたけれども、計画策定の基本方針といたしまして、まずは村民の方にもわかりやすい計画であるということ掲

げさせてもらいます。それと、村民の方と行政が協働で策定する計画であるということ。山江村の特性を生かしながら、活力ある村を創造する計画であるということ。ただ、総花的な計画ではなく、成果を重視した計画であることと、村民の方が夢や希望を抱き、愛着と誇りを持てる計画であることを念頭に今回の総合振興計画を策定していきたいというふうに考えています。

もちろん、平成27年11月に策定いたしました「山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標とリンクをさせながら、62の施策も掲げておりますので、そちらのほうをリンクさせながら事業の決定等をさせていただきたいというふうに思います。

総合振興計画は、将来、私たちの山江村をどのような村にしていくのか、そのためにはどんなことをしていくのかを総合的・体系的にまとめた村の全ての計画の基本となるべきものと認識をしておりますし、村づくりを進めていく上で大変重要な計画であるというふうに認識をしておりますので、今申し上げたことを念頭におきながら計画の策定をしていきたいというふうに考えております。

それから、平成21年3月に策定いたしました第5次山江村総合基本計画の基本構想の達成感ということでございますけれども、このときには4つの基本の目標を掲げて7つの分野における施策の方向が示してあります。各分野における施策の取り組みにつきましては、総合振興計画を読み返してみますと、おおむね検討、実施されているものばかりというふうに感じております。しかしながら、この10年間で社会情勢の変化や生活環境の発展、先ほどから議員さんたちも申されておりますけれども、予想だにしない大規模な自然災害等の発生など、計画策定時には大方想像もできないような案件も発生しておりますので、取り組みの中で完結、もうこれで終わったと、第5次で終わって、第6次にせんでもよかばいというような計画は、少ないように思っております。第5次総合振興計画の取り組みを継承しながらですね、新たに検討が必要とされる視点を洗い出しながら計画策定に反映させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

すみません、それから、最後に申されました、目標人口ですね、3,500名というふうになっております。ちょうど村長の挨拶にもあったとおり、先月末で三千五百数十名ということで、若干ではございますけれども、人口は上回っているということで、これは、各職員の先輩の皆様方、また住民の皆様、また議会議員の皆様のご協力によりましてこの目標を達成しているものだというふうに考えているところです。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 現在の人口は3,500人ということですが、山江

村の人口は昭和30年代には最高7,000人弱だったと思います。しかし、国の高度経済成長政策によって、私たちの同級生もたくさんそうですけど、ふるさとを離れ、都会で働き、そこに生活の根拠地を構えて、今では都市住民として暮らしておられる方も少なくありません。

山江村では、つい最近まで「人口4,000人の山江村」が謳い文句でしたが、今日では先ほど来、申しておりますように、最盛期の約半分、3,500人の山江村となっています。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、山江村の人口は22年後の2040年に2,663人、42年後の2060年には2,074人にまで減少すると推計されています。

これに対して、山江村が平成27年11月に策定した、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2020年の村民希望出生率を2.13とし、2030年の村民理想出生率を2.34としております。これで計算しますと、2040年には山江村の人口を3,118人、2060年には2,996人、3,000人と計画してあります。

いずれにしても、人口減少社会であります。このような中で、どのような山江村総合振興計画を策定されるのか、執行部の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、松本議員のご質問にお答えいたします。

人口減少社会におきまして、山江村がいかに持続可能な社会をつくりあげるのかというのをですね、非常に第6次山江村総合振興計画の重要な柱であろうかというふうに思っております。

先ほどから議員が申されておりますとおり、平成27年11月に策定いたしました総合戦略とあわせまして、人口ビジョンのほうを作成しております。これでいきますと、何もしなければ、2060年には山江村の人口は約2,000人にまで減るということを言われております。しかしながら、昨年末、公表されました新たなやつでは、2,000人をきるというような推計も出ておりますので、本当に何もしなければ、山江村から人がいなくなるというような事態はないかと思っておりますけれども、本当にどこの集落に行っても人がいないというような現実につきつけられる時代がくるのかなというふうに思っております。

そのようなことにならないためにもですね、様々な施策を掲げていくわけですがけれども、もちろん山江村に住まれている方が、「住んで良かった」とか、「この村には愛着と誇りを持てる」とか、「この村に来れば、移り住めば、ぎゃん良かことあっぱい」というようなことが言っていただけるような思いが達成できるような計

画づくりをしていきたいというふうに思っておりますので、その点を踏まえながら基本方針等を踏まえて計画策定に進んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 山江村役場のホームページによれば、今回の総合振興計画策定については、プロポーザル方式、つまり事業者からの提案を公募することによって計画策定委託業者を定め、その業者と共に総合振興計画を策定されるようです。ホームページから見た業者選定の予定表では、3日前の9月10日に参加した業者からの説明を受け、昨日9月12日に選考結果を業者に通知してあるとの段取りのようです。提案のあった業者は何社で、山江村総合振興計画プロポーザル審査会では、どのようにして業者を選定し、決定されたのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

今回の総合振興計画策定するにあたりまして、策定業務の支援を行う業者のほうを委託するという事で当初予算のほうに計上させていただいております。議員申されましたとおり、ホームページで公募を行いまして、3社の応募がっております。9月10日に提案型の審査会、協議・審査を行っております。

審査員につきましては、村長、総務課長と私の3名で審査をいたしております。これにつきましては、ホームページにも掲載しております総合振興計画の策定支援業務の仕様書及びプロポーザル実施要領に基づき行っております。各社からの提案を20分、質疑・応答を10分行いまして、採点方式により委託業者を決定をさせていただいております。

どの3社とも山江村の現状を非常に分析されておられまして、甲乙つけがたい内容でありましたけれども、今回、採点で決定された事業者は、見てみますと、どなたがどの点数をつけたかというのはありませんけれども、3名とも最高の点数をつけた事業者というふうになっております。

これは、私も審査員の1人だったので、私とその業者に点数をつけたところで非常に興味深い点は、この事業者、総合振興計画を作りますと、計画書と、あと簡単な簡易版を作って、大体村民の方にお配りするということになっておりますけれども、この事業者は、中学生向けの総合戦略の概要版を作って配布をした実績があるというようなことで、山江村でもそういったのを作って配布されてはどうですかというようなご提案がありました。質疑の中でお聞きしたところ、実際に作られた自治体で中学生向きに中学生向けの概要版をお配りしたところ、住民の方から本当の概要版じゃなくて、中学生の概要版のほうがわかりやすいし、見やすいか

ら、そっちも配ってくれというような声もあったというような声を聞いて、多くの村民の方に非常に理解できる計画書の配布をすることは、計画策定にもつながりますし、今後の事業運営にもですね、村民の方の理解が得られるのかなというふうに興味を持ったというところでございます。以上のようなことで、業者のほうは決定したというところでございます。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 3社の応募の中から最良と思われるものを決定したということで、ぜひ期待したいと思います。また、特に、今、松尾企画調整課長が答弁しました中学生への簡易版の配布などはとても素晴らしいと思います。私も、何回もこの場でも言ってると思いますが、北海道ニセコ町には、まちづくり基本条例がありまして、その中にはちゃんと子どもたちのまちづくり権利という条項もあります。未来は子どもたちのためのものですから、ぜひそのような方向で進んでいただければと思います。

そのプロポーザル方式により委託業務見積限度額、たぶん予算案では500万円以内だったと思います。そして、これから振興計画を策定されていかれると思いますが、何よりも業者さんと共に村民の意見を汲み上げたり、そしてまたこれが大事だと思うんですが、役場担当者の意見もとても大事だと思います。このような点はどのように取り入れるつもりでおられるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

総合振興計画の策定につきましては、行政ばかりではなく、山江村民皆様のご意見を多く取り入れることが非常に大事だというふうには認識しております。前回策定時にも実施をしておりますけれども、村民の皆さんを対象としたワークショップの開催ももちろん考えております。これは、山田地区、万江地区で複数回開催するというような計画を立てておりますので、この時に参加をしていただきながら、山江村の現状や課題、将来こうあってほしいという村の姿について意見をどんどん出していきたいというふうに思っております。

これは、今回、業務委託の業者からの提案でもあったんですけども、なかなかこういったワークショップをすると、家から1人来ることが多いということです。小さいお子さんがいらっしゃるところは、子どもの世話があるから忙しいとか言って、夜間は無理だとか、昼間は仕事しているから無理だとか言うご意見をいただきますので、どうかですね、お子さんを連れてでも来られるようなスペースを設けたいというふうに思っておりますので、1人でも多くの住民の方が参加できるようなワークショップでありたいというふうに考えております。

また、これも前回しておりますけれども、村民対象のアンケートのほうも考えております。前は18歳以上の方と中学生を対象にアンケートを行っておりますが、今回は小学校高学年ですね、5、6年生になろうかと思っておりますけれども、この方たちにもアンケートを実施をし、山江村がどうあってほしいとか、山江村が誇れるものは何ですかとか、そういったのを聞いて、子どもたちがこういった山江村に夢や希望を抱いてるんだというのも計画にのせていきたいというふうに考えております。

このほか総合振興計画の審議会の公募を行いながら、住民参画を図っていききたいというふうに思っております。

今回の総合振興計画は、行政運営のみならず、村民と行政が目標を共有し、協働して村づくりを進めるための方針を示す計画であるということを認識しながら策定をしていきたいというふうに思っております。

また、役場の担当職員の方につきましては、役場、6つの課、1つの室、3つの局がありまして、それぞれのセクションで村民の幸せづくりのために日夜業務を行っております。課内での現状と課題を洗い出しを行うほか、施策を実現するための基本方針、具体的施策の立案、将来ビジョンなどを策定することとなります。また、総合戦略との関連性を高めるため、KPIの設定などを行ってもらう必要があるというふうに考えております。作業部会でたどってきた計画書を見て、校正してくださいというだけではなく、職員全体を対象といたしましたワークショップを開催いたしまして、自分の課の現状だけではなく、よその課の業務等々につきましても、現状や課題、こうしたほうがいいんじゃないかなというような意見も取り入れながら、この総合振興計画に生かしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 小学生から大人まで、また役場内でも自分の担当課のみならず、よその課のことまでと、非常に素晴らしい計画ができあがりそうな感じがします。当然入っているとは思いますが、小学生、中学生を入れるということであれば、高校生もお願いしたいと思っております。そしてまた、村民のワークショップをしながら、託児所も設けて、多くの方の意見をいただき、そしてアンケートも取られるということでございます。

職員については、それぞれの人は担当の仕事があると思っております。それぞれの人がまず自分の担当の仕事の10年計画を作り、そしてまたほかの時間では、よそのことでもいいから、こういうことはできないのかなというようなことをみんなで熱心に考えていただいて、10年計画ができればなと思っております。

さらに、私が考える行政課題といますか、それについて2、3質問し、答弁を求めたいと思います。

地方分権改革が進んで、今では法律上の権限では、国、都道府県、市町村は、並列的に横に並んでいます。もちろん国・県の補助金や交付金をあてにしなければ、多額の費用が必要な大きな事業の推進が無理なことは、全国どこの市町村も同じだと思います。とりわけ、私たちの山江村のような地域では、例えば地方税の課税対象となる固定資産や個人・法人の住民税と自主財源も少なく、決算資料によりますと財政力指数は0.14程度となっておりますので、それぞれやりたい事業、各種事業を進める上では、財源の不足が現れてくるのではないかと危惧しております。そのことから、当然なことではありますが、財政計画も加えた総合計画、そしてそれによって持続可能な地域づくりを樹立しなければなりません。

そこで、そのようなことをやられるとは思いますが、いずれはこの総合振興計画にプラスした形で村づくり基本条例、各種の政策推進や村づくりの基本的な考え方を明記した村づくり基本条例の制定が必要になってくると考えますが、このことに対してはどのように考えておられるか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

議員申されました財政計画等につきましては、やはり村づくりを進めていく上で、自主財源が乏しい山江村におきましては、非常に大切なことだというふうに考えております。計画書の中に盛り込むとか別紙にするということは、また抜きにいたしまして、そちらの計画も踏まえながら、実施計画のほうに反映させていきたいというふうに考えております。

それから、村づくり基本条例の制定についてですけれども、この基本条例につきましては、制定されている自治体や検討されている自治体もあるというふうに聞いております。概要といたしまして、議員も申されましたけれども、地域課題へ対応することや村づくりに対しまして、誰がどんな役割を担いながら、どのような方法で決めていくかを文書化したもので、自治体の仕組みや基本ルールを定めたものとなっているというようなことでございます。内容や構成につきましては、制定される自治体でいろんな差違があるということで、特色を生かされているものもあるというふうに聞いております。

しかしながら、本村ですすね、基本条例の制定につきましては、現在のところ全くの白紙の状況でありますけれども、基本条例のあり方につきましては、この総合振興計画を策定する中でも調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。

また、基本条例とはちょっと違いますけれども、特産物の栗に特化したしました、これは仮称ですけれども、どのような名前にするかは別といたしまして、栗条例といったものを制定させていただきたいということで、現在検討をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今後、調査研究をすると、あるいは山江村らしい栗条例の制定も研究する、そのような方向で進んでいかれるのではないかと考えております。

もう1点、お尋ねします。総合振興計画の中に万江川上流の水利権返還を明記する考えはないかについても答弁を求めます。

実は、この10年前の山江村総合振興計画、第5次山江村総合振興計画にも71ページに2行ほど書いてあります。これは、昭和の終わり頃、高速道路工事によって万江川も随分汚れたけれども、それが随分きれいになってきたということを書いておりますが、読んでみますと、2行ですから、「九州有数の清流に復帰した美しい万江川を次世代に大切に継承していくことが大切な課題です」ということが、人と自然が共生する村づくりの中に書いてあります。

それで、万江川は、有史以前から、何千年も前から地域住民の生活の中心となっていたと考えることができます。その名も万の湧水、万の湧き水を表現する「万江」という大字名にもそれが表われています。それを昭和28年頃にある大企業に売り渡し、万江川上流域の水利権放棄契約を締結して、既に65年です。その間、数回の更新を経て、次の更新期限は平成39年であり、ちょうどこの今から作るであろう第6次山江村総合振興計画の終了年度直前です。いくら現在の水利権所有者が日本を代表するような大企業とはいえ、75年間も独占的に万江川上流の水を一滴も下流に流さずに自社の営利目的のために使っておられるというのは、私は山江村民として残念で残念でなりません。

しかも、山江村は山江温泉ほたる亭の運営をはじめ、豊富な自然を生かした観光業、あるいは各種の産業育成政策、また文化財を活用した村づくりにも力を入れています。流域の農業用水や生活用水としての利用はもちろんのこと、水道事業として万江川の恩恵は、万江地区住民のみならず、上質な飲料水として山江村中央地区水道を通じて、約3,000人の村民の毎日の生活を支えています。今こそ万江川上流の水利権返還に向けて動き出す時と考えますが、執行部ではどのように考えておられますか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

議員申されましたとおり、第5次山江村総合振興計画の71ページに2行ほどで

すね、「万江川を次世代に大切に継承していくことは大切です」というふうに書いてあります。それとあわせて、その水利権を返還する、取り戻すというようなことをこの総合振興計画に載せるというのは、全くまた私はこれは別の問題だというふうに考えておりますので、今のところ、具体的な施策、またこの文言等につきまして、この水利権の返還に向けてどうこうというような文言を記載する予定はありません。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） では、万江川のことについて、もう1点だけお聞きしますが、数年前から万江川流域での水力発電の計画があったようであります。この動きについては、企画調整課あるいは役場ではどのように把握されておりますか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

万江川流域を調査されております水力発電、小水力発電ですけれども、こちら宇那川ですね、万江川支流の宇那川のほうに設置の計画をされているということで調査、また地元ですね、第15区の住民の皆様にも説明会等をされているということで、もちろん村のほうにもですね、総務課、建設課、また企画調整課の部署のほうでもですね、こういうことで進めていきますと、小水力の発電を行っていきますというような説明を受けております。

しかしながら、その事業者が、関係機関、県なのか、例えば電力会社なのか、水力のいろんな関係なのかわかりませんが、そちらのほうと協議を要しまして、まだいろんな合意形成が至っていないというところで、地域の住民の方からも、「説明はあったんだけど、どうなっているのかな」というようなご質問を受けておりますけれども、私たちのほうもその水力発電を現在されようという事業者からは、ちょっと協議のほうで長引いて、なかなか先に進まない状況ですというような報告を受けております。

また、これは県管理ですけれども、また万江川の上流部でも別の水力会社のほうが何か調査をされているというようなお話を聞いておりますけれども、具体的な話はちょっとどういったことをされているのかというのは、こちらでは把握しておりません。以上のような状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 計画段階ではあるといっても、各種の計画が進行中のようでもあります。それほど、万江川は魅力的というか、良い川であると思っておりますので、ぜひ山江村としても慎重に取り組んでいただき、山江村の利益になるような取り組みとなることを期待したいと思います。

第6次山江村総合振興計画についていろいろと質問をし、答弁を求めてきました。前の議員の質問で企画調整課長が申しておりましたが、行政運営にはPDCAサイクル、つまり、計画して、実践して、評価して、改善する、それを次の動きへとつなぐことがとても大切だと思っております。村民と共に、もちろん役場職員もたくさんの汗をかいていただき、実行可能な計画策定で、しかも理想も求める第6次山江村総合振興計画ができあがりますことを期待しております。

内山村政4期目がスタートしました。山江村や地球の未来を見据え、山江村民の幸せを実現させるために、村民の声に耳を傾け、村民の心に寄り添いながら、現在と将来の幸せを両方とも実現させるために、内山村長、そして役場職員の日々のご尽力を念願し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を3時50分といたします。

-----○-----

休憩 午後3時40分

再開 午後3時50分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、横谷巡議員より、施政方針について、農業経営の担い手・人づくり・組織化づくりについて、女性の健康支援「乳がん検診」についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問

○2番（横谷 巡君） 2番議員の横谷巡です。最後の質問ですので、しばらくの間、時間をいただきたいと思います。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

今年の例年にない異常気象は、局地的な豪雨、台風、そして地震と、かつてない頻度で立て続けに大きな自然災害が襲い、その傷跡の深さは計り知れないものがあります。また、政治、経済、スポーツ、官庁にあっては、倫理観の欠如や不正、不祥事、組織の権力構造、全てお金の力とあり得ない現実と裏の実態が公開情報により次々と露見され、正しいはずの正義が正義でなくなる前途多難な日本の将来に危

惧を抱き、残念でなりません。改めて、村民の信頼を得る使命と職責の重さを強く感じているところであります。

本日の一般質問では、施政方針について、農業経営の担い手・人づくり・組織化づくりについて、最後に女性の健康支援「乳がん検診」についてお伺いしてまいります。

まず、質問事項の1点目、施政方針について伺います。村長として新たに就任され、原点、初心に戻って村政に当たりたいと言われました。就任式の挨拶の中で、熊日新聞に掲載された記事を引用され、住民、村民への丁寧な説明責任のあり方についても述べられました。このことは、栗のブランド化に係る一連の推進事業のことを例に挙げてあったように思います。また、合戦峰観音堂周辺整備に係わる合戦峰物産販売所事業の進め方にも事業経過など、住民への丁寧な説明と理解が不十分であったように感じます。確かに100人委員会等における村民の自主的行政参加による運営や関わりも大切なことですが、地域づくりにおいて多くの住民、村民への丁寧な説明と理解、協力は欠かせません。

そこで、公共事業の推進にあたって、住民、村民の理解と協力、そしてコミュニティ、計画段階からの手順など、慎重かつ丁寧な説明が求められると考えますが、村長の所見を伺います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、答弁をいたします。

もろもろの情報の公開といいますか、いろんな役場の事業の透明化につきましては、かねてより広く村民の方に公開をするという態度で接しているところであります。やっちはいけないことは、個人情報にかかわること、それからいろんな企業が行う戦略を損なうようなことについては、もちろんその情報は流せないということではありますが、それ以外のことについて、もちろん公益性があるというようなことについては、全て公開をするということで、これはケーブルテレビの各種会議等々、取材をしてもらっているところでありますし、広報等々にもですね、あまねくその事業につきまして載せているということでもあります。

あわせて、私は、村民との信頼関係を築くという部分においては、村民の苦情をしっかり受け止めるということが大事なんですよというようなことを職員には言い続けております。要するに、村民の苦情をはねつけるということは、はねつければその溝というか、信頼感は得られないわけでありますので、一度どっぷり受け入れながらしっかり話し合うことで、その付近の事業に対する理解、それから逆に、村政に対して積極的にいろんな形で参画してもらうようになるんだよというようなことを言っているわけであります。

ただ、具体的に栗のブランド化事業、丁寧な説明責任というようなことで、栗のブランド化事業、合戦峰物産所のことをおっしゃいましたけれども、一応そういうスタンスで接しているところではありますが、そういう指示もですね、担当課においては担当課に全て公開でやりましょうというようなことを、また話し合いもしながらやりましょうということを申しているところではありますが、なかなかうまくいかないということがあったということであれば、素直に反省して、しっかりそのようなことがなきよう情報公開をしていきたいと思っております。

別に、栗のブランド化事業につきましても、また合戦峰物産所の事業につきましても、その事業の説明については、まず補正ではあったんですけども、この議会で丁寧に説明しながら、その予算をお認めいただいているというようなことであります。たぶん補正であったということで、ばたばたしながらこの事業を進めた。ただ、担当課においては、補正をとるということですね、日頃からその事業を準備しておくということでもありますので、それはそれでまた大事なことでありますけれども、事業の進め方に不備があったということであれば、また説明が必要であれば、担当課のほうから説明をさせたいと思います。以上であります。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 中竹議員の質問の中で、地域づくりの概念、認識のことで、やはりコミュニティづくりが一番ということを言われました。やはりせつかく村のため、地域のために進める公共事業が、住民、村民の理解が得られないと、本当にこれはせつかくの事業がむだになってまいります。そういう点から、やはりしっかりとした説明と理解をいただくようなことをしていただいて、今後の公共事業の推進に当たってもらえればというふうに思います。

次に、質問事項の2点目です。農業経営の担い手・人づくり・組織化づくりについて伺います。農業従事者の多くが高齢者となり、3年、5年先に不安を感じ、担い手となる人づくり、組織づくりなど、今後の農業を守る対策が急務となっております。年々、高齢農業者のリタイアが増加すると見込まれることから、荒廃農地や後継者のいない農家の農地について、担い手による有効活用を図るとともに、新規の担い手、就農者を確保しての定着の促進、また集落営農は地域の農業、農村を維持、発展させていくための重要な担い手であり、集落営農の法人化の進展など、喫緊の課題であります。

そこで、山田地区の組織経営体、農業法人化に向けた取り組みと動きについて伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 山田地区の農業法人化に向けた動きの状況ということ

でございます。今後、農業につきましては、議員申されました高齢化、担い手不足によりまして遊休農地とならないようにいかにして守るかが非常に重要なことでもあります。現在はまだそれぞれ個人で耕作をされている土地も、これが5年後、10年後になりますと、耕作が困難になり、遊休農地が増加するものと思われまます。そのためにも、今現在からこういう農地を守るための受け皿をつくっておかなければなりません。

このような状況を踏まえまして、農業につきましては、今後の農地を守るために、昨年、万江地区に農業法人が立ち上がったところでございます。今現在、この法人は、個人で耕作することが困難な農地に対しまして利用権を設定しまして、様々な補助事業を活用しながら事業を進めていただいているところでございます。

今後、この万江地区は、この会社を中心に農地の経営が始まり、農地を守るとともに、働く場が生まれることを期待しているところでございます。この万江地区の法人につきましては、村といたしましても、今後もしっかりと支援をしていきたいというふうに思っております。

山田地区ということでございます。今後、山田地区に対しましても、将来耕作離れする可能性がある農地をいかに守っていくか、またそのためにはどのような対策が必要なのか、地域の方々としっかりと話し合いを始めていきたいというふうに考えております。将来的には山田地区に3カ所程度の営農組織の設立を推進していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ただいまの山田地区の法人化組織について将来的に考えるという答弁をいただきました。本当に農業の現状、先行きを考えると、この法人化等の受け皿は急を要すると思えますし、不可欠ではないかなというふうに思います。将来的ということではなくて、村長も言われましたように、守りじゃなくて、攻めるということ考えたならば、やはり数年後にはつくるんだというような意気込みで法人化をして立ち上げないと、高齢者農業ですから、だんだんと実態は厳しいですから、作る人が少なくなってくる、そういった点から大体何年先ぐらいに目途を立てて法人化を目標とされているのか、お尋ねいたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 具体的に何年後とかということでございます。目標としまして、計画としましては、来年度、平成31年度に地域の方々との話し合いを始めたいというふうに思っております。そこで、話し合いの結果、やはりこの組織が必要であるというふうな結論が出ましたら、1年間かけていろいろな研修を行ったり、勉強会をして、できれば平成32年度設立に向けて動き出したいというふう

に思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 農業生産法人の必要性については、議員おっしゃるとおりだということで、私も申してきました。ただ、万江地区もそうでしたけれども、動き始めて2年間ぐらい時間を要するということがあります。と申しますのは、やっぱり万江地区もですね、農業をされてない方を含めて、万江地区で行う農業のあり方はどういう形が一番ふさわしいのかと同時に、万江地区の自然、万江川を中心とした自然をどう守っていくのかということも併せて協議をいただきながら、万江地区の法人化の方向に向かったというようなことでもあります。この手法は全く同じかと思えますけれども、山田地区におきましても、来年から話を始めるということですが、農業をされる方だけではなくて、このままではこの山田地区の農地が荒れて、農村風景が壊れてしまうということは、農業をされる以外の方も、従事者以外の方も大いに関連することありますから、いろんな意見を集めながら、この地域の法人化に向けての動きを始めさせていただきたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 個人で農業の受託業務をされている方は、把握されていることで結構ですので、何名おられるか。また、1人当たりの受託件数と受託面積はいかほどか、あわせて機械利用組合の状況についても伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 農作業の受託ということでございます。受託先等の組織は、山江村機械利用組合という組合があります。この組合のほとんどが農作業を受託されているというふうに考えられます。組合員数は、ちなみに20名であります。この組合の受託件数と面積につきましては、昨年度ですけれども、あぜぬりが44件で約7,700メートル、田植えが41件で約14ヘクタールと、稲刈りが129件で約40ヘクタールということでございます。これとほかに個人で受託されておられる方が約10名ほどおられるというふうに思います。面積としましては、個人で受託されている面積は、稲刈りがほとんどだというふうに思いますが、約50ヘクタールではないかというふうに思われます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ただいま説明いただきましたように、受託業務をされている方、機械利用組合の方の役割が本当に現状では大変大きいものがあります。今、説明の中で合わせると約100ヘクタール近い面積のようでございます。そういったことで、この存在というものは必要不可欠なものになっています。

私が知っているある方は、個人で約100件、35ヘクタール受託をされている

と聞きました。そういった現状で、今後ますます法人化とともに、この分野は重要になってくると。そこで、この受託業務者等への支援制度、支援策の状況と考えについて伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 受託業務者への支援策ということでございます。この個人で受託を、作業をされている方は、それぞれ相対でされているということでございまして、個々の発生します受託料は山江村農作業標準賃金表を参考に契約されておりまして、これは経費まで含んだところの標準賃金表でございます。この賃金表につきましては、下球磨地域農業振興協議会という協議会がありますけれども、そこで検討され、設定された金額でございます。これを参考にそれぞれの市町村で検討するというものでありまして、山江村では農業委員会のほうで賃金表の設定をさせていただいているということでございます。今後、農作業の受委託が増えることが予想されますことから、この農作業受託である担い手の育成につきましては、今後、農業振興のため、非常に重要な施策であります。

個人での受託業務者への支援策につきましては、現在その個人の受託されている方が課題となっている面、また将来的に課題となるであろうということをしかりと把握しまして、今後の山江村の農業振興対策を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 本当に農業の現場を見てみますと、こういう方への依存度が本当高いですよ、実際に。ですから、やはり農地を守る、そして維持していく、そして農業振興を図る、この上からもですね、やはり何らかの支援策は、私は必要かなと、また構築する必要もあるかなというふうに考えます。

これから年々、農業従事者の高齢化は進んでまいります。ここ数年で、いわゆる出し手と受け手のバランスが崩れはしないかと考えます。この農家の不安解消、実際に田んぼに行って、作っておられる農家の方に聞いてみますと、本当に農業経営に不安をお持ちの方は大変多いように感じています。この農家の不安解消等を講じる対策についてお考えを伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 農家の不安解消を講じる対策はということでございます。高齢化、担い手不足によりまして、今後、農作業の受委託の面積が増加することが予測されるところでございます。これに伴いまして、担い手である受託者の作業量も増えますことから、その受託者であります担い手の確保及び育成が非常に重要でございます。担い手も高齢者により不足することが懸念されますことから、

地域の方々と今後どのような対策が必要なのかしっかりと話し合いをし、地域の実情に応じた対策を検討していきたいというふうに考えております。

また、今後の本村の農業振興を図る対策の一つとしまして、営農組織の設立が必要であるということであれば、積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 現状から、法人化等も大変難しい面もございますし、また、受託されている業者の方もですね、本当に中高年、年配層が多いですから、本村においては特に兼業農家ということで実態がよそと違うわけですから、その点もしっかりと認識して、その現状を把握して、的確な、私は先手対策を打っていく必要があると思います。今こそ先手での的確な対策が農業現場には必要かなというふうに思いますので、ぜひ担当課におかれては、この点についてお願いをしておきます。

それから、質問事項の3点目です。女性の健康支援「乳がん検診」について伺います。本村には女性議員がおられません。しかし、女性がいかに家庭で職場で社会でこの役割、存在が大きいのか、また大切か、このことについては十分そのことを認識している一人でもあります。その観点から、今回の一般質問には女性の健康支援「乳がん検診」について取り上げさせていただきました。

日本人の死因のトップは、がんであります。2人に1人は、がんになると言われています。がんは、早期発見で助かるとわかっていながら、自分のことになるとなかなか検診に行かないのが現状ではないでしょうか。9月は、「がん制圧月間」でもあります。数多くあるがんの中で女性の健康支援のための検診の重要性に鑑み、乳がんについて質問をいたします。

乳がんは、女性の罹るがんの中で一番多く、女性の30歳から64歳でがんの死亡原因の第1位となっています。女性の11人に1人が乳がんになり、年間約1万4,000の方が亡くなっています。しかし、乳がんは、早期発見・早期治療によって90%以上の方が治癒すると言われています。このため、セルフチェック、自己検診ですね、自己検診や定期検診の受診が非常に大切であります。近年、若い方の乳がんが話題になっており、非常に国民の関心も多いところと思います。

そこで、本村の、わかるところだけで結構ですので、3年間における乳がん検診の受診率と、乳がん発見者について伺います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

過去3年間の乳がん検診受診率につきましては、平成27年が65.4%、平成28年が48.2%、平成29年が54.9%となっています。

乳がんの発見者数につきましては、平成27年に1名の方、発見されております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） この平成27年、平成28年、平成29年で、がんとわかった人が1名ですか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えします。

平成27年に1名の方、発見されております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 11人に1人ががんになると言われていますけれども、受診者が50%近くで1人ということは非常に少ないかなとは思いますが、乳がん検診にあたっては、マンモグラフィという方法だそうです。これはかなり痛みを伴うということで、検診を受けにくい状況にもあるのかなと思えますし、あるいは乳がん検診ということで、なかなか社会の目というか、周りの目というか、そういうのを気にされて、受ける方も少ないのではないかなという状況もございます。

そんな中、検診を受けられた方の中で、がんというのは、乳がんの場合はステージ1からステージ4、4までありますが、このステージに関係なく、今、結果として1名と言われましたけれども、この方は要精密検査をされたのか、精密検査を受診されたか、お伺いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

乳がんの検診を受けられまして、乳がんということで発見された方が1名でありまして、ほかにも要精密の検査を受けてくださいという方が別に見つかっております。平成27年は要精密検査者数が9名、平成28年が8名、平成29年は4名というふうになっております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） だから、1名って、えらい少なかなと思ってですね。平成27年が9名、平成28年が8名、平成29年が4名ということですよ。この検診の結果、要精密検査だった方は、大変ショックと不安、このことは隠し得ないものと思います。要精密検査の方に早急に検診の受診を促す対応については、どのような受診勧奨を行っておられますか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

平成27年に、先ほど申しましたとおり、要精密検査者が9名で、そのあと集団

検診及び施設検診の結果による精密検査者につきましては、全員を家庭訪問し、説明を行って、精密検査を受診されるよう勧奨を行っているところです。

平成27年が9名のうち、その後、精密検査を受けられた数が3人、平成28年が8人のうち5人、平成29年は4人のうち、精密検査を受けられた方が4人ということになっております。

まだ要精密検査者で精密検査を受診されていない方につきましては、電話や訪問による受診勧奨のフォローを行っているところでありまして、複数年、検査に該当された方にとっては、訪問等によりまして、受診をしていただいているというところで、今後も引き続き要精密検査者につきましてはフォローを行っていきたいと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 実は、この要精密検査だったある奥さん、40代の人からお話を聞きました。検診したところが、乳がんと言われたと。そして、家に帰ったところが、子どもが2人、お子さんがおられて、小学生ですね、ショック受けられて、家族が真っ暗になったと。ちょうど小林麻央さんが乳がん検診でああいう話題があったときですから、ご主人も子どもたちも本当に絶望されたと、ショックだったと。しかし、ある保健師の方が、何回となく足を運ばれて、「結果、どっちかわからんけん、検査を受けてください」と、何回も足を運ばれ、本人じゃなくて、子どもとかご主人にも受診の勧奨を勧められたということで、そして受けてみようという結果になって、精密検査を受けたところが、異常がなかったと。それで、一気に家庭がまた明るくなって、この保健師さんの勧奨、勧め方に大変感謝をしますということを知りましたから、ああ、やっぱり保健師さん、頑張っているんだなど。やはり専門職ですから、こういうことは大事かなという思いで、どのような勧奨をされているのかと。儀礼的じゃなくて、本当に家族のことを思って、まだこの中にも受けておられません方がいらっしゃると思いますので、ぜひ精密検査を受けられるように、保健師の方にご指導してください。

それから、乳がん検診の結果を通知する際、マンモグラフィでは異常の判別が困難な高濃度乳腺、これは若い人に多いそうです、と判定された場合、受診者に超音波検査受診を推奨すべきと考えますが、どうでしょうか、伺います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。

超音波検査の受診の推奨についてですが、山江村ではマンモグラフィ検査が導入される前から超音波検査を実施しておりまして、導入後も超音波検査との併用を基本としております。超音波検査の単独検査はできますが、マンモグラフィ検査の単

独検査はできないということになっておりますので、高濃度乳腺に対する検査も網羅されているところであります。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） この超音波検査は、特に30代、40代、若い人にもものすごく威力を発揮すると言われておりますので、推奨方をお願いしたいというふうにお願ひします。

乳がんは、自己検診で見つかる、数少ないがんの一つと言われております。30代後半から増えてきて、40歳代後半にピークがあり、70歳過ぎてもそれほど減らない傾向にあります。そこで、セルフチェック、自己検診でわかるように、この普及啓発の取り組みはどうなっているのでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

セルフチェックの普及啓発の取り組みですけれども、検診結果説明や健康相談、健康教室などの際にパンフレット等を用いてセルフチェックの説明などを実施しているところです。

先ほど議員が申されましたとおり、早期発見で90%に近い方が10年以上生存できるという結果が出ているところでもありますので、早期に乳がんを発見することが非常に重要であると考えられます。セルフチェックは、乳がんを早期に発見する、とても有効な手段でありますので、今後も機会があるごとに広報等を行って、セルフチェックの重要性を周知できればと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ぜひ進めてください。

それから、若い世代、近ごろは本当に若い世代にも多くなってきていますので、関心を持ってもらえるように入浴時に乳がんの自己検診に利用できるシート、この導入をする考えはないでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、質問にお答えいたします。

今は、日本対がん協会などから自己検診のパンフレット等が毎年無償で配布されておりますので、そのパンフレットを用いて啓発を行っております。セルフチェック用のシート、ホームページで見たところ、「ブレストケアクラブ」というような名称のようですが、導入につきましては、今のところ考えておりませんが、乳がんの早期発見に役立つものであるということでもありますので、周知を図っていくと同時に、今後検討をしていきたいと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ぜひ早期発見につながるシートですから、導入の検討をお願いしたいと思います。

乳がんを撲滅する一歩として自己検診の推奨、家族性乳がんの疑いのある方には、専門機関での定期的な検診の啓発など、健康につながる検診の大切さを理解していただくためにも、専門職である保健師による健康問題の出前講座を開催し、女性の健康支援をする考えはないか、伺います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

保健師による健康についての出前講座につきましては、現在は村民全員を対象としておりますので、女性に特化したというところではございませんが、各地区で行われております公民館事業や、教育委員会の事業であります「1分館1学活動」の際に区長などからの依頼によって健康に関する講座等を実施しております。

女性の方に特化した、この乳がんについての健康講座につきましては、ご要望があつて、地域のほうで要望が上がってきまして、その都度対応をしていきたいと考えておりますので、健康福祉課までご相談をいただければと思います。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 要望があればではなくて、やはり村長が言うように、やっぱり先手なんですよ。乳がんだけじゃなくて、子宮がんとか、いろいろなありますから、たまには山江型の変った女性の健康支援の出前講座をすると、私はすばらしい取り組みになるんじゃないかなと思います。

そして、今お陰さまで、保健師の方も4名ですか、5名ですか、ちゃんと配置してもらっていますから、私は、それこそ保健師は専門職で女性の身近な存在なんですよ。でしたら、その立場からもですね、ぜひ私はこの健康問題の出前講座の実践をしていただきたいと。無理なことじゃなくて、できることから仕掛けていく。村長、どうでしょうか。今の女性の健康支援の保健師による出前講座ですよ。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。

一二三課長は申しておりませんでしたけれども、公民館事業で公民館に出かけていきなはる各種健康に関する事業を行っております。熱中症予防とか、インフルエンザ予防とか、健康管理、健康づくり、いわゆる医療、介護、予防医療の分野としていろいろな呼びかけをしているというような状況であります。

今回、乳がんを特定としてのご質問ということでありました。また、答弁を聞きながら、私も、毎年5、6名から8名の方々がその要精密の対象者になっておられ

るということでありまして、もちろん村民の方々の健康を守ると、これは乳がんにかかわらず、様々ながんから守ることからでもですね、もう一度がん対策も見直させていただければと思います。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 冒頭に申し上げました、女性は家庭でも職場でも社会でも重要な役割を担い、その存在は欠かすことができないものです。私自身、身近な周りで、数名の方が、元気な方が乳がん罹患者、本人と家族の方の乳がんと闘われる姿を目の当たりにしました。一番近い人は、看護師の方が63歳、検診を受けたところがステージ4だったと。娘さんが結婚されるばかりだったと。そして、4カ月の闘病の末、亡くなりました。ある人は、若かった。40代。やはり要精密検査を受けて、最初の検査では異常なかったけど、2回目のときに見つかって、左胸を全部摘出されたと。お陰でリンパ等には転移してなくて、放射線等の治療は必要なかったとか、そういう方を私は目の当たりにしてきました。だから、今回は、ぜひこのことを、本当にがん罹ったら命を失います。家庭も全くどん底に落ちます。そういったことから、答弁いただきましたように、9名、8名、4名と、その中でも半分以上は、やっぱり要精密検査ですから、やっぱり命にかかわることですから、ぜひここは単なる健康講座じゃなくて、そういう身近なことです、命にかかわることですから、そういったことから質問をさせていただきました。

がんを発見するための最も効果的な方法が検診です。乳がんは、早期に発見・治療すれば、高い確率で治ります。乳がん検診の受診啓発と女性の健康支援の取り組みをお願いし、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これで本日の通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後4時35分

第 3 号

9 月 1 4 日 (金)

平成30年第5回山江村議会9月定例会（第3号）

平成30年9月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 同意第 2号 | 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めること
について |
| 日程第 2 | 議案第40号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| 日程第 3 | 議案第41号 | 山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第42号 | 山江村分収造林に係る地上権設定契約の解約について |
| 日程第 5 | 認定第 1号 | 平成29年度山江村一般会計決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 2号 | 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認
定について |
| 日程第 7 | 認定第 3号 | 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定に
ついて |
| 日程第 8 | 認定第 4号 | 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認
定について |
| 日程第 9 | 認定第 5号 | 平成29年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定に
ついて |
| 日程第10 | 認定第 6号 | 平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の
認定について |
| 日程第11 | 認定第 7号 | 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の
認定について |
| 日程第12 | 議案第43号 | 平成30年度山江村一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第44号 | 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
（第1号） |
| 日程第14 | 議案第45号 | 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第
1号） |
| 日程第15 | 議案第46号 | 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
（第2号） |
| 日程第16 | 議案第47号 | 平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第
1号） |

- 日程第17 議案第48号 平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第49号 平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第1号)
- 日程第19 請願第1号 二連木堰再利用に関する請願書
- 日程第20 陳情第1号 濁毛地区水田の浸水被害に関する陳情書
- 日程第21 閉会中の継続調査申出書(議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長)
- 追加日程第1 議案第50号 公共工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 赤坂 修君 | 2番 横谷 巡君 |
| 3番 森田 俊介君 | 4番 西 孝恒君 |
| 5番 立道 徹君 | 6番 谷口 予志之君 |
| 7番 秋丸 光明君 | 8番 中竹 耕一郎君 |
| 9番 秋丸 安弘君 | 10番 松本 佳久君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治 君	教 育 長	藤本 誠一 君
総務課長	北田 愛介 君	税務課長	山口 明 君
企画調整課長	松尾 充章 君	産業振興課長	平山 辰也 君
健康福祉課長	一二三 信幸 君	建設課長	白川 俊博 君
教育課長	蕨野 昭憲 君	会計管理者	迫田 教文 君
農業委員会事務局長	柳瀬 真奈美 君	代表監査委員	木下 久人 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第10の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に、質疑、討論、表決を行います。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数は3回）の規定と同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。なお、3回を超える場合は、第54条ただし書により議長の許可を得てお願いいたします。

迫田会計管理者。

○会計管理者（迫田教文君） 訂正を申し上げます。

9月5日の提案理由説明で、認定第1号から認定7号まで、主に実質収支に関する調書にて説明を申し上げましたが、77ページの国民健康保険事業会計の実質収支に関する調書の説明で、「2の歳出総額」のところを「2の歳入総額」と申し上げておりました。お詫び申し上げ、訂正いたします。

-----○-----

日程第1 同意第2号 山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第1、同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本件は人事案件でありますので、起立採決といたします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（秋丸安弘君） 起立全員です。従って、日程第1、同意第2号、山江村教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 議案第40号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第2、議案第40号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第41号 山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第3、議案第41号、山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、議案第41号、山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第42号 山江村分収造林に係る地上権設定契約の解約について

○議長（秋丸安弘君） 日程第4、議案第42号、山江村分収造林に係る地上権設定契約の解約についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、議案第42号、山江村分収造林に係る地上権設定契約の解約については、可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 認定第1号 平成29年度山江村一般会計決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第5、認定第1号、平成29年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

7番、秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） おはようございます。

ページは40ページでございます。この中にアグリセンターのが載っていますが、アグリセンターに支出が100万から出ておりますので、これはずっとするのか、それとも何か考えがございますか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） アグリセンターの件でございます。ここの経費支出額の110万ほどでございますけども、これはアグリセンターの施設の管理委託料と需用費はいろいろな修繕費とエアコンの取付けとかでございます。今後これがずっと発生するかということでございますけども、ご承知のとおり川辺川の変更計画が2月に決定したということもありまして、今あそこには川辺川の土地改良区の事務員がいらっしゃいます。今後、このアグリセンターの使用につきましては、今までは行政連絡会議のみが使用されてたということですので、今後、このアグリセンターをどういうふうに活用するかということは、今後また検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうがちょっと補足いたします。アグリセンターは今課長申したとおり、川辺川の土地改良事業が国営事業が廃止になったということでありますから、今の状態は川辺川の土地改良区は続きますので、これが職員が1人おり

ます。川辺川の行政連絡会議は本年度末でもう閉じますので、なくなりますので、いわゆる土地改良の職員1人があそこに常駐するというようなことになるわけであり、維持管理の経費が今も上げましたとおり、本年度100万を超えるお金が要る。ただ入ってくるお金72万だったかな、これは行政連絡会議が36万、そして土地改良区が36万の72万ですが、要するに72万もらって100万以上の支出があるということであり、この施設の活用についてはいろいろ検討していく必要があるかと思えます。もちろん「アグリ」という名前が付きますので、農業用の何らかの施設ということではありますが、あそこで会議をするうんぬんについても、箕原でありますから非常に役場としては使いづらい施設であるというようなことでもありますから、土地改良区も先ほど申し上げましたとおり1人常駐しておりますから、今組合長が錦の町長でありますので、錦のほうに職員はもうちょっと取り返したいということになりますと、維持管理費だけ100万以上で全く収入がない、また空き家になってしまうというようなことになりますから、その付近もちょっと勘案しながら、あとの施設の活用については検討していきたいというふうに思っております。

○7番（秋丸光明君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

1番、赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 1番、赤坂でございます。

ただいま上程されております認定第1号、平成29年度山江村一般会計決算認定について、この決算書の中で不納欠損についてお伺いをいたします。

不納欠損については認定第2号、山江村特別会計国民健康保険事業決算認定、認定第5号、特別会計介護保険事業決算認定について計上してありますので、併せてよろしくお願ひしたいと思います。

山江村債権管理条例に関する事務取扱要綱が平成29年7月制定されておりますが、山江村債権管理条例第15条、報告として村長は債権を放棄したときは規則で定めるところにより、議会に報告しなければならないとなっております。また事務取扱要領でも第13条4項、所管課長は前項の規定による通知があったときは債権放棄の年月日及び理由を台帳に記載し、不納欠損の処理をしなければならない。第13条5項、所管課長は不納欠損の処理をしたときは村長の決裁を得た後、これを議会に報告しなければならないとなっておりますが、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

先ほど議員が申し上げた債権管理条例及び施行規則の件でございますが、そちら

のほうに議会のほうに報告という条文があります。その分につきましては、非強制徴収債権に関するものについてが報告という形になっておりまして、今回報告の上
がっております不納欠損につきましては、強制徴収公債権のみの計上になっており
ますので、通常の税と同じような取り扱いで行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今答弁がありましたけれども、その非強制徴収債権についての
項目は、条例また規則等に明記してあるんでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

強制徴収公債権については条例には記載はございません。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 質疑終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております認定第1号、平成29年度山
江村一般会計決算の認定について、計画され実行され、それをチェックする場だと
思いますので、改善も含めてその原則に基づいていくつかの質疑をいたします。

この議案の提案理由は、開会日に迫田教文会計管理者がよどみなく明快に早口で
説明されました。また本日は、決算審査意見書を議会選出の赤坂議員とともに作成
していただいた木下久人代表監査委員にも出席してくださっています。さらに全職
員によって執行された1年間の成果を事務報告にまとめてあります。これらの資料
を見ながら質疑をいたします。

この決算書綴りの34ページ、4款衛生費。1項保健衛生費、4目子育て支援事
業費、20節扶助費について質疑をします。事務報告書では84ページにすこやか
子ども医療費助成事業としての記載があります。この事業は平成21年度に始ま
り、順次対象者を拡大しながら、平成28年度からは高校生にまで引き上げて実施
されています。平成30年3月末の対象者は701人、年度中の助成延べ件数は
9,601件、助成金総額は1,696万8,855円です。この事業の意義に鑑
み、今後、妊娠をされている方、妊婦さんへの医療費助成もこの制度の枠組みを拡
大して運用することは考えておられないのか質疑をします。

次に、歳入歳出決算書綴りの43ページには6款商工費、1項商工費、9目丸岡
公園整備費として430万円あまりが支出されており、このうち398万7,14

4円は13節委託料とのことです。これはおそらく丸岡公園の除草作業や剪定作業、枯れた樹木の伐採作業などに係る年間の管理費用であると思われますが、除草作業には草刈り機の使用に加えて、除草剤の使用があったのかなかったのか。除草剤を使用したとすれば、それは何という除草剤であったか。その除草剤の成分にはグリホサートという成分が入っていたのか答弁を求めます。

同じページの8目には尾寄崎キャンプ場施設維持管理費の決算額14万6,960円もあります。事務報告には何の記載もありませんが、この施設は今後どのようにされる計画か答弁を求めます。

次に、道路の整備について質疑をいたします。ページはおそらく43ページからの7款土木費だと思いますが、その中で集落道や里道の整備、あるいは道路沿いの支障木の管理についてどのようなになっているのか答弁を求めたいと思います。決算綴りの43ページの下からは7款土木費となっておりますが、1項土木管理費、1目土木総務費、44ページの2目の土木機械管理費、2項の道路橋梁費、1目道路維持管理費等の報告があります。その中のどこかから支出してあると思われる。原則的に国道は国が、県道は県が、村道は山江村が管理する道路です。そこに入らない集落内の里道の整備や土地の所有者が個人だが道路を通行する人に邪魔になるような支障木の伐採について、それを公的に整備する場合はどんなときか、どのような基準でやっているのか、どのようなときに公金を支出できるのか答弁を求めます。

最後に、山江村の財政計画の見通しについて質疑をします。監査委員の決算審査意見書の21ページには結びが書いてあります。上のほうで決算については良好正確であると認めたと書いた上で、下のほうでは、そこをちょっと読ませていただきますと、「今後とも厳しい財政状況の中で自主財源を確保するとともに、経常的経費を節約し、積極的に諸事業の推進を図っていただきたい。」さらに下のほうにいきますと、「一層の計画性と効率性を求め、健全で持続可能な行財政基盤の構築に取り組み、村民の福祉の増進と安心して暮らせる山江村づくりにより一層努めていただきたいと念願し、平成29年度の審査意見とする。」と書いてあります。このようなことから、ただいまの決算意見書の3ページを見ますと、一般会計への歳入総額は34億7,889万円です。歳出は32億7,744万円、差引額は2億145万円です。これから翌年度繰越明許費、30年度に繰り越した分1,797万円を差し引いた実質収支額は1億8,348万円、これが今年への繰越金となるようです。この繰越金の額は平成28年度から29年度への繰越金2億8,153万円と比較すると、今年への繰越金1億8,348万円は、約9,800万円低くなっております。これが単年度収支では赤字ということであり、さらに基金の取り崩しや

積立金を加減して実質単年度収支は数値上では赤字の1億424万円となっております。もちろん実際には1億8,348万円の繰越金があることは間違いありませんが、実質単年度収支の赤字、その原因をどのように分析しておられるのか。今後もこのように続くのか、どのように考えておられるのか答弁を求めます。

基金や地方債の総額についても今後の基金の使い道や、地方債の償還方法についてどのように計画しているのか、全体的に財政面からの山江村の持続可能性について、これは監査委員の意見にもありますように、持続可能性についてどのように考えておられるのか答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、1番目の質問のすこやか子ども医療助成事業について対象者を妊婦まで拡大する考えはないかということでございますが、平成30年度から産婦の健康診査及び新生児の聴覚検査、マスキリーニング検査に対する助成を始めたところでございます。また、29年度の経常収支比率が90%に達しているということを考えますと、また新たに経常的な経費を発生させることについては財政面から考えますと厳しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、松本議員のご質疑にお答えいたします。

順番が前後いたしますが、まず目8の尾寄崎キャンプ場の現状と今後についてということで、まずご説明をさせていただきます。尾寄崎キャンプ場の維持管理につきましては、議員申されましたとおり委託料14万6,960円が支出されております。これは浄化槽の管理委託料ということで、施設運営との管理委託につきましては無償で施設を貸し出すので無償で管理をされると、その代わり売上等は管理をされてる方の、いわゆる管理組合という名前で契約を締結しておりますが、そちらの収入になるということでございます。年々、施設の老朽化も進んでおりまして、昨年度末、今年の3月から夏場にかけて水源の水が枯れるといたり、水源のポンプがホースが外れるといった事案がありまして、管理人の方の連絡があった後、私と担当の職員とで行って、山の山腹まで行って水源のホースをつないだりとか、周りの水源の草を払ったりとか木を除去したりとかという作業をさせてもらっております。また7月の大雨のときには隣接するヤマメ養殖場のほうの水路のほうもふさがったということで、除去のほうを手伝ったということでございます。今回、キャンプ場ということでございますので、以前より、またほかの議員さんの方からも今後についての運用方法ということを言われておられますけれども、管理人の方

はいろんな計画を持ってやりたいと、続けたいというご意向を持っておられます。しかしながら、何かしら抜本的な手を加えないと、今の施設を現状のまま利用するというのは非常に難しいということも、もう見てもらえば一目瞭然かというふうに思っております。改修したり新設したりする補助金等が非常にない中で、どのような活用方法、改修するのか解体して新築するのかということになるかと思っておりますけれども、管理人さんのご意向、また地元のご意向など踏まえて、補助金等探しながら模索していきたいというふうに思っております。しかしながら、道路等の侵入口等も大変狭いということもありまして、管理人さんいわく、最近では車も大きくなってるといところで、なかなか車の侵入も難しいということもありますので、そういったところから抜本的に見直す必要がもし再見するのであれば、そういうところからも整備していかなければならいのかなというふうに感じてるところです。

それから、丸岡公園の維持管理費につきましては、昨年度は約350万ほどです。残りの27万ほどは先ほど言いましたトイレの浄化槽の管理委託ということになっております。今年度は当初予算増額をしていただきまして、よりよい公園の管理整備ということで、除草や伐採の回数を増やして管理をしているところです。議員お尋ねの除草剤の使用があったのかということでございますけれども、昨年度も今年度も除草剤を若干使用されてるということでございます。除草剤の名前につきましては、固有名詞を申し上げていいのかどうかと思いましたが、「クサブロー」という名前になっております。一応、農林水産省の登録番号がありまして19688号ということで登録はされております。成分にグリホサートが入っているかということでございますけれども、グリホサートイソプロピルアミン塩液剤というようなことが表面に明記をされております。今後、仕様書の中には薬剤の使用につきましては、使用する場合には協議をすることというようなことも明記されておりましたので、使用の可否についてはここではどうこうということではございませんけれども、確かに公的な場での使用というのはあまり環境といいますか、心情的によろしくないというようなことも管理者として思っておりますので、今後につきましては、仕様からこの薬剤の使用についての文言を外しながら、今年度はもう使用はしないということをしておりますので、次年度以降はそのようなことで使用しないという方針で公園の維持管理に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

議員ご質問の支障木伐採の件でございますけれども、決算書でいきますと、7、土木費、2の道路橋梁費、1、道路維持費の13、委託料のほうから支障木伐採を

行っております。昨年につきましては4カ所の村道の支障木伐採を行っているところでございます。最近、支障木の伐採の要望があつておりまして、基本的には所有者の方が管理されておりまして、伐採はその所有者の方がやってもらうということでしております。ただ、しかしながら道路上に交通上支障をきたすということであれば、交通安全上から道路管理者として伐採を行っているのが現状でございます。近年、所有者の方も高齢になり作業ができないと、放っておくと事故につながる場合があるということで、近年は対応してるところでございます。道路や歩道に張り出してるとか、通行の障害の恐れがあるとか、見通しが悪いということであれば、地区のほうで検討されて、地区の総意、意見ということでまとめてもらえれば、区のほうから申請いただき、村のほうでは予算内で箇所箇所、出てきたら優先順位を付けて作業を行いたいということで計画をしてるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 5点目は財政運営でありますので、まず私のほうから答弁させてもらい、具体的なことは担当の総務課長が答弁をいたします。

財政の運営については、私は一番気にしているところであります。当然のことながら、この財政の流れを動きをしっかりと押さえないと、当初予算が組めないというようなことでありますし、毎年2億程度の各課から上がってくる総予算額は、要するにオーバーしてしまう。歳入からオーバーしてしまうという状況の中で、その2億をどう削っていくのかという作業があるわけでありまして、その2億についても歳入を増やすということになれば、国・県の予算をいかに引っ張ってくるかということに掛かってくるわけでありまして、大きい事業については国・県の補助事業、交付金事業が伴わないものは実施しないと。ただし、そのことについては将来そういう国の補助事業とか交付金事業が付いたとき、特に今回もペーストの工場のあれは、あの事業がありましたけれども、あれは引き出しに入れていたものをそういう事業が出てきたということで、出してすぐに急々に申し込んだということでありまして、そういう対応をしているというようなことであります。単独の要するに村の国・県の補助交付金等を伴わない単独支出については、特に先ほど健康福祉課のものがありませんけれども、経常収支比率がありますので、経常収支比率を上げていくということも単年度だけならいいんですけども、未来永劫、この経常収支比率に関連するもの、リース料とか特に福祉関係の予算で山江単独で行っているものについては、これは十分な検討が必要になってくるわけでありまして。そういうものも含めて、将来の財政の見通しを立てながら財政運営をやっているということでございます。議員、申し上げられましたとおり、結びといたしまして監査委員の報告の中では、一層計画性と効率性を求め、健全で持続可能な行財政基盤の構築に取り組

みなさいと、そして村民の福祉の増進と安心して暮らせる山江村づくりに一層努めてくださいと書いておりますので、冒頭申し上げましたとおり、しっかり真摯に受け止めながら、この財政のことは将来にわたる山江村の経営に関わってきますので、今後とも慎重に、また必要とあるべきところは思い切ってやるということでありますけれども、そういう運営をしていきたいと思ってるところであります。詳しいことはまた総務課長が答えます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 村の財政運営についてでございます。

まず歳入歳出について状況を少しお話させていただきたいと思います。まず村税でございます。山江村の自主財源である村税につきましては重要な財源でございます。平成29年度の決算を28年度と比較いたしますと、徴収率のほうは村民税が1.4%、固定資産税、軽自動車税も0.6%増加をいたしております。普通税全体では4.1%の伸びとなっております。今後も貴重な財源でございますので、徴収率の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、地方交付税等でございます。地方交付税につきましては、国の地財計画によりまして年々減少いたしておるような状況でございます。29年度は28年度に比べまして97.2%程度ということで、前年度よりも4,290万程度減少しております。平成30年度につきましては、現在のところ決定額が14億6,550万1,000円でございますので、約2,660万円程度減少となっております。来年度につきましても大変厳しいものと予測をいたしております。こういったことから、歳入につきましては交付税が大幅に減少してるというような状況でございます。

それから、基金の状況でございますけれども、基金につきましては、平成29年度の年度末現在高が23億1,323万円でございます。前年度に比較いたしますと618万4,000円ほど減少しております。これにつきましては特別会計の国民健康保険事業会計へ繰出しをいたしております。こちらのほうが多額でございました。この分は国民健康保険会計のほうで基金として3,500万円を積み増しておりますので、村の基金の全体額としては2,880万ほど約増加をいたしてるような状況でございます。相対的に基金については増額をしてるということでございます。

それから、借金でございます。起債でございますけれども、一般会計におきましては、29年度末残高が33億6,985万3,000円でございます。特別会計を加えました総額が約49億6,160万6,000円でございます。今後10年間の償還計画を見ますと、減少をしていくような傾向はあります。しかし現在、橋

梁の架替え等の大きな公共事業を実施しておりますので、元金の返済になると少し変動することが予想されます。この起債につきましては過疎債等の有利な起債を活用いたしておりますので、一般会計では総額の62%、全体では52%ほどが交付税で今年度措置されることになっておりますので、こちらのほうも安定した返済ができるものと思っております。

また、財政指標でございますけれども、経常収支比率が28年度より1.4ポイントほど上昇をいたしております。しかし、実質公債費比率は0.2ポイント下がっております。将来負担比率等もマイナスの状況でございます。問題ない数値ではあると思っております。このようなことから持続可能な情勢状況であるということを感じております。今後につきましても国の地方財政計画によって左右される部分が大きいわけでございます。村税等の自主財源を確実に確保しながら、必要な社会インフラの整備であるとか社会福祉の向上に向けた各種の政策でございますけれども、こういったものは先ほど村長が申しました国の補助金交付金をフルに活用しながら、地方債についても過疎債等の有利な地方債を活用しながら財政運営をやっていききたいというふうに思っております。

また、赤字の原因でございます。これにつきましては、先ほど申しました特別会計のほうへの、今年は特別多かった繰出金でございます。これが影響しておりますし、また歳出のほうの詳細を見ますと人件費、こちらのほうも少し増えております。こちらは平成28年度地震の影響で27、28と国の人勤どおりのベースアップができませんで、2年分を1度にやったと、これは熊本県全体の状況でございますけれども、こういったものを歳出の増加につながっておるといふところがございます。それに扶助費等は老人福祉施設の措置費等がやはり伸びております。それから公債費につきましても、過疎対策事業債の元金償還、これは防災無線等でございますけれども、こういったものを元金償還加わってきたということで、一時的には増加になっております。これに反して地方交付税が減額されたということで、非常に一般財源のほうの制限されるということで、非常に厳しいような状況になっております。他会計の状況によりまして繰出金は変動してまいりますので、今年は特に国民健康保険事業が事務自体が県のほうに移管されたということで、先が見通せなかったということで積立てをしたいということで、一時的な歳出増にはなっております。今申し上げましたようなことでございますけれども、今後につきましては物件費等の節約に努めるといいますか、行政コストをやっぱり削減しなくてはいけないということも重要であると思っております。これまで以上に事務事業等を見直しまして、無駄なものをなるべく省くということで持続可能な財政運営を実施しなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 丸岡公園のことですが、企画課長はたぶん今後は使用しないようにすると答弁されたと思います。この企画課長答弁しましたように、確かに農水省の許可を受けた農薬であろうと思うし、また農薬取締法にも許可をされているのだらうと思います。しかし世界の動きを見ますと、このグリホサート系除草剤の使用禁止の動きがあっておりますし、先般の新聞にはアメリカで裁判の話も出ておりました。そのようなことも考えて丸岡公園のみならず、他の公的な場所での除草剤使用についてはどのように考えておられるのか、公的な場所ですよ。答弁を求めたいと思います。

それから、健康福祉課長から妊産婦さんへの助成、今年から一部始めているということでありましたが、国のほうではどういうわけか今年の4月から妊産婦さんの普通の病院の診療費が上がっております。点数とよくわかりませんが、750円、3割負担の人で二百数十円の負担増となっております。これは少子高齢化、人口減少社会に対して国も一生懸命頑張っているとは思いますが、逆行するのではないかというような考えもあり、山江村ではそういうことを真剣に検討される考えはないか、今後の方針をお伺いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

妊産婦の医療費が上がっているということではありますが、国のほうで医療費の改定とか医師の報酬の改定等々もあっていると思いますので、そういったものが料金の改定に影響をしているのかなとは考えますが、本年度からは産婦の健診費用と新生児の検査の費用のほうを、こちらは交付税措置されるということで上げさせていただいているところですが、今後そういった国の動き等々も見ながら検討はしていくとは思いますが、財政状況の面も考えると今後慎重にせざるを得ないかなと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 2点目は公的施設全体での農薬使用ということでありまして、私のほうからということでありまして。

担当課長のほう、丸岡公園につきましては来年から農薬は使わないというような明記をしたいという旨を申しました。また、同じことで公的な施設も同じようなことであろうかと思っております。ただあと一つは、検討すべきは、あの広い丸岡公園を全く農薬使わずに人力でやってしまうということについては、当然、委託料といますか経費も上がってくるというようなことにもつながりますので、いわゆ

る、本当に人にやさしいという言い方はおかしいんですけども、非常に被害の少ない農薬の使用も含めて今後検討していければと、その付近と相まって検討していければと思っております。農薬の使用については、私、学校給食のほうにも農産物納めてもらっておりますけれども、完全無農薬の農産物が要するに流通に出回ったら、途端に山江村の農産物のブランドができるということではありますが、また反面、非常に栽培するのに大変な面もあるというようなこともあり、できる限り人体に影響の少ない低農薬でやっておられるというようなことでもあります。そういうことを基準にしながら、また担当課長が申しました、来年は使わないというようなことではありますが、も含めて、学校ではもちろん使っていないとは思いますが、公的な施設での農薬使用についてはさらにいろんな情報を集めながら検討させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 私、丸岡公園での除草剤使用についての質疑をしております。担当課長はもう来年からは使用しない方針と答弁されました。村長は広く答弁していただいたと思うんですが、検討するのではなくて除草剤はもう使用しないということをおっしゃっていただきたいんですが。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先ほど言いましたとおり、全く使用しないとここで言い切っているものかどうかということについては、調査をしたいと思ひます。私の方針としては、当然公的な場では農薬は全く使用しないというような方針でいきたいというふうに思っております。ただそれをここでしないと申せば本当全くできないわけですので、そういう可能性を含めて各施設での、議員、丸岡公園の質疑とおっしゃいましたけれども、山江村全体の公的な施設ということでもありますので、例えば中央グラウンドもありますし、もろもろありますので、そういうことで完全にそういう無農薬でできるのかということも、ということであれば来年提案します予算について委託料が上がるということにつながりますし、先ほど財政運営の話もありましたけれども、経常収支比率も上がっていくということでもありますので、その付近も含めて農薬を使用しないという方向で検討したいと思ひますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 認定第1号、平成29年度山江村一般会計決算の認定について質疑をいたします。

29年度の本村の行った事業の総決算でございますが、その中から1点質疑いたします。ページは43ページ、目9の丸岡公園整備費の委託料であります。丸岡公園整備費委託料の29年度決算認定であります、398万7,000円。この件については29年度、30年度と委託料の作業業務内容の継続性から30年度の業務内容、委託内容について質疑をいたしたいと思っておりますので議長の許可を求めます。よろしいでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） はい、結構です。

○2番（横谷 巡君） では許可をいただきましたので、丸岡公園の除草業務内容についての質疑をいたします。

先般、ある住民の方から「丸岡公園に除草剤が散布されておりますよ。知っておられますか。」という電話がありました。「いや、そういうことはないでしょう。人が集まる場所だから除草剤を振ることはありませんよ。」と言ったところが、「現場を見なさい。」と叱られました。ですから、私も立場上、足を運びました。そうしたところが、法面を中心に大規模に草が異様に枯れていました。ああ、これはもう除草剤ということが一目でわかりましたので、何かの議会の現地視察のときに議会全員でその現場を見たところでございます。今、先ほど松本議員もおっしゃったように、学校や公園等の公共施設、ここは本当にもう除草剤というのは健康被害とか、あるいは環境に影響、危険性からほとんどないと思います。一方、農林業等においてはこれほど便利なものはないと。しかしこのことは、これも松本議員がおっしゃったように、この新聞なんです。9月9日の熊日の1面に除草剤のことが載っております。これは熊日の論壇、「世界を揺さぶる除草剤抗争」、これは学者等の安全性の基準と企業が癒着をして安易に除草剤を振っていた関係者ががんになったと、そして裁判したところが390億円ほどの裁判の結果が出たということから、今慌てふためいておられる現状なんです。この除草剤抗争なんです。そうしたところが、すぐ13日の熊日にまた除草剤影響、空き地でネコが死んだということは熊本市の83歳の女性の方です。自宅近くの空き地に除草剤がまかれて自分方のネコがふらふらして死んだと、また露地のところで2匹ネコが死んだということで、除草剤はそういったところでは振らないでくださいという投書でした。そういったことは松本議員おっしゃいましたけれども、私自身も丸岡公園の実態を見て、この動きを見て、部分的には致し方ない部分がありますけれども、学校とか公園とか人が集まる場所には行政として本当にこれは慎まなければならないかなと、時代の流れから。そういった思いがしております。ご承知のように丸岡公園は私どものシンボルであります。美しい村づくり、自然豊かな村ということで関西丸岡会とか熊本丸岡会とか関東丸岡会とか、丸岡公園をイメージしておられますから、そこに除草剤

が振れているような姿を見られると、多くの人々、村内でも幼稚園から小中学校、一般、高齢者、あるいは各種行事をしますから、人々が集まる。そこにやはり除草剤がまかれているということならば、丸岡公園というイメージがダウンするし、人々の足も遠ざかるのではなかろうかなと、もうそういうふうに思います。このことが公園管理業務に携わる行政、そして請け負われた業者、そういう場所に除草剤を振るという基本認識が欠けていたのではないかなと私は思います。一部には学校等にもまだ除草剤を振っているという人もいますけれども、そこは確認しておりませんので、そこは触れませんが、やはり今後は学校とか公園に限っては、やはり除草剤を振るとことは山江のイメージが損なわれますので、十分検討をいただければというふうに思います。そこで質疑いたしますが、丸岡公園の除草の下刈り回数とか除草剤の使用については協議するというのが、仕様書に入札し委託するときに謳ってあるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質疑にお答えいたします。

丸岡公園の除草作業の回数につきましては、平成29年度までは丸岡公園の除草につきましては4回を行っておりましたが、平成30年度からは6回行うということで、予算のほうもほぼ倍額の予算を計上させていただきながら、事業者の負担にならないようなところで予算を計上いただき、見積入札を行い実施をしたところです。現在、3回除草をされてるということで報告を受けております。先ほどから出ております除草剤の使用につきましては、仕様書がありまして仕様書の5に防除という項目がございまして、薬剤の使用については事前に官と民と協議すること。薬剤の使用に際しては農薬取締法規等のそういった法令を守ったり、使用基準等を守って使用してくださいと。実施に先立ちまして、使用方法やする日、また天候等状況を鑑みながら実施をすることというようなことが謳ってあります。この項目を私はもう来年度からは外して管理のほうをやっていたきたいというふうに思っておりますし、今年度、事前に協議があったのかということは、はっきりとこれは担当のほうも文書ではなかったということですので、口頭でするんですというのがあったのかなかったのか、ちょっと記憶にないということですので、また委託事業者等も含めて聞き取り等行いながら、この件については精査させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） この丸岡公園の業務委託は造園の業務の資格を持ってる方ということでされていると思います。造園業のいろんな決まりごとを見ますと、やはり

農薬等の散布については厳しく規定がしてあるわけです。ですから、果たして業者が単独で勝手に振ったのか、あるいは防除関係の協議事項が謳ってあれば行政担当課と相談をされたのか、ここはあいまいですけれども、やはりこのところはしっかりと、全部ではありませんから、学校とか丸岡公園等の大事な人が集まる場所については、やはり徹底した規定を作る必要があるかなというふうには思います。また、勝手に業者が振ったのならば、これは言語道断です。ペナルティだと思います。ですから、年6回下刈りをしなさいと決まっておるならばそれをしなければならぬ。その省略化のために協議のあいまいはわかりませんが、そこをしないで除草剤ならば、2回程度はしなくていいですからあの現状からもう浮きますよ。その場合には委託料の減額等も考えていらっしゃるんですか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質疑にお答えいたします。

議員申されましたとおり、除草剤を散布された面積につきましては、私も畑等に除草剤をまいたときにはしばらく刈る必要がないということで、6回の回数その部分については減るのかもしれませんが。しかしながら、当初の契約では6回管理してくださいということにしておりますので、期限内に6回の除草作業を行っていただきながら、また年度末にそのような報告がない場合には契約変更等の見直しを行ってきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 最後になりますけれども、やはりこれからこの新聞にも一番真摯に向き合うべきは日本であると、農水省の残留基準値の引き上げとかいろいろなことを見ると、また企業と科学者の癒着を見ると、この除草剤が持つ危険性についてはいろいろあると、だから日本が一番真摯にこれに向かい合わなければならないと謳ってありますので、今後この流れが一気に来ると思っていますので、やはり私たち役場、行政といたしましては各課局でそれぞれ公共施設がありますから、やっぱり農薬等の散布についてのマニュアル化ですか、これを作ってきちんとしておけばこういうことが起きないと。やはり一方では便利なもの、一方では危険性ですから、こういう点をきちんとしておけば問題はないかなと。また請負業者もあいまいなのは絶えないですよ、やっぱりこういう問題が起きたから。ですから村長、このマニュアル化を、村長言われたように全然使わないということもできないでしょう。ですから、そういう点を各課共通認識のマニュアル化を作っておくと、私はこういうことは起きないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。

丸岡公園については私も一緒にその現場を見ましたので、ちょっと広い範囲で使い過ぎだというふうに私も感じております。ただ、丸岡公園に関しましては、管理をします課長が来年は使わなくてもできるという判断をしておりますので、丸岡公園については使わないということであります。ただ、ほかの公的な施設において、私もどういう施設がどこにどうあるのかまだ全体的にちょっと把握しておりませんので、どういうやり方でどうするかということについては検討させていただきたいということではありますが、先ほど申し上げましたとおり、農薬は一切使用しないという方針で検討したいと思っておりますし、もしどうしてもそのことが不可能な施設等々があったとすれば、議員おっしゃるとおりマニュアル化をしながら、しっかり打ち合わせをさせていただければ、大変ありがたく思っております。貴重なご提言ありがとうございました。

○2番（横谷 巡君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） それでは、ただいま議題となっております認定第1号、平成29年度一般会計決算の認定について、1点だけ質疑をしたいと思います。

ページは43ページになります。商工費の中の目11、ほたるの荘施設維持管理費で22万5,000円程度支出されております。収入のほうをみますと、当初では144万の使用料関係計上されておりますけれども、今回は3万1,320円のみとなっているようでございます。その入居者の状況、この3万1,320円は「ほたるの荘」の使用料かちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、谷口議員のご質疑にお答えしたいと思います。

施設管理の収入ということで3万円ほど上がっておりますけれども、こちら議員ご指摘のとおり「ほたるの荘」の入居料ではなく、ほかの施設、丸岡公園の野営場等の施設の使用料というふうになっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） そうしたら、使用料がゼロということは入居者が誰もいなかったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

「ほたるの荘」につきましては3棟ございまして、A棟につきましては昨年の9月から、B棟につきましては28年の7月から、C棟につきましては27年の7月からそれぞれ入居者がいないという状況でございまして、一番長い施設はもう3年間入居者がいないということでございます。この間、毎回同じようなことなんですけれども、都会の新聞広告等に掲載しておりますし、九州内でも福岡方面の出張の際には「ほたるの荘」のチラシを作って配っておりますし、現在ではSNSを活用して周知等を行っておるんですけれども、最近問い合わせが2、3件あるんですけれども、なかなか現地まで来て見学したいというようなことは至っていないというような現状でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 一応、いろいろ募集等はされているけどもなかなか来ないということでございますけども、これは補助関係で建てられたものだと思いますので、補助がらみもあるかと思っておりますけども、このようなことで入居者がずっといなかった場合、何かほかに利用することとか考えてないかお尋ねしたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

入居者がなかなか応募してもないという状況で、先般、議会議員の皆さんからもご提言をいただきました。また移住定住の促進委員さんからもご提言をいただきながら、施設のほうを補助事業ではあるんですけれども、村のほうで買い取るなり何なりしていろんな形で活用したらどうでしょうかというご意見がございましたので、熊本県のほうに一応相談はさせていただいております。熊本県の見解としては補助金等の返還が一部生じますので、そういった手続きをちゃんと踏んでいただければ村のほうで買い取ると思いますか、施設にはなるということなんですけれども、その事務が果たしてすぐ終わるのか、1年ぐらいかかるのかというところはこれから調査をしたり、当時の書類と、書類といいますと申請書を出したりとかそういった書類ではなくて、当時の要綱とかそういったのも何かないと、なかなか難しいというようなお話を聞いておりますので、また課内ではそういったことで村のほうの財産にしたらいかなというようなことを考えておりますけれども、また内部でも協議しながら、また議会議員の皆さんにいろいろ予算が絡みますのでご相談させていただきながら、より良い方向性を築いていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（谷口予志之君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 決算の一般会計の認定について1件だけお尋ねしたいと思いますが、ページは14ページ、財産の収入の中に貸付収入が未済額として6万6,000円残ってます。この件なんです、昨年度もちょっと申し上げたんですが、今回はこの6万6,000円について、徴収に当たってどのような動きをされたのか、何回行かれたのか、どういうふうに徴収方法されたのか、まずそれをお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 財産収入の総務費の土地建物貸付収入、収入未済額が6万6,000円残っております。これにつきましては昨年も決算のほうで未収金ということで上がっております。これにつきましては、平成26年にある企業に旧山江選果場をタマネギの集荷施設として貸付けをいたしております。4カ月でございましたけれども、この総額が6万6,000円でございます。これにつきましては、貸付けを行いました年度末から再三請求をいたしております。昨年度につきましても、実際、29年の7月に八代のほうに事務所がございましたので、当時、そちらのほうの2カ所に出向きまして調査をいたしました。しかし、もうそこは事務所を引き払っております、誰もいない状況でございました。そのことから本社の住所地にも請求書を送っております。これにつきましては内容証明付きで送っております、届いてはおりますけれども、こちらのほうには何ら返事がないということでございます。そのとき担当いたしておりました個人の携帯番号もわかっておりますので、そちらのほうにも再三電話をするんですけども、お出にならないというふうな状況でございます。また平成30年度におきましてもすでに請求書のほう、本社のほうへ送付をいたしております。

以上が状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） いろいろされているのは本当にご苦労だと思います。ただ、もう5年になりますと、もう法的に取らないということであれば、もう来年度スリム化するという意味でも不納で落とさざるを得ないのではないですか。その辺をお伺いします。法的にできるかどうかはですね。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） ただいま議員申されましたように、平成26年のことでございますので、来年度が5年を迎えるということで時効に該当する可能性がございます。不納欠損処理という形で上げさせていただければというふうに思っております。

す。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 議長にお尋ねします。私はもう3回質疑をしておりますが、先ほど赤坂議員の質疑について1点だけ、再度質疑を行いたいが、よろしいですか。

○議長（秋丸安弘君） はい。

○10番（松本佳久君） 赤坂議員の質疑は債権管理条例では不納欠損をしたときは議会に報告をしなければならないとなっているという質疑であったと思います。それに対する山口課長の答弁は、今回不納欠損にしたのは強制徴収債権のみで非強制徴収債権についての不納欠損をしたときに議会に報告するということになっておりますが、それでよろしいですか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

今、議員が申されたとおりでございます。理由といたしましては、強制徴収公債権につきましては、その債権の上位法に基づきまして強制徴収についての項目の中に国税徴収法の例による。及び地方税法の例による。等々の文面が書いてある場合にはそちらを優先していきますので、その上位法にそういう文面がない債権につきましては、債権管理条例及び条例規則のほうで報告義務をするということで条文を計上してるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） これは山江村債権管理に関する事務取扱要綱の第13条に債権放棄というのがあって、その後に債権管理するときは総務課長に報告しなさいとなって、その後に第5項で所管課長は不納欠損の処理をしたときは村長の決済を得た後、これを議会に報告しなければならないとなっておりますが、これはどのようにされますか、あるいはされましたか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

不納欠損の事務処理についてでございますが、不納処理を各課で取りまとめて書類を作成いたします。それを決済と同時に総務課長、それから村長の決済をいただいて報告をしているところでございます。

以上でございます。

○10番（松本佳久君） いや、議会への報告という。

○税務課長（山口 明君） 議会への報告につきましては、非強制徴収債権の場合は様式を作成しておりますので、報告第何号とかということで提案になるかと思いません。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） それでは議会に報告する債権放棄はなかったと、こういうことですか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

今回、不納欠損で上がっている分につきましては、税と国保税、それから介護保険となっております。この三つにつきましては強制徴収公債権でございますので、地方税と同じような流れになるかと思えます。ちなみに非強制徴収債権につきましては、当村の場合でいいますと簡易水道事業、それから農業集落排水事業、それからケーブルテレビ事業、この部分、それから一般会計の中で非強制徴収債権といわれるものについて不納欠損が発生した場合に議会の報告ということで報告第何号ということで提案し、承認をいただくという形になっております。

以上でございます。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、認定第1号、平成29年度山江村一般会計決算の認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第6 認定第2号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第6、認定第2号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑はありますか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） ただいま議題となりました、平成29年度歳入歳出決算書の国保会計から1点だけ質疑いたします。

ページは62ページです。その歳入ですけれども、款1、国民健康保険税についてであります。この国民健康保険税の収入未済額2,495万2,281円とあります。これは調定額は約1億円ですね。この割合は24.6%ということで、ちょっと割に高いようであります。これに対して収入済額は7,579万2,120円と、調定額に比較しますと74.7%と、これはちょっと低い収納率ということになります。実はこのことについては、29年度の審査意見書の16ページに書いてあることです。そこには医療費の高騰と相まって、今後の国民健康保険事業運営がより一層厳しくなることが予想されるということになります。そのことにつきまして、意見書にはありますが、執行部よりその点についてご説明と、また方針などありましたらお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

いわゆる収入未済額が大きいということでございます。過去5年間で国保税の収入未済額の動向ということで調べますと、例えば27年度から28年度につきましては310万円ほど、28から29につきましては67万円ほど収入未済額を減らしているところでございます。いずれにしてもこの収入未済額のほとんどが過年度の分でございます、この金額の内訳といたしましても、いわゆるうちだけではございませんが、滞納者の方の約2割から3割の方が滞納額の7割、8割の額を担っているということになっております。今後とも法に基づいた適正な滞納整理を進めながら、少しでも収入未済額を減らすよう努力していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 不納欠損額が65万6,000円ということになります。しかし、前年度はちょっと高かったんですね。それが不納欠損ですから減ったと思います。一応不納欠損の滞納の課題についてもちょっとありますけれども、今ちょっと答弁いただきましたので、これで終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、認定第2号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第7 認定第3号 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第7、認定第3号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、認定第3号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 認定第4号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第8、認定第4号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、認定第4号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業決算の認定については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第 9 認定第 5 号 平成 29 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第 9、認定第 5 号、平成 29 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 9、認定第 5 号、平成 29 年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 10 認定第 6 号 平成 29 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第 10、認定第 6 号、平成 29 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 10、認定第 6 号、平成 29 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定については、認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 11 認定第 7 号 平成 29 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第 11、認定第 7 号、平成 29 年度山江村特別会計ケーブ

ルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第11、認定第7号、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定については、認定することに決定しました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時30分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第12 議案第43号 平成30年度山江村一般会計補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第12、議案第43号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

5番、立道徹議員。

○5番（立道 徹君） それでは、ただいま議案となっております平成30年度山江村一般会計補正予算（第3号）について、2点ほど質疑いたします。

ページは13ページ、6、温泉センター管理運営費の15番、工事請負費と、18番、備品購入費の内容についてと、15ページ、災害復旧費で道路河川災害復旧費の15番、工事請負費の内容についてと、次の林業施設災害復旧費の工事請負費の内容について質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、立道議員のご質疑にお答えいたします。

温泉センター管理運営費の、まず工事請負費168万4,000円を今回計上させていただきますが、こちらの温泉と2階の屋根から雨漏りがするという
ことで、宴会等利用される際に大変迷惑をこうむっていらっしゃるということで、今回、雨漏りの改修工事を行うということで計上をさせていただきます

それから、備品購入費360万につきましては、昨日の一般質問でも少しお答えをさせていただきましたけれども、現在、建設を進めております栗加工施設の蒸気ボイラーの備品購入というふうになっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

道路河川災害復旧費の工事請負費の内容についてということですが、この件につきましては、6月、7月の梅雨前線豪雨災害によります道路等施設災害復旧費に係る工事請負費でございます。それで村道路線でございまして、4路線が対象となりまして、災害箇所は5カ所でございます。内容は路肩の決壊が3カ所、法面崩壊が2カ所ということでございまして、5カ所の工事請負費を今回計上しているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 林道施設災害復旧費の工事請負費の内容ということでございます。これは林道の災害の復旧の工事請負費ということでございまして、路線が2路線でありまして、一つが坂本山江線、もう一つが屋形線ということであります。この財源内訳の国・県の支出金としましては、一般災害の補助率で一応計上はさせていただきます。激甚に指定されたということでありますけれども、まだ補助率が確定してませんので、補助率が確定次第、歳入につきましては補助金につきましては補正で計上させていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 温泉センターの雨漏りの工事なんかは、営業されてますので、いつごろ工事されるのか。それと建設課と産業振興課の工事請負費の災害査定はいつごろになるのか。その2点だけちょっと。

議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、答えいたします。

温泉センターの施設の工事ということにもなりますので、予算承認後ただちに協議を行いながら、工事の日程等を決めたいと思います。やはり施設の団体等のお客さまが入ってる時期にはできないということですので、閑散期、11月中も閑散期

ではありますし、1月、お正月明けも宴会等の閑散期ということもありますので、閑散期にやっていきたいというふうに計画をしております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） ご質問の災害査定時期ということでございますけれども、全て5路線まだ災害の査定の時期は決まっておりませんで、決まっておりますのが3カ所で、1カ所が机上査定、それから2カ所が実地査定ということで、10月3日に行われるということで通知がきております。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 林道の工事災害復旧の査定ということでございます。まだはっきりした期日は決まっておりません。10月の中旬ぐらいだろうというふうには県から連絡は受けておりますけれども、それが順調に10月中旬ぐらいに査定を受けますと、着工が11月末から12月のはじめぐらいに着工の予定ということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第12、議案第43号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第44号 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号)

○議長（秋丸安弘君） 日程第13、議案第44号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第13、議案第44号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第45号 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第14、議案第45号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第14、議案第45号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第46号 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第15、議案第46号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第15、議案第46号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第47号 平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第16、議案第47号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第16、議案第47号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第48号 平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第17、議案第48号、平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第17、議案第48号、平成30年度山

江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第49号 平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第18、議案第49号、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第18、議案第49号、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第19 請願第1号 二連木堰再利用に関する請願書

○議長（秋丸安弘君） 日程第19、請願第1号、二連木堰再利用に関する請願書を議題とします。

まずここで産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。委員長は答弁席から報告をお願いいたします。

2番、横谷巡議員。

○産業厚生常任委員長（横谷 巡君） 日程第19、請願第1号。

それでは、請願第1号について報告します。

平成30年9月14日。山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会産業厚生常任委員会委員長、横谷巡。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は審査中の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定しましたので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

事件名、請願第1号、二連木堰再利用に関する請願書。

理由、今会期中での審査では委員会として十分な審査、協議ができないとの意見

が多く、閉会中の継続審査とするものと決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（秋丸安弘君） ただいま産業厚生常任委員長から閉会中の継続審査をしたい旨の報告がありました。よって委員長の申し出のとおり、継続審査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま産業厚生常任委員長より継続審査申出書の申し出がありました。これはいつごろまで継続調査をされるのか答弁を願います。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○産業厚生常任委員長（横谷 巡君） ではお答えいたします。

現地等を調査しましたところ、二連木堰、旧井堰の跡地がまだ確認できないということ、そして基盤整備等されたときの用水路確保の件等を考えますと、まだまだ十分な審査を必要とするという意見が多ございました。そのことによって、12月の定例会においてこの結果を報告しようということにしております。

以上でございます。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ただいまの継続審査の件につきまして、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって委員長申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

-----○-----

日程第20 陳情第1号 濁毛地区水田の浸水被害に関する陳情書

○議長（秋丸安弘君） 日程第20、陳情第1号、濁毛地区水田の浸水被害に関する陳情書を議題といたします。

まずここで産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。委員長は答弁席から報告をお願いいたします。

2番、横谷巡議員。

○産業厚生常任委員長（横谷 巡君） 日程第20、第1号。

それでは、陳情第1号について報告します。

平成30年9月14日、山江村議会議長、秋丸安弘様。山江村議会産業厚生常任委員会委員長、横谷巡。

委員会審査報告書。

平成30年第5回議会定例会で本委員会に付託された事件は、次のとおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号、陳情第1号。

件名、濁毛地区水田の浸水被害に関する陳情書。

当委員会は9月7日、9月11日の両日、午後1時半より委員会議を開催し、陳情書について審査協議いたしました。委員会の審査の結果は、全会一致で採択するものとするとし、付帯意見として、河川氾濫による農作物への影響が大きいことから、村及び県に対し浸水の対応策を検討するよう望むと意見を付けて決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 委員長の審査報告が終わりました。

それでは、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本件に関する委員長報告は採択です。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第20、陳情第1号、濁毛地区水田の浸水被害に関する陳情書は委員長の報告のとおり採択するものと決定いたしました。

-----○-----

日程第21 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第21、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申し出がありました。

よって、委員長申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれの閉会中の継続調査することに決定しました。

お諮りいたします。本日、村長から議案第50号、公共工事請負契約の締結について提出がされました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。議案第50号、公共工事請負契約の締結についてを追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定しました。

それでは、今から議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

（議案配付）

-----○-----

追加日程第1 議案第50号 公共工事請負契約の締結について

○議長（秋丸安弘君） それでは、追加日程第1、議案第50号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。

公共工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負契約を締結するものとするというものでございます。平成30年9月14日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治でございます。

記として下の表を掲げております。工事名が平成30年度村道、県道、下段線下之段橋下部工P2工事でございます。事業量につきましては橋脚工が1基、護岸工が1式、仮設工が1式であります。契約金額につきましては1億3,284万円でございます。契約の相手方でございますけれども、球磨郡山江村大字万江甲1049の1、株式会社中央設備、代表取締役、林田啓一となっております。敬称略です。入札の方法は指名競争入札で行わせてもらっております。

提案理由でございますが、この工事請負契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、いわゆる5,000万以上の工事の契約でございますが、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

付け加えて概要を申し上げますと、この事業につきましては、社会資本総合整備事業交付金の事業であります。事業費のうち国の交付金が66.55%くるということでありますから、財源内訳といたしまして8,800万円ちょっとが国の交付金の事業であります。また残りの4,200万につきましては、有利な起債等を活用するというところでございます。

工事の概要でございますが、右岸側の橋脚工事がP2であります。左岸側の護岸の工事であります。そして工事用道路、土留め、矢板及び仮水路などの仮設工事と

なっております。実は9月11日に入札をいたしまして、9月12日に仮契約を結ばせてもらってるということでもあります。9月14日、本日議会の承認が得るということであれば、本契約を結び、直ちに工事に入るということでございます。完了日を平成31年3月20日というふうに予定をしているところでありますので、慎重にご審議の上、よろしくご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） それでは、提案者の説明が終わりましたので、議案審議のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、それではしばらくの間暫時休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時52分

再開 午後0時01分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、議案審議が終わりましたので再開いたします。

追加日程第1、議案第50号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 読み違えておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

工事名のところでありますけれども、「平成30年度村道、県道、下之段線（したのだんせん）」と申しましたけれども、正確には「平成30年度村道、県道、下段線（しただんせん）下之段橋下部工P2工事」ということでもあります。

また対象事業の社会資本総合整備事業交付金事業と申しまして、66.55%が補助金と言いましたけれども、これは総事業費からの財源内訳でありました。内部資料を見ますと補助対象経費は若干下がるということでもありますので、公費が下がるということでもありますし、残りがいずれにしても起債で対応するというように訂正させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） それでは、訂正が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、追加日程第1、議案第50号、公共工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、お諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。従って、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、平成30年第5回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後0時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員